

令和 2 年

第 2 回飯舘村議会定例会会議録

自 令和 2 年 3 月 3 日
至 令和 2 年 3 月 17 日

飯 舘 村 議 会

令和2年第2回飯館村議会定例会会期日程

(会期15日間)

日次	月日	曜	区分	開議時刻	日 程
第1日	3. 3	火	本会議	午前10時	開 会 諸般の報告 1. 会議録署名議員の指名 2. 会期の決定 3. 村長の提案理由の説明 4. 予算審査特別委員会の設置及び付託 5. 予算審査特別委員の選任
第2日	3. 4	水	休 会		議案調査
第3日	3. 5	木	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問（通告順1～4番）
第4日	3. 6	金	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問（通告順5番）
第5日	3. 7	土	休 日		
第6日	3. 8	日	休 日		
第7日	3. 9	月	休 会		議案調査
第8日	3. 10	火	予算審査特別委員会	午前9時	令和2年度飯館村一般会計及び各特別会計予算審査（個別説明）
第9日	3. 11	水	予算審査特別委員会	午前10時	令和2年度飯館村一般会計及び各特別会計予算審査（総括質疑）
第10日	3. 12	木	予算審査特別委員会	午前10時	令和2年度飯館村一般会計及び各特別会計予算審査（総括質疑）
第11日	3. 13	金	休 会		議案調査
第12日	3. 14	土	休 日		
第13日	3. 15	日	休 日		
第14日	3. 16	月	休 会		議案調査
第15日	3. 17	火	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 追加提出議案の提案理由の説明 3. 議案審議 閉 会

令和2年3月3日

令和2年第2回飯舘村議会定例会会議録（第1号）

令和2年第2回飯館村議会定例会会議録（第1号）						
招集年月日	令和2年3月3日（火曜日）					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日 時及び宣告	開会	令和2年3月3日 午前10時02分				
	閉議	令和2年3月3日 午前11時51分				
心（不心） 招議員及び並 出席議員に欠 びに欠席議員 出席9名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不心招 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	佐藤健太	○	2	長正利一	○
	3	佐藤一郎	○	4	高橋孝雄	○
	5	高橋和幸	○	6	渡邊計	○
	7	佐藤八郎	○	8		
	9	相良弘	○	10	菅野新一	○
署名議員	3番 佐藤一郎		4番 高橋孝雄		5番 高橋和幸	
職務出席者	事務局長 但野正行		書記 高橋由香		書記 高橋萌育	
地方自治法 第121条のた めの出席者 の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	高橋正文	○	住民課長	石井秀徳	○
	健康福祉課長	細川亨	○	復興対策課長	村山宏行	○
	建設課長	高橋祐一	○	教育課長	三瓶真	○
	教育長	遠藤哲	△	代表監査委員	高橋賢治	○
	生涯学習課長	藤井一彦	○	農業委員会 会長	菅野啓一	○
	農業委員会 事務局長	山田敬行	○	選挙管理委員会 会長	伊東利	○
選挙管理委員会 書記長	高橋正文	○				
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和2年3月3日（火）午前10時02分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 村長の提案理由の説明
- 日程第 4 予算審査特別委員会の設置及び付託
- 日程第 5 予算審査特別委員の選任

会 議 の 経 過

◎開会の宣告

議長（菅野新一君） 本日の出席議員9名、定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第2回飯舘村議会定例会を開会します。

（午前10時02分）

議長（菅野新一君） 今定例会本会議場内においては、新型コロナウイルス感染防止のため、各人の判断でマスクの着用等の対応をお願いします。

◎開議の宣告

議長（菅野新一君） これから、本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

議長（菅野新一君） 本日の議事日程及び議案はお手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（但野正行君） 報告します。

本定例会に村長から送付ありました議案は予算案件12件、条例案件8件、その他案件6件、計26件であります。

次に、閉会中の特別委員会の活動状況であります。東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会が2月27日に福島県等への要望事項取りまとめのため開催されております。

次に、議会運営委員会が2月27日に本定例会の会期・日程等の議会運営協議のため開催されております。

次に、議長公務及び議員派遣の状況ですが、お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、今定例会の一般質問の通告は5名の議員からあり、質問の要旨はお手元に配付のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として村長ほか関係者の出席を求めています。

次に、監査委員から令和2年1月分の例月出納検査の結果について議長に報告されております。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（菅野新一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって3番 佐藤一郎君、4番 高橋孝雄君、5番 高橋和幸君を指名します。

◎日程第2、会期決定の件

議長（菅野新一君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から3月17日までの15日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から3月17日まで

の15日間に決定しました。

◎日程第3、村長の提案理由の説明

議長（菅野新一君） 日程第3、村長提出の議案第6号から議案第31号を一括して、村長の提案理由の説明並びに令和2年度の所信表明を求めます。

村長（菅野典雄君） 本日ここに、令和2年第2回飯舘村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとお忙しいところご出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

それでは、提出議案の説明に先立ちまして、12月議会定例会以降の村政の主な動きと令和2年度村政運営の所信を申し上げさせていただきたいと思っております。

まず、復興・創生期間後における東日本大震災からの復興の基本方針ですが、令和元年12月20日付で閣議決定された基本方針について、過般、福島復興局長から、その概要について村に説明があったところであります。その内容ですが、一つ、復興庁の設置期間を10年間延長することで、内閣総理大臣が引き続き復興の主任大臣とともに復興大臣についても継続をしますということでありまして、2つ目は、福島復興局は引き続き福島市内に置きますということでありまして、3つ目、福島特措法を延長いたします。4つ目、原子力災害被災地域については、中長期的な対応が必要かつ不可欠でありますので、国が前面に立って取り組むこと。あわせて、当面10年間、本格的な復興再生に向けた取り組みを行いますということ。5つ目として、各分野の具体的な取り組みといたしましては、健康と生活支援とか、産業、なりわいの再生。また、被災した子供たちに対する支援のため、学校教員の加配措置、スクールカウンセラーの配置。それに、帰還、移住等の促進、生活再建もありました。それから、被災自治体に対する財政支援のため、福島再生加速化交付金事業の継続、震災復興特別交付税の継続などもうたわれているところでございます。福島創生、復興後の基本の基本方針ということで示されたということでありまして。なお、これらの事業に充当する財源については、今年の夏ごろを目途に提示されることになっております。

次に、役場組織機構の再編でございます。原発事故による全村避難から今年で10年目、長泥地区除き避難指示解除から4年目を迎えることから、昨年8月より庁内において事務改善機構改革検討委員会をつくりまして、組織機構のあり方について検討を重ねてまいりました。

まず、総務課ですが、現在、総務係、財政係、企画係の3係で構成されておりますが、避難指示解除後、特に企画係については、帰還困難区域の復興再生拠点整備を初め、第6次総合振興計画の策定、さらに移住定住交流対策の設置など、当面する重要課題を抱え事務事業に当たっているところでありますが、これらの新たな業務が加わったことによって総務課全般にわたり業務が過重となっており、早期の企画調整課的な組織の再編が求められていたところであります。今回、村づくり推進課というものを新たにつくりまして、庁内のシンクタンク的な機能を持たせ、これからの重要課題に取り組んでまいりたいと考えております。

また、復興対策課であります。全村避難から今年で10年目を迎えることから、従来の産業振興課に戻し、農林業、商工業のさらなる振興を図っていききたいと考えております。

あわせて、現在、農地中間管理事業による農地の流動化、借り手と貸し手の種類分けでありますけれども、これを全体的に進めていかなければなりません。その業務は、本来、農業委員会が所管する業務でございますけれども、これもまた業務量が膨大であることから、農業基盤整備と一体的に進めなければならないことから、現在、農業委員会と農政係が綿密に連携をとって取り組んでいます。今年4月からは農業委員会の事務室を産業振興課内に置き、名実ともに一体的な取り組みを進めて、遊休農地を少しでも解消に努めてまいりたいと思っております。

なお、組織機構の再編については、過般、行政機構改革審議会というものに諮問をいたしまして、諮問どおり答申をいただいたところでございます。また、答申内容については、今3月定例議会に課の設置条例の一部改正という議案を提出させていただいておりますので、何とぞご理解をお願いしたいと思っております。

次に、村の第6次総合振興計画を今進めているところでありますが、昨年の9月に第6次総合振興計画策定委員会を発足させまして、その後、4つの専門部会、「健康・福祉・環境部会」「産業・観光・移住部会」「教育・文化部会」「防災・建設・行財政部会」というものをつくって、村民を初め学識者などによって検討を重ねてまいりました。現在までに、策定委員会3回、各専門部会五、六回、村民向けの方部懇談会5回、地域づくり講演会1回、村民向け中間報告会1回、先進地視察2回など、精力的に取り組んできたところであります。また、第6次総合振興計画の基本理念であるキャッチフレーズを早く決めるようにという声もありましたので、「ものは引き算、こころは足し算の村づくり」といたしました。これは第5次総合振興計画の基本理念であります、までいライフの考え方をもとに、第5次総合計画を発展した形を目指し策定を進めており、村の現状に沿ってさまざまなものをある意味では縮小をしながら、一方では精神的な豊かさを増していく、こういう意味を込めて設定したところでございます。今後のスケジュールですが、当初の方針どおり6月中旬に原案をまとめ、9月定例議会に議案として提出したいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。なお、議会の皆様には、3月定例議会開会中に全員協議会で現在までの取り組み状況についてご報告を申し上げますので、議会からもご意見、ご提言をいただき、より実効性のある計画としてまとめていきたいと考えております。

次に、各課の報告を申し上げます。

まず、総務課関係ですが、1月5日に飯館村消防団の出初め式をやったところでありますが、避難先などから約100名の団員の参加があり、村民の安心・安全の確保に心新たにしましたところであります。

1月19日は、「新春村民のつどい」を開催し、恒例の10大ニュース発表がなされたほか、ミニコンサートや落語が披露され、約300人の村民が新年を祝ったところでございます。

さらに、1月29日、第4回目の行政区長・副区長会議を開催しました。会議では、これまでの議会の報告を説明させていただき、各課の事業の進捗状況を行い、各行政区からの要望や質問を受けて、今後の村の行政運営について協議をしてきたところでございます。

次に、住民課関係でございます。

税でございますが、村民税は、今年度より通常課税に戻りまして、1月31日現在で2,334人に課税をしております。また、軽自動車税は3,099台、固定資産税は148件、国民健康保険税は64件の課税となっております。新築家屋や増築家屋について今年度も家屋調査を実施しておりまして、1月末現在で137件の調査をしてきたところでございます。

次に、村民の帰還状況であります。2月1日現在の村への帰還者は602世帯、1,207人ということで、約22.1%でございます。震災後の転入者は161人と、いいたてホームの入居者等を合わせまして、村内の居住者としては711世帯で1,408人ということになります。

次に、避難を継続している方の状況であります。県外の避難者というのは今230人。それから、県内ということでは福島市に2,537人、南相馬市に343人、川俣町に302人、伊達市に296人、相馬市に148人など、合わせて3,824人です。また、借り上げ住宅等への入居状況であります。特定延長及び帰還困難区域からの避難が19件で33人となっているところであります。

次に、おかえりなさい補助金ですが、2月1日現在で帰村の届け出をしている方602世帯のうち、574件の方が申請をしているところでありまして、金額にして1億1,480万円ということでございます。

次に、高速道路の無料化になっているふるさと帰還通行カード、これが1年間延長になりまして、来年の3月31日までとなっているところでございます。

次に、健康福祉課関係でございます。

帰村された皆様に開設しておりますサポートセンター「つながっぺ」の事業の利用登録者は129人となり、参加者も多く、平均1日20人ぐらいで連日盛況に運営しているところではあります。引き続き、高齢者の介護予防と住民の交流の場、高齢者を中心とする住民の居場所づくりに取り組んでまいりたいと思っております。いいたてクリニックについても利用者が徐々にふえてきておりまして、1日当たり29.5人程度になっており、引き続き診療日等につないで利用者の状況を見ながらの対応をまいりたいと思っております。

村に戻って、村外のデイサービスなどを利用される方に対して施設までの送迎を行う村外介護サービス等送迎事業、これも村ではやっております。月平均125人ほど利用いただいているところであります。また、郵便局による見守り訪問サービスも現在10名がサービスを受けているところでございます。村内の交通、足の確保についても、サポートセンター事業、コミュニティバス事業などを組み合わせまして村民のニーズに十分対応しているところでありますが、路線の見直しや村民の利便性を検討しながらこれからも取り組んでまいりたいと思っております。

次に、復興対策課関係であります。

本年度は、生きがい農業は69件、なりわい農業は19件取り組みました。この3年間の取り組みの合計ですが、生きがい農業359件、なりわい農業が89件。また、新たな農業というのは2件が、今、村農業振興のための経営展開を図り、昨年度と合わせますと、この新たな農業は13件ということになります。なお、生きがい農業の補助額は、平成29年度から令和元年度までの3カ年で1億5,165万円でございます。なりわい農業へは、平成28年度

から令和元年度までの4カ年で5,748万円を村単独で助成をしているところでございます。また、今年度は、避難前に農業に従事していなかった方で平成30年度に農業研修を実施した花卉農家2件が新たに就農をしていただきまして、今開始をしているところであります。また、昨年中に相馬市から和牛繁殖農家1件が移住をしていただき、現在畜産経営に向けて準備を進めているところであり、移住定住の推進にもつながっているところでございます。また、生きがい農業からなりわい農業にステップアップした農家による比較的少量の生産物についても、昨年度から東京都内のジェラート店に納品されているブルーベリー、同じく関東圏のスーパーに納品、販売されている行者ニンニク。昨年度から取り組んだ宅配企画による、今年度は複数の都内飲食店に対して70回以上の納品に至っている野菜農家も出てきておりまして、現在、エゴマ油やナツハゼ等の販売開拓、販路マッチングについても鋭意進めていっているということでございます。

鳥獣被害対策であります。現在までイノシシ707頭、サル猿20匹を捕獲しております。また、被害防止柵の電気牧柵等設置は、総延長399.1キロメートルになっているところでございます。

次に、森林関係では、昨年度、未利用間伐材を震災後初めて市場に出荷したところですが、今年度は引き続き森林の再生を図ることを目的としたふくしま森林再生事業を活用して、計画の策定と間伐などによる森林整備をあわせてやっていきたいと思っております。

次に、長泥地区特定復興再生拠点内の除染ですが、平成30年度から環境省による除染と家屋解体工事が本格的に始まっておりますが、うち、家屋解体については昨年12月までに終了しております。除染については、令和2年度中に完了する計画という報告を受けているところでございます。またあわせて、除染土壌の再利用を目的とした環境再生事業については、環境省が今年度から盛り土実証地においてジャイアントミスカンサス、ソルガム、アマランサスの試験栽培をしているほか、地元住民から要望のあったトルコギキョウ、ストック、カンパニュラのビニールハウスでの生育実証栽培なども実施しており、いずれも地元の方のご協力をいただきながら実施しているとの報告も受けているところでございます。なお、環境再生事業については、長泥行政区を含む村民の方7名、有識者5名を構成員とした長泥地区環境再生事業運営協議会や、村民の方2名、有識者3名による技術検討ワーキンググループなども設置されており、住民、村、環境省により長泥地区の環境再生のための協議をこれまでも何回も重ねているところでございます。

次に、商工労政関係でございます。

事業再開・帰還促進事業であります。県の交付金を受けまして、7月1日から「いいたてプレミアム付商品券」を販売いたしました。1月末までに村民や村内事業所に勤務している方に1万977冊を購入していただいたところでございますが、この購入していただいた商品券を全て利用していただいた場合、経済効果は1億6,455万円になると見込んでいるところでございます。

なお、企業事業者の再開支援であります。県原子力被災事業者事業再開等支援事業、いわゆる県の4分の3補助事業であります。これについては、陽はまた昇る基金より8事

業者に対して村独自で5%上乗せ補助を実施しているところでございます。

次に、宿泊体験館きこりであります。昨年4月から今年1月までの利用人数は2,156人、村民の利用はそのうち188人です。宿泊以外のイオラ等の入浴施設の利用人数は、昨年4月から今年1月末までに5,551人です。

また、道の駅までい館の状況ですが、4月から12月末までのレジ客数は、までい館が7万5,472人、セブンイレブンが19万2,575人となっています。

次に、建設課関係です。

建設課執行の工事委託関係の進みぐあいですが、発注件数が174件、契約金額が約45億円です。進みぐあいは71%ほどです。その他、ほかの課から移管された工事は発注件数17件であり、金額が約14億5,000万円、進捗率60%となっています。

4月供用開始予定の大師堂団地は、引き続き、お知らせ版などで入居募集をしてみたいと思っております。

台風19号被害に伴う災害の復旧状況ですが、村道、普通河川11カ所、大倉浄水施設1カ所、林道施設1路線の工事発注を終え、現在工事を進めているところであります。なお、その他詳細内容については、農地・農業用施設災害の事業費上限40万円の村負担補助事業ですが、申請35件で補助金が740万円のうち、17件が完了しているところでございます。

教育委員会関係であります。

12月5日に第4回義務教育学校開校準備委員会を開催いたしまして、いいたて希望の里学園の校章を決定したところでございます。決定されたデザインは、さきにお示ししたとおりでございますが、村の形を背景に、新しい学び舎や、までいの語源に通ずる両手をあらかず旧字体の「學」の字を中心に置き、人と人とのつながりをあらかず形や、廃校となる小中学校と希望の星をあらかずデザインなどを取り入れたところでございます。校章が決まりましたので、現在は校旗を作成中でございます。

また、2月5日には新しい校歌が完成し、作詞者黛まどかさんと編曲者の平林さんという方が小中学校へ訪問し、子供たちに校歌「孤高の星」を初披露するとともに、歌唱指導をしていただいたところでございます。披露後、子供たちは平林さんのピアノ演奏により校歌を練習しましたが、初めてにもかかわらず上手に大きな声で歌う姿が見られました。練習後、子供たちからは「校歌に込められた思いを大切に後世に歌いつなぎたい」とか、「開校式までにはしっかりと歌えるよう練習したい」などの感想が聞かれ、新しい校歌が子供たちに受け入れられたようでもあります。なお、4月5日開催の開校式には、作曲者の南こうせつさんも来ていただく予定になっております。

次に、1月25日に第3回目となる義務教育学校説明会を保護者を対象に開催いたしました。当日はいいたて希望の里学園の制度の説明、教育の重点についての説明ほか、来年度からのおやつ代や延長保育料、制服、運動着などの保護者一部負担についても説明を行ったところであります。特に一部負担については、保護者から無償化が継続されなかったことに対する残念である旨の発言もありましたが、国補助金の見直し、現在の村負担の状況などを説明させていただき、その結果、出席された皆様方からはおおむね理解を得られ

たものと捉えているところでもあります。

生涯学習課ですが、1月12日に交流センターふれ愛館で成人式を実施いたしました。式には新成人58名中37名が出席をしていただいて、多くの来賓に見守られて大人の仲間入りを果たしたところでございます。

それでは、令和2年度村政運営の所信を申し上げさせていただきます。

まず、令和2年度村政運営の重点施策でございますが、令和2年度一般会計当初予算は、123億6,200万円でございます。対前年度比13.7%、金額にして19億5,800万円の減となったところでございます。これは、被災地域農業用施設等整備工事、深谷地区多目的交流広場整備工事、大師堂住宅団地の建設工事、大師堂住宅団地の敷地造成工事、役場庁舎修繕工事などの事業費が減少したことによって、このような予算の減額になったものでございます。令和2年度も復興・創生期間終了までに必要な事業を着実に進めるとともに、引き続き村民の福祉向上のために必要な施策を取り組んでまいりたいと思っております。

それでは、各課の主要政策について説明を申し上げます。

総務課関係ですが、令和元年度から2カ年計画で進めてまいりました第6次総合振興計画を引き続き重点的に取り組んでまいります。令和3年度から令和7年度までの5カ年の新しい村づくりにしっかりと道筋がつけられるよう、村の現状や将来像を慎重に見きわめるとともに、できるだけ村民の皆さんの意向も取り入れられるよう配慮し、策定を進めたいと考えているところでもあります。

次に、長泥地区の特定復興再生拠点整備であります。ここは居住促進ゾーン、いわゆる公民館といいますか集会所近辺の整備、環境再生事業、基盤整備事業、つまり再生した後の基盤整備の事業の推進、また拠点エリア外になった地域の皆さんへの対応など、いずれも重要な課題でございますので、スピード感を持って進めてまいりたいと思っております。

次に、移住・定住・交流事業、これも引き続き力を注いでいきたいと思いますが、村づくり推進課の新設にあわせて、移住促進はもとより、交流人口、関係人口の拡充を図るなど、新しい村づくりに効果のある施策を庁内横断的に取り組んでまいりたいと思っております。

次に、昨年の東日本台風の被害を踏まえて、村内の防災体制の強化を図っていかねばと思っております。まず、ハザードマップの作成を含めた新たな地域防災計画の策定に取り組んでまいります。また、旧飯樋小学校を防災拠点とする復興震災記録交流施設の整備をあわせて進め、災害に強い村の構築を目指していきたいと思っております。

住民課関係であります。

まず、村税についてでございますが、村民税については平成31年度から通常課税となり、固定資産税の償却資産分及び軽自動車税の農機具については令和2年度から通常課税となります。村税の減免措置が継続するものとしては、固定資産税の土地・建物にかかわる分が令和2年度までその金額の半分を村が負担するというところになっているので、いわゆる減免ということになります。なお、国保税、後期高齢者医療保険等については、減免措置が1年継続する見込みとなっているところでもあります。

収納対策ですが、滞納村税の収納率向上については村として長年の課題であったわけで

ありますが、震災以降、村税等の減免により新たに発生する滞納額が大きく減少しており、現在の村の滞納額は410万円、前年同期よりまた少なくなっているところでございます。

固定資産税台帳の整備ですが、平成27年度から始まった環境省による家屋解体や村内での住宅の建てかえ、改築なども進んでいることから、昨年度に引き続き職員が地域に出向いて現地確認を行いながら、固定資産税台帳の整備を進めてまいりたいと思っております。

次に、村内の防犯対策であります。まず、全村見守り隊です。まさに長い間、村民により村の安全を守ってきていただいたわけであり、そのことによって村民の雇用の場の確保と、村民の財産を守るために全村避難後から実施してまいったわけであり、今年度で終了することとしております。今後につきましては、ウルトラ警察隊による巡回、また平成27年度に設置した防犯カメラによる監視、地域住民や防犯指導隊、交通安全団体の連携を図り、村内の防犯や事故防止を図ってまいりたいと考えております。

次に、ごみ処理対策であります。村民が徐々に戻ってきており、ごみの量も少しずつふえてきております。ごみ収集カレンダーを作成し、引き続き分別回収に協力をいただくとともに、不法投棄の回収を実施し、環境美化に努めてまいりたいと思っております。

次に、村民の足の確保であります。交通弱者と言われる高齢者や移動手段の少ない方などを村内の公共施設や金融機関、クリニックなどへワゴン車による送迎を行います。また、村外のスーパーなどへの買い物も含めた村民の足の確保対策もやっていきたい、このように思っているところであります。

健康福祉課関係であります。

帰村された村民の生活状況と健康状態、生活適応性を把握するため、訪問活動は引き続き継続をし、行政区等での健康教室の開催や生活習慣病対策のための栄養指導、健康づくり事業などを盛り込んでやっていきたいと思っております。

次に、在宅介護サービスを村内で受けられるよう、村外事業者に対する在宅サービス提供加算や、村民でデイサービスなどを利用される方に対して、施設までの送迎を行う村外介護サービス等送迎事業なども、引き続き行ってまいる予定でございまして。

また、村内を拠点とした健康づくり、介護予防事業については、サポートセンターや地域サロンにて事業を展開してまいります。

昨年、村内での調剤薬局の再開を目指してきたところでございますが、なかなか思うように行かず、4月からはいいたてクリニックにて院内の処方スタートすることにしていくところであります。できるだけ住民の便宜を図るということで決断をしたところであります。

次に、復興対策課関係であります。

農政関係であります。令和2年は避難指示解除後4年目となり、福島県営農再開支援事業による除染後の農地保全管理、いわゆる10アール当たり3万5,000円の補助が来るといふ事業であります。これは今年で終わりを迎え、担い手への農地集積に向けた準備支援という名前に変わりをし、10アール当たり1万2,000円を上限とした事業となります。令和元年12月に上飯樋地区において農地中間管理機構を活用して100ヘクタールを超える農地利用集積を実現したところでありますが、令和2年度には上飯樋地区をモデルとし

て他の地区でも同様の農地利用集積を進めることとしたいというふうに思っております。150ヘクタール以上の集積となる見込みでございます。福島県営農再開支援事業の除染後農地の保全管理の10アール当たり3万5,000円は終了しますが、他の支援メニューは実施できますので、農用地の反転耕や均平化作業、さらには電気牧柵等の設置や堆肥の配付などは引き続き進めていって、より高度な営農にステップアップできる環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、林業関係であります。平成30年度に作成したふくしま森林再生事業計画のもとに、令和元年度から民有林を対象として本格的な森林整備事業を実施しており、令和2年度においても森林の再生を計画的に進めてまいりたいと思っております。

除染関係ですが、除染に対する住民からの問い合わせについては引き続き線量測定、必要に応じたフォローアップ除染などの対応を実施することを国との協議で確約を得ております。

また、帰還困難区域における復興拠点エリア内の除染などについては、国道399号西側を中心に約61ヘクタールを実施する計画になっております。

次に、仮々置き場から中間貯蔵施設等への搬出であります。令和2年度には約39万袋の搬出が計画されているようであり。なお、除染廃棄物などが搬出された仮々置き場の農用地について、地権者と協議の上、原状回復工事を実施して農家の方へ引き渡しを円滑に行えるよう国と協議をしております。

次に、商工労政関係であります。事業再開・帰還促進事業のプレミアム付商品券であります。令和元年度は1万977冊の販売で、総額1億6,455万円の事業費でありましたが、令和2度については1万8,000冊をつくり、総額2億7,000万円に拡大して事業を実施してまいります。

次に、パークゴルフ場整備事業ですが、村民のスポーツ活動とコミュニケーションの場を確保し、村民の体力向上と健康増進を図るためパークゴルフ場の整備を進めております。令和2年度には芝張り管理棟の施設を整備し、今年の秋のオープンを目指してまいります。

次に、建設課関係です。

村道、河川関係の維持管理や整備計画ですが、村道の草刈りなどの維持管理については、復興庁の住民参加型地域の課題解決加速事業を利用させていただきまして、14行政区については住民による共同活動に移行し、それ以外の箇所については、今年度同様に、村で対応をしたいと考えております。

平成30年度から行ってきました舗装機能回復工事を令和2年度も幹線道路を優先し、15路線で延長28.8キロメートル、総事業にして17億850万円の施工を予定をしているところです。それから舗装機能回復工事は、平成30年度から令和元年度の2カ年で、23路線、延長22.2キロメートル、総事業にして12億7,300万円を実施したところであります。この機会に平成30年、平成31年、令和2年と、合わせてこの3年間で38路線、国の事業を使って51キロメートル、30億円の事業で村道の整備をしているということでございます。

普通河川の草刈り及び堆積土砂のしゅんせつについては、今年度に引き続き4カ所の河

川を実施してまいります。補助の対象が1河川1回のみとなっておりますので、昨年の台風等により新たに土砂が堆積した河川については追加事業の検討をしております。県管理の2級河川についても順次対応する予定になっているところでもあります。

次に、住宅関係ですが、平成27年度、改修及び建てかえ工事を進め、今年度実施している大師堂住宅の3月末の竣工をもって、全て村営住宅は完了ということになります。既存の住宅改修58戸、それから大谷地団地、深谷団地、桶地内団地、大師堂団地の建てかえ・新設により53戸ということで、全体で111戸の村営住宅の管理運営をこれから実施していくということでもあります。これは50年前につくりました村営住宅を全て新しく今回建てかえて、村民に気持ちよく入っていただくということになっているところでございます。

次に、林業施設整備関係ですが、営農再開に向けての農業用施設の整備や機能回復工事については、事業採択された15行政区の調査設計、各種工事と、5行政区の事業申請、採択を進めてまいるというところでございます。

農道の機能回復工事としては3路線の舗装修繕計画を計画しておりまして、農地などの災害関係は、台風19号の被災による国庫補助の災害復旧工事13カ所の着手と村単独補助を継続して復旧していきたいと考えております。

教育関係ですが、令和2年度における教育課の主要仕事としては、先ほどから申し上げておりますいたて希望の里学園が4月から開校し、9年間を通した体系的な学習、教職員の相互乗り入れ授業など、義務教育学校ならではの取り組みがスタートするわけであり、教育活動が円滑に進むよう、これから支援あるいは指導を行ってまいりたいと思っております。一方、来年度も学園の連携教育を進めて定着するとともに、より付加価値の高いものとするため、引き続き教職員の連携を密にして、教育課程を推進、合同行事を実施し、一体感の醸成に努めてまいりたいと思っております。あわせて、オリ・パラを含めたラオスとの交流を教材とした学習も進めてまいりたいと思っております。

また、来年度は今年度同程度の就園・就学が見込まれており、特に認定こども園のニーズが高いため保育教諭確保に努めるとともに、学校教育の充実がいずれ若者の帰還促進や新たな定住者の増加につながることを考えまして、児童生徒保護者の志向ニーズを意識した事業展開を進めてまいります。

生涯学習関係であります。オリンピック・パラリンピックの観戦事業を実施してまいります。また、東京オリンピック・パラリンピックの復興ホストタウンとして、ラオス人民民主共和国のパラリンピック選手の事前合宿も8月ごろに予定しているところでございます。

パークゴルフ場については、9月下旬のオープンに向けて維持管理体制をしっかりとしていかなければならないと思っております。

子供たちの心を育てる事業として、親子の深い愛情やきずなをテーマとしたミュージカルを実施してまいります。文化財関係では、200年以上前に建てられた比曾の穀櫃を新たに村の指定文化財に指定し、修理、保存を行うとともに、比曾の三匹獅子舞保存会がNPOの補助金を受けて行う映像保存事業にかかわる手出し経費の一部も補助してまいりたいと考えているところでもあります。

次に、財政運営方針について申し上げます。

令和2年度の一般会計当初予算は、編成期間を例年より前倒しをしまして、精度の高い将来を見据えた予算を基本理念としてつくったところであります。また、避難指示解除から3年が経過をしまして、主要なインフラがほぼ整備されたことにより、最優先課題として取り組んできた東日本大震災からの復旧・復興から新たな村づくりに力強く歩み出す必要があることから、令和2年度当初予算は、までいライフの理念を踏まえながら、10年後、20年後を見据え、コンパクトでも輝ける新しい村づくり、将来を見据えた行政運営を進めていく予算にしているところでございます。

では、提出いたしました議案について、その概要を説明させていただきます。

議案第6号は、令和元年度飯舘村一般会計補正予算（第11号）でございます。

この予算は16億1,837万8,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を165億6,404万8,000円としたところであります。

歳出の主な内容は、総務費の総務管理費から1億4,593万9,000円の減額であります。民生費の児童福祉費から1億2,312万3,000円の減であります。農林水産業費の農業費から6億4,227万7,000円の減額であります。商工費の商工費から8,187万円の減額、土木費の道路橋梁費から7,579万2,000円の減額、住宅費から1億7,127万2,000円の減額などを計上したところでございます。

歳入では、この減額に伴う財源の調整を行っております。あわせて、繰越明許費の設定及び地方債にかかわる限度額の変更を行っております。

議案第7号から議案第11号までは、令和元年度の各特別会計の整理予算でございます。

議案第12号は、令和2年度飯舘村一般会計予算であります。

歳入歳出予算の総額を123億6,200万円としました。これは、前年度に比べ19億5,800万円、率にして13.7%の減ということであります。うち、復旧・復興関連予算、いわゆる震災からの対応というのが81億9,061万円で、この歳出予算総額の66.3%が復旧・復興のための予算ということになります。

それでは、令和2年度の重点事業について申し上げます。

例えば、基本方針である「生命（いのち）をまもる」では、総合健康診断事業に3,444万2,000円、予防接種事業に2,346万5,000円、放射線相談支援事業に1,650万円。

「子どもたちの未来をつくる」では、被災児童生徒等の就学支援事業に1,256万8,000円、スクールバス運行事業に8,436万4,000円、義務教育学校整備事業に405万9,000円、ミュージカル鑑賞事業に479万9,000円。

「人と人がつながる」では、復興震災記録交流施設整備事業に2,121万6,000円、もりの駅まごころの修繕工事に3,086万3,000円、それから道の駅までい館の改修工事に2,860万円、それから多目的交流広場管理運営事業に5,014万2,000円、移住・定住・交流事業に5,346万7,000円、地域づくり推進事業に1,000万円となっております。

「原子力災害をのりこえる」では、農業基盤整備促進事業に7億1,000万円、モニタリングマップ作成事業に9,867万円、伐採支障木処理事業に6億9,110万円。事業再開・帰還促進事業、いわゆるプレミアム付商品券であります。1億1,407万円。農業水利施設等保

全再生事業に3億376万6,000円でございます。

「までいブランドを再生する」では、被災地域農業復興総合支援事業に2,157万8,000円、営農再開支援事業に6億8,343万円などが復興計画の5つの基本方針に沿った主な事業でございます。このほかに、村道維持補修事業に18億9,328万3,000円とか、地域防災計画策定事業に1,500万円などを計上しているところであります。

次に、歳入であります。地方交付税は21億5,706万1,000円で、前年度に比べ29.7%の減でございます。

次に、村債は、2億5,160万円で、前年度に比べ26.8%の増であります。

次に、自主財源は、32億9,195万7,000円で、前年度に比べ14億6,683万9,000円、率にして30.8%の減であります。この主な要因は、国・県支出金を一旦積み立てて使用する帰還環境整備交付金基金などの基金繰入金で15億1,058万3,000円減となったことによるものでございます。

議案第13号は、令和2年度飯舘村国民健康保険特別会計予算であります。歳入歳出総額をそれぞれ9億215万5,000円としました。前年度に比べ1.7%の減であります。

議案第14号は、令和2年度飯舘村簡易水道事業特別会計予算であります。歳入歳出総額をそれぞれ4億3,295万9,000円としました。昨年度に比べ23.0%の減であります。

議案第15号は、令和2年度飯舘村農業集落排水事業特別会計予算でありまして、総額を4,727万2,000円としまして、昨年度に比べ89.2%の減であります。

議案第16号は、令和2年度飯舘村介護保険特別会計予算でありまして、事業勘定及びサービス事業勘定を合わせた歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億2,307万7,000円といたしました。

議案第17号は、令和2年度飯舘村後期高齢者医療特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を7,249万8,000円としました。これは昨年に比べ9.2%の増であります。

議案第18号は、飯舘村社会福祉法人経営安定化基金設置条例でございます。これは、人材不足等で今後の経営が不透明な社会福祉法人の経営安定化を図るための受け皿となる基金をつくるものでございます。

議案第19号は、飯舘村立義務教育学校設置に伴う関係条例の整備に関する条例であります。4月1日に開校予定の義務教育学校の設置に伴い、関係条例を整備するものであります。

議案第20号は、飯舘村行政機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例であります。これは、被災後10年目を迎える新年度から新しい村づくりと産業振興を強力に推し進めるため、行政機構を改編し、関連する条例の所要の改正を行うものであります。

議案第21号は、飯舘村営住宅条例の一部を改正する条例であります。この改正は、老朽化した村営住宅の解体及び大師堂住宅団地の新設に伴い、所要の改正をするものでございます。

議案第22号は、飯舘村使用料条例の一部を改正する条例です。この改正は、老朽化した村営住宅の解体に伴いまして、村営住宅の使用料について所要の改正をするものであります。

議案第23号は、東日本大震災に伴う村税の減免に関する条例の一部を改正する条例であります。この改正は、固定資産税の償却資産及び軽自動車税について、帰還困難区域においては令和2年度においても減免を継続するものです。

議案第24号は、飯舘村税特別措置条例の一部を改正する条例です。この改正は、過疎地域及び原子力発電施設等立地地域において新たに取得または増設する償却資産等について、課税免除の期間を延長するものです。

議案第25号は、飯舘村介護福祉条例の一部を改正する条例であります。この改正は、消費税増税に伴い低所得者層の負担を軽減するため、介護保険料の軽減率を拡大するものです。

議案第26号は、いいたてクリニックの指定管理者の指定について。これは、いいたてクリニックの指定管理期間が令和元年度で満了するために、令和2年度以降の新たな管理者を指定するものです。

議案第27号、これはメモリアルホールいいたての指定管理者の指定であります。これも、メモリアルホールいいたての指定管理期間が令和元年度で満了するために、令和2年度以降の新たな管理者を指定するものです。

議案第28号は、佐須辺地に係る総合整備計画の策定についてです。これは、佐須地区の辺地計画について総合的かつ計画的に整備を促進するため、総合整備計画を策定するものです。

議案第29号は、比曽・岩部辺地に係る総合整備計画の策定についてであります。これは、比曽・岩部地区の辺地計画について総合的、計画的な整備を促進するため、総合的な整備計画を策定するものです。

つまり、この2案どちらも道路改良をするためにいわゆる辺地債を使うので、その総合整備計画に入れてそれを使えるようにするという条例でございます。

議案第30号は、被災地域農業復興総合支援事業基幹事業 農業用施設等整備工事（伊丹沢西エリア肉用牛用施設）請負契約についてであります。2月18日に7社による指名競争入札を行った結果、株式会社アシストジャパン宇都宮支店が落札いたしましたので、その請負契約について議決を求めるものでございます。なお、契約金額は2億900万円でございます。

議案第31号は、被災地域農業復興総合支援事業基幹事業 農業用施設等整備工事（伊丹沢南エリア肉用牛用施設）請負契約についてでございます。これも2月18日に7社による指名競争入札を行った結果、株式会社アシストジャパン宇都宮支店が落札いたしましたので、その請負契約について皆様の議決を求めるものでございます。なお、契約金額は2億5,300万円でございます。

以上が、今回提出いたしました議案の概要でございます。それでは、どうぞよろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案についての説明を求めます。

(休憩中、総務課長の議案説明)

(午前11時10分)

◎再開の宣告

議長(菅野新一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時47分)

◎日程第4、予算審査特別委員会の設置及び付託

議長(菅野新一君) 日程第4、予算審査特別委員会の設置及び付託の件を議題とします。

お諮りします。

議案第12号令和2年度飯舘村一般会計予算について、議案第13号令和2年度飯舘村国民健康保険特別会計予算について、議案第14号令和2年度飯舘村簡易水道事業特別会計予算について、議案第15号令和2年度飯舘村農業集落排水事業特別会計予算について、議案第16号令和2年度飯舘村介護保険特別会計予算について、議案第17号令和2年度飯舘村後期高齢者医療特別会計予算について、以上の6議案について、飯舘村議会委員会条例第5条の規定によって、8人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、議案第12号から議案第17号までの6議案については、委員定数8人で予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎日程第5、予算審査特別委員の選任

議長(菅野新一君) 日程第5、予算審査特別委員の選任を行います。

お諮りします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、飯舘村議会委員会条例第6条第4項の規定によって、1番 佐藤健太君、2番 長正利一君、3番 佐藤一郎君、4番 高橋孝雄君、5番 高橋和幸君、6番 渡邊 計君、7番 佐藤八郎君、9番 相良 弘君、以上8名を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました8名の諸君を予算審査特別委員に選任することに決定しました。

なお、本日散会後に予算審査特別委員会を議場にて招集しますから、委員長、副委員長を選任の上、議長に報告を願います。

◎散会の宣告

議長(菅野新一君) これで、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

ご苦労さまです。

(午前11時51分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年3月3日

飯 舘 村 議 会 議 長 菅 野 新 一

同 会議録署名議員 佐 藤 一 郎

同 会議録署名議員 高 橋 孝 雄

同 会議録署名議員 高 橋 和 幸

令和2年3月5日

令和2年第2回飯舘村議会定例会会議録（第2号）

令和2年第2回飯舘村議会定例会会議録（第2号）						
招集年月日	令和2年3月5日（木曜日）					
招集場所	飯舘村役場 議会議場					
開閉会の日 時及び宣告	開議	令和2年3月5日 午前10時00分				
	閉議	令和2年3月5日 午後 4時45分				
心（不心） 招議員及び並 出席議員に欠 びに欠席議員 出席9名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不心招 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	佐藤健太	○	2	長正利一	○
	3	佐藤一郎	○	4	高橋孝雄	○
	5	高橋和幸	○	6	渡邊計	○
	7	佐藤八郎	○	8		
	9	相良弘	○	10	菅野新一	○
署名議員	6番 渡邊 計		7番 佐藤八郎		9番 相良 弘	
職務出席者	事務局長 但野正行		書記 高橋由香		書記 庄司伸也	
地方自治法の 第121条のた めの出席した 者の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	高橋正文	○	住民課長	石井秀徳	○
	健康福祉課長	細川 亨	○	復興対策課長	村山宏行	○
	建設課長	高橋祐一	○	教育課長	三瓶 真	○
	教育長	遠藤 哲	○	代表監査委員	高橋賢治	○
	生涯学習課長	藤井一彦	○	農業委員会 会長	菅野啓一	○
	農業委員会 事務局長	山田敏行	○	選挙管理委員 会長	伊東 利	○
	選挙管理委員 会書記長	高橋正文	○			
議事日程	別紙のとおり					
事 件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和2年3月5日（木）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問（通告順1～4番）

会 議 の 経 過

◎開議の宣告

議長（菅野新一君） 本日の出席議員9名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

議長（菅野新一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。事務局長。

事務局長（但野正行君） 報告します。

3月3日に予算審査特別委員会が開かれ、委員長に相良 弘委員、副委員長に長正利一委員を選任した旨、議長に報告がありました。

次に、会期中の常任委員会の活動状況であります。3月3日総務文教、産業厚生両常任委員会が閉会中の所管事務調査等協議のため、それぞれ開かれております。

次に、村長所信表明に係る追加質問の通告は2名の議員からあり、質問の要旨はお手元に配付のとおりであります。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（菅野新一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、6番渡邊 計君、7番 佐藤八郎君、9番 相良 弘君を指名します。

◎日程第2、一般質問

議長（菅野新一君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。7番 佐藤八郎君。

7番（佐藤八郎君） おはようございます。2020年3月定例会において、7項目13点について、村民の声、願い、生活についての要望していることを一般質問し、提案をいたします。

政治は生活であります。国政では、桜を見る会、カジノ問題、公職選挙法違反など、国民に示すべき真実がうそとごまかしの中で進められています。オリンピック目前としてのコロナウイルス患者の発生は、私たちが放射性物質（毒物）による放射線被ばくを体験したことと同じく、見えない、においもしない中での広がりであるが、放射線被ばくは体に直ちに影響ないと加害者グループにうそとごまかしされ続けていますが、コロナウイルスは直ちに体、命に影響あるので、日々の生活に不安、不満を与えております。

飯館村でも、国の指示もあり、教育関係での対応はされておりますが、帰村されている村民初め、村民への対応は具体的に見えません。聞くところによると、マスクや消毒薬などの緊急での備蓄も少なく、帰村されている多くの高齢者への支援もままならないということであります。買う場所も村内になく、自分での運転も大変な帰村された高齢者、村民への支援策を早急に実施すべきであります。

質問に入ります。

初めに、村民生活再生であります、私たちは自然豊かな緑に囲まれた飯舘村で暮らしていただいておりますけれども、原発事故により全村に放射性物質（毒物）が降散され、危険で住めない村とされ、村民の人生が奪われたわけであり、村民の代表として、これまでの9年間に国、東電への要望を村民代表の村長から示していただきたい。具体的には、これまで要望して実現させたこと、現在要望していること、これから要望が必要と考えていることは何なのかを村民が理解できるように、明確な答弁を求めるものであります。

村民生活についてであります、国から一方的に20ミリシーベルト／年間以下ということで避難解除をされたわけであり、解除要件の①放射線量低減、②インフラ整備、③村民の合意とされている。この①から③の成果を上げるための施策と予算を示していただきたい。現在、避難解除された後も、村民の合意が得られた中での帰村の実態などもお知らせ願いたい。

次に、買い物場所の支援の違いが、道の駅セブンイレブンと白石地区のローソンの行政の支援の違いがあり、1カ所は閉店に追い込まれておりますけれども、村民にとってこの2カ所の買い物場所というのは、帰村された村民や村内で働く労働者にとってかけがえのないものであります。この1カ所閉店をどう考え、買い物場所の確保をどうしていくのか示していただきたい。

次に、企業支援について。村内企業への支援策は、新起業や既存企業、なりわい支援の実情と課題についてお聞きするわけであり、その点では、具体的にどのように支援され、成果として上がって、これからの課題は何なのかを示していただきたい。

私たちが村を、自分の財産を捨ててまで避難した放射性物質（毒物）処理について、再三環境省に仮置き場の動きの実態を知らせよう申し上げておりますけれども、いまだ具体的な280万袋の除染廃棄物いわゆる放射能汚染物の移動実態と今後の計画は、村民が見えるような、不安や不満に応えるような状態では示されておりませんので、具体的に280万袋が今130万袋あるというお話は聞いておりますけれども、動いた150万袋や仮置き場での作業の実態、袋を開けたり、ダンプが川俣方面に下ったり、いろいろしておりますけれども、具体的には何をされて、どのようにこの放射性汚染物を移動されているのか。村民は、ただただ見ているだけであります。村も国の事業なのでということで傍観のみなのか、移動実態、今後の計画を具体的に示していただきたい。

次に、今ほど申し上げましたけれども、仮置き場、仮置き場での事故もありましたけれども、多くの村民が一体何しているんだろうと、クレーン車が入って袋を開けたり、朝4時、5時にダンプが集結して荷物積んだり、一体何をしているんだろうという不安がいっぱいあります。このことにもきちんと内容と、さらには遮蔽物の土なのでということで、台風災害の場所にいまだかつて積んで使っている。さらには、道の駅の後ろのところにも解体した現場のものを使うなどと、どうもこの放射能という、見えない、においしないものへの危険であるという意識が欠けているように思えてなりませんけれども、その辺の放射能放出対策をきちんと示していただきたい。

次に、何といたっても、コロナウイルスではありませんけれども、直ちに影響なくても影響が必ず出てくるという放射性物質の被ばくを多くの村民がしたわけであり、除

染基準を5ミリシーベルト未満として除染は進めたでしょうけれども、事故前の国の基準1ミリシーベルト未満とするための施策は、村民にきちんと示すべきであります。

今回の原発事故により、文科省発表は、31の自然界にない核種が降散したとされております。村のこれまでの答弁では、ヨウ素やセシウムなど、4から5核種しか問題としていないという答弁が多いのでありますけれども、役場前の東脇のサザンカの屋根下の状況と、屋根から離れた、雪のいっぱい積まれたあの当時のサザンカであれほどの違いがあるということ、長泥の桜の原発事故が起きた1年ないし2年、3年の中での花のつき方から見ても、村内の動植物、村民への放射線被ばくは、私は、必ずあったし、そして今全国的にも、福島県中心にいろいろな病気が原発事故前の何倍、何倍というふうに、結果として医療関係や病院から報告されている現実にあります。そういう意味では、村全体の動植物や村民の放射線被ばくの実態はどのようにあるのか示していただきたい。

次に、今年も早いもので、10月には村長選という時期に入っております。村長選での公約で実現できたこと、残されている公約、この間の箱物、施設づくりにより、維持、運営費が心配されているが、村民のためにどのように活用されるのか、実態と維持管理の財源を含めた計画を示していただきたい。

この3番目の箱物と維持管理と運営の経費、再三質問をし、再三申し上げていますが、いまだかつてきちんと回答されないというのが実態なので、3月は来年度の村民のための予算が決定される時期に当たり、既にでき上がっている施設や建物についての維持管理や運営財源を示すとともに、どのぐらいかかるのかを具体的に示していただきたい。

さらに、先日2日、議会初日に示された提案理由の中で、12月20日に閣議決定された復興・創生期間後における東日本大震災からの復興の基本方針により、福島特措法の延長により、被害を受けた村民のために何が加えられたのか、また延長の期間はいつまでなのか説明を受けているということでもありますので、ぜひ村民の皆さんにもそのことをきちんと示していただきたい。

さらには、帰村された村民の健康状態も含め、放射性物質により被ばくを受けた、特に高被ばくを受けた村民の健康対策が必要であります。放射性物質の降散から10年目以降の体への被ばく影響が心配されるが、医療費や検査など、国の予算はどうなるのか。無料化継続により重症化防止や予防に努めるべきだと思いますけれども、その点での説明やら国への要望はいかがしているのか。村民が理解できる具体的な、身近なことをきちんと答弁をし、村民に見通しある人生の歩み方をさせてほしいと思うものであります。

具体的でわかりやすい答弁を求めて、発言を終わります。

村長（菅野典雄君） 7番 佐藤八郎議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

大変多岐にわたっておりますが、私からは、まず1番目の村民生活再生についてということで、9年間及び今後の国・東電への要望ということでもあります。どのぐらい実現させたか、現在要望していること、これから要望が必要と考えているかということでもあります。

原発事故による国・東電に対する要望については、平成23年4月9日の村議会連名による農林水産大臣宛の緊急要望書を初め、これまで35回ほどの要望書を提出してきております。要望内容についてですが、震災当初においては、原子力発電事故の一刻も早い収束、

避難期間の明確化、農林商工業の補償、賠償、支援、風評被害対策、それから被害者、避難者の生活安定、雇用確保の実施、住民の健康生活の補償、賠償、学校機能の確保などなど、村民の健康不安、生活不安に対する要望が主なものであったわけであります。これらの要望の中で実現された例ということでありますので、財物賠償における住居確保損害、農畜産物の長期的な補償、賠償、支援制度の確立、学校機能や通学手段の確保、事業所や企業の継続的な村内での操業について、国などの自治体職員派遣、緊急雇用事業の見守り隊などによる雇用確保、あるいは東電へ井戸掘りの補償などとか、多くの要望をこれまで実現することができたところであります。また、全村避難の数年後においては、先の見えない長引く避難から村民が生活する上での希望を失うことのないように、徹底した除染、あるいは復旧・復興の明確化、しっかりとした財物補償、仮設借り上げ住宅の継続支援などを求めてきたところでありまして、除染については、線量の低いところは天地がえ、高いところは剥ぎ取りと、こういう基準でありましたけれども、全農地5センチメートルの剥ぎ取りをさせたこともありますし、ホットスポットと呼ばれる高線量地域についての追加除染についても行われたところであります。

農業基盤の再生については、要望内容を強化しながら、今なお事業展開を図っていただいているところであり、村民の財物補償や仮設借り上げ住宅については、要望内容をほぼ受け入れていただけてきたところであります。

さらには、避難指示が解除される時期においては、帰村に向けた一時帰宅や長期宿泊、ホットスポットの除染や、里山再生、河川等の土砂撤去、生活再建に向けた要望も提出してきたところであります。

一時帰宅や長期宿泊については、要望どおり実現をさせることができました。

河川やため池の土砂撤去も実現することができているところであります。

ホットスポットなどの高線量地点については、現在も継続して除染を行っていただいているところであり、村民が少しでも安心して生活できるような環境改善に努めていただいているところであります。昇口舗装なども約600件、国からの補償で終わっているところであります。

また、この間の村の施策については、深谷地区復興拠点エリア整備事業の支援、メガソーラー電力の買い取りの優先的配慮、福島再生加速化交付金の弾力的な運用、一般廃棄物の環境省設置焼却施設での受け入れ、携帯電話不通話区域の解消、学校等再開のためのスクールバスの継続的な支援など、村民の声を聞き入れながら、あらゆる要望、課題を一つ一つ丁寧に拾い上げ、その都度、国・東電に対し要望してきたところであり、そのほとんどについては、他の自治体に先駆けて聞き入れていただけてきたところでございます。

次に、国に要望している主なものということではありますが、まず、帰還困難区域の復興再生拠点区域外の支援というのがあります。それから、河川、用排水路の土砂及び灌木などの撤去、それからホットスポットの除染もまだ若干あるということであります。里山再生事業への取り組み、有害鳥獣対策、それから携帯電話不通話区域の解消などが今現在要望に挙げているところであります。

なお、今後の課題としては、長泥地区の復興再生拠点整備を何としてもやっていくこと

によって、1つだけ解除されない地区を何とかしなきゃならないということでもありますし、もう一つは、その地区の復興拠点エリア外の対応もこれからの大きな課題であります。各行政区の地域コミュニティのあり方、地方交付税の安定の確保、今後の地域間の隔たりや行財政運営にかかわる課題解決について、これからも継続して要望してまいりたいと思っております。

これらを含めて、今後、国・東電への要望につきましては、村の復興再生が進むにつれてさまざまな課題が見えてくると思っておりますので、その時々、状況に合った要望をこれからも継続してまいりたいと思っております。

それから、村長選での公約についてという項目がありますので、私からお答えをさせていただきます。

公約で実現できたことについてということですが、平成28年10月執行の村長選挙では、まずもって、いわゆる避難解除を実施していく必要があるのではないかとということで、それが大きな公約の一つであったと思っております。

なお、6項目13の事項について公約とさせていただいたところですが、雑駁にちょっとお話しさせていただきますが、1項目めは、徹底した除染と情報開示ということにあります。ガンマカメラによる高線量箇所の追加除染とか、フレコンバッグの早期回収など。そのガンマカメラについては、ご存じのように、帰還困難区域に先行して実施された除染作業の終了後、村内企業である菊池製作所でガンマカメラをつくっていただいたものを直ちに利用して、全地域にわたり、宅地周りの線量測定を行ったと。その結果、高かったところは、いわゆるホットスポットの追加除染ということになったということになります。フレコンバッグにつきましては、多いときで村内に、ちょっと数字的に違いがあるかもしれませんが、今何か258万袋ということですが、現在は148万袋などに減少していると。今まで、蕨平地区の減容化施設で約61万袋の処理、つまりこれは、いわゆる燃えるものということになります。燃えないものについては中間貯蔵施設に約44万袋が今運ばれていると。長泥地区の環境再生事業には、今のところ約3万袋が運び込まれていると。今後も環境省等にさらにスピード感を持って対処していただくようお願いしてまいりたいと考えているところであります。

2項目めということで、村内での営農、営業再開への支援というのを上げておりました。まず農地の保全管理、さらに有害鳥獣対策に、電牧や家庭用ハウス補助などがあります。営農、営業再開への支援については、いわゆる国のほうで4分の3事業というものを出示してきましたので、さらに村としては単独で5%を追加して80%補助として事業再開に重点的に進めてきているところであります。

農地の保全管理についても、特に令和元年度から農地中間管理事業として、貸し主、借り主とも受益できる事業に取り組んでいるところであります。

有害鳥獣というのはもうご存じのように、牧柵あるいは家庭用ハウス補助、あるいは電牧の補助はもちろん、生きがい農業事業として、上限50万円を村単独補助で出しているところであります。

3項目めの地域コミュニティの推進であります。これは、行政区が計画した地域コミ

ユニティーづくりに対する支援、行政区の集会所建設、改修に対する支援というのもやってきているところであります。

コミュニティーへの支援では、地域づくり事業とか、あるいはそれぞれ避難中に自治会というのをやっていただいたわけですが、その同窓会の開催事業というのにも支援をさせていただいているところであります。

なお、集会所は2分の1の補助ということで、何カ所か今やっていただいているところでありますし、場合によっては新築もやっているところであります。

4項目めは、飯館ならではの教育ということで、ぜひ意欲を引き出す教育を、あるいは食の教育が大切だという話をさせていただいたところであります。いずれにしても、特色ある飯館ならではの教育ということで、これまでに子供たちの積極性ということで、笑育を入れさせていただいたり、村塾ということで花まる学習会との提携を結んだりなどなどやってきたところであります。

5項目めは、陽はまた昇る基金をつくりまして、新たな村づくりをということで、これも現在6億円ほどの基金を造成し、農林業、商工業、ベンチャー企業などさまざまなところに支援を実施させていただいているところであります。

6項目めは、村民の生活環境の改善ということで、飯樋に村営住宅の建設、葬祭場の建設、駐在所の建設などなど、これらも国の有利な補助を活用させていただいて、建設などを進めてきているところであります。ただ、今後の維持管理経費については、特に意を用いて運営してまいらなければならないと考えております。

そのほか、平成29年3月末に長泥を除き避難指示解除をし、村の復興再生に取り組み、深谷地区の復興拠点整備を初め、農業、商工業、学校再開など、さまざまな分野で成果を上げることができたと考えているところであります。

残された公約ということでありますが、議員からご質問のあった公約の実現については今申し上げた内容であります。村民の福祉向上にはこれらの項目にない重要な施策が多岐にわたること、承知をしているところであります。今後も公約に限らず、真に村民の必要とする事業、施策について、当面する課題が山積みしている状況でありますので、第6次総合振興計画にも反映をさせていながら、議会の皆様とともに、職員を挙げて新しい村づくりに全力で取り組んでまいりたい、このように思っているところであります。

それから、その中で、いわゆる箱物という話でございます。原発事故後は、復興・創生期間における福島再生加速化交付金など、基本的に補助率10分の10の国の補助金を活用させていただいて、村の復興施策を押し進めてきたところでございます。中でも公共施設については、もうご存じのように、昭和40年代に建設し、築後50年を経過し老朽が進んだものが必要不可欠な施設ということであり、大谷地の住宅、飯樋の住宅、公民館、消防飯館分署など、そういうものを補助金などを活用してつくりかえてきたところであります。

また、深谷地区の道の駅までい館及び多目的交流施設についても、この有利な補助金を活用し、村の復興拠点として整備をしたことによって、まず最低限の買い物などはできるということでありますし、あるいは一生懸命農業に励んだ人たちが販売できる場所があるということであります。

このように、村民にとって必要不可欠な施設を整備してきたというところでありますので、ご理解を願いたいと思っております。

また、維持管理経費ということではありますが、震災前の公共施設の管理費は約2億円かかっていたようではありますが、今後の見込みとしては約二億二、三千万円ほどかかるのではないかと考えております。

これは、学校については、1中学校、3小学校、2幼稚園を1カ所で運営できること、また、各施設の設備関係が新しいものに更新できたことによって省エネが一部図られているということでもあります。これから維持管理経費の大幅な伸びはそういうことで抑えられるとも考えておりますし、また、公共施設をこの機会に精査させていただきまして、平成28年から令和元年までであります。今回の蔵平の焼却炉のほうにいわゆる建物の解体、焼却と、こういうことで、村ではこの4カ年で約130棟ぐらいたく解体したことによっても約5,000万円ぐらいたく維持管理の経費が削減されたのではないかと考えているところであります。

ただ、今後、村の財政状況は人口減の影響などで厳しさを増していくということは当然予想されますので、さらに経費節減を、削減を念頭に置き、引き続き規律ある健全財政に心がけて、行財政運営を支障のないように務めてまいりたいと思っております。

また、その裏づけとなる財源につきましても、引き続き国県に要望して確保に努めてまいりたいと、このように思っているところであります。

その他は、副村長以下、各担当課長からお答えをさせていただきます。

以上であります。

総務課長（高橋正文君） 私からは、佐藤八郎議員の2番の村民生活支援についての2の①、避難解除要件の成果を上げるための施策と予算ということについてお答えをさせていただきます。

まず、放射線量の低減についてでございますが、避難指示解除時期である平成29年3月15日の村内放射線量は、地上1メートルの高さの測定値で、農地の場合、毎時0.09マイクロシーベルトから0.52マイクロシーベルトで、年間積算量に換算しますと、年間0.5ミリシーベルトから2.7ミリシーベルトでございました。また、宅地では毎時0.11マイクロシーベルトから0.38マイクロシーベルトであり、これも年間積算量にいたしますと、年間0.6ミリシーベルトから2.0ミリシーベルトでございました。これらの数値は、国の避難解除要件としている年間積算線量の20ミリシーベルトを大幅に下回っている値でございました。

次に、インフラ整備でございますが、日常生活に必要な電気、ガス、上下水道、通信については、当時問題なく供給されておりました。主要交通網となる路線バスの運行につきましても、震災前よりは利便性は劣りましたが、村の巡回バス運行などで補い、何とか村民の足の確保に努めてきたところでございます。

次に、県、市町村、住民との十分な協議についてでございますが、村では、震災以降、住民説明会や自治会懇談会などを幾度となく開催しており、その中でおおむね村民の理解が得られたものと考えているところでございます。ただし、インフラ整備のうち、医療や

介護、買い物などの環境についてはいまだ十分といえない状況でございますので、薬局についてはいいたくクリニック内の院内処方に対応、デイサービス、在宅サービス等については村外の事業者への業務委託などを行い、対応しているところでございます。

新年度予算では、住民バスの運行、これは買い物バスの運行でございますが、または足りない住民への支援、これは例えば免許返納者等への支援などになると思いますが、村民が必要とするサービスについても予算化をしている状況でございます。

また、子供の帰村実態ということでございますが、平成31年4月現在の村のこども園、小中学校に通う子供の数は合計110人で、そのうち28人が村内から通学していたという状況でございました。令和2年2月末時点での同様の数字については、現在、こども園、小中学校に通う子供の数は116人で、そのうち31人が村内から通学をしているという状況でございますので、村内で生活をする子供の数はふえる傾向にあると考えているところでございます。

私からは以上でございます。

復興対策課長（村山宏行君） 私からは、大きな2項目め、村民生活の支援についての2点目、買い物場所1カ所の閉店をどう考えるのかについてお答えさせていただきます。

まず、セブンイレブン仮設店舗オープン経過についてご説明させていただきます。

当時、村内には買い物をする場所が1店舗もなく、村民や、村内の企業や事業所で働く方々から、1日も早い、食料品や日用品を販売する店舗の強い要請があり、村としては、セブンイレブン・ジャパンと協議を重ねてまいりました。オープンに際し大きな課題となったのは、店舗で働くパート従業員の確保でありました。当時セブンイレブンのパート従業員の時給は750円で、しかも通勤手当がないため、公募しても1人の応募者もありませんでした。従業員確保のためには、村として通勤手当の支援とパート時給に500円を上乗せし1,250円とすることで議会の承認を得て、ようやく平成27年7月にAコープの空き店舗を改修し、オープンすることができたのが当時の経過でございます。この取り組みがなかったならば、現在の道の駅にセブンイレブンの入店はなかったものと思っております。

ご質問の平成29年8月より村内で営業をしておりましたコンビニエンスストア、ローソンであります。1店舗が本年1月末をもって閉店しました。閉店した理由は詳細に聞いておりませんが、客数やスタッフなど、さまざまな事情が重なって閉店したものと思われれます。村内では除染作業が終了し、復興に係る工事も減り、村内での復興関係業者は減少しておりますので、市場規模的には縮小しているものと考えられます。

村としては、買い物環境を少しでも改善するため、昨年、道の駅までい館のセブンイレブン店舗内の配置の変更を行い、売り場を広げて商品棚を追加し、取り扱い商品をふやしております。また、までい館においては、利用農家からの要望により、新年度予算で産直コーナーの増床を計画しているところでございます。

なお、今年5月ごろからは、村民の買い物の利便性向上を図るため、デマンド交通による川俣町への買い物支援バスの運行も計画しております。

また、スーパーなど、買い物ができる店舗の誘致に向け、引き続き努力してまいりたいと考えております。

次に、大きな質問要旨 4 点目、放射性物質の処理について、1 点目の除染廃棄物の実績と今後の計画について、お答えさせていただきます。

除染工事から発生しました除染廃棄物が入ったフレコンバッグの発生総数は、環境省発表によりますと、草木等の可燃物が80万袋、除染土壌の不燃物が176万袋、合わせて256万袋であります。

本年度までの村内仮々置き場等からの搬出状況であります。可燃物については61万袋を蕨平減容化施設、また、不燃物については44万袋を中間貯蔵施設へ、3万袋を長泥行政区へ搬出し、そのうち350袋については、長泥環境再生事業の実証事業で使用したところであります。

現在、可燃物が18万袋、不燃物が130万袋、合わせて約148万袋のフレコンバッグを村内の仮々置き場等で一時保管しております。

国の中間貯蔵施設の搬入計画については、平成30年12月に公表されました2019年度の中間貯蔵施設事業の方針で、県内各地で一時保管されている除去土壌等を2021年度までの搬出の完了を目指すとしております。

なお、村の来年度の中間貯蔵施設等への搬出計画は約40万袋となっております。

村としましては、村内に除去土壌等があることで不安に感じている村民の声を聞いておりますので、幹線道路やスクールバス路線、人家密集地に近い場所などから優先的に運び出すことで協議を進めており、今後も国に対し早期搬出を求めてまいりたいと考えております。

次に、ご質問 4 の放射性物質処理の 2 点目、仮々置き場の作業内容と放射能対策についてお答えいたします。

環境省によりますと、仮々置き場の作業内容についてですが、可燃物と不燃物のフレコンバッグについて、それぞれ、可燃物は蕨平減容化施設へ、不燃物については中間貯蔵施設等に搬出してあります。その際、覆っているシート、山になっている分ですね、そのシートを剥がして、遮蔽土のうを仮々置き場内に移動して、それから運搬してあります。最後には仮々置き場内に遮蔽土のうが残るという状況になります。以前は遮蔽土のうを1カ所に集めて、そこで破袋して山積みにしておりましたが、数が多くなってきたことと、遮蔽土のうを事業等で使用するために、れき、これは石のことですが、れきを取り除く作業を場内でしているということもあり、今では各仮々置き場内で破袋し山積みをしているところがございます。

最終的には、村内の工事現場、あるいは長泥地区の環境再生事業にこの遮蔽土は使うということで、全て搬出する予定でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

次に、ご質問 5 点目、村民の健康・環境についての 1 点目、事故前の放射線量にするための施策についてお答えいたします。

村は、除染の目標値として、当面、年間被ばく放射線量 5 ミリシーベルト以下、時間当たり 1 マイクロシーベルト以下になることを村の除染目標と定め、国に対してはその除染目標値になるよう、本格除染を求めてまいりました。

質問中の国の基準年間 1 ミリシーベルト未満とするための施策を示せであります。こ

れまでも答弁をしておりますように、長期的には追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下を目指すということは村も同じ考えであり、今後も早期に実現できるよう、国に求めてまいります。

なお、放射線に不安がある方に対しましては、日常の行動の中で実際どの程度放射線量を受けたかがわかる個人積算線量計、いわゆるD-シャトルといわれているものですが、の貸し出しを行っております。これは積算線量計を日常的に体に携帯していただくというもので、1時間単位で積算をしておりますので、1日単位、月単位、そして1年間の放射線を受けた量がわかるものとなっております。積算データにつきましては、専門員が個別訪問等を行い、その期間の生活の中で体に受けた放射線量の数値をお知らせしております。その際に、時間当たりで突発的に高線量となっている場合、どのような行動やどこの場所に行ったかなどを聞き取りし、行動との関連について情報をお知らせし、今後必要以上に放射線量を受けないような生活をしていただくというようなお知らせをするなど、放射能に対する相談を行っております。

なお、令和元年度に利用いただいております140人の方々の測定した推定年間積算線量の平均値は1.05ミリシーベルトでございました。

次に、ご質問5、村民の健康・環境についての2点目、放射性物質の核種と動植物、村民への影響についてお答えいたします。

国の情報によりますと、原発事故により拡散された放射性物質は、セシウム、ヨウ素、ストロンチウムなど31種類ということですが、村で確認している核種は、セシウムとヨウ素の2種類でございます。

次に、動植物、村民への影響でございますが、動物につきましては、本村内で捕獲しましたイノシシ肉の放射性物質であります。平成25年12月に14頭を計測した結果、平均でキログラム当たり2,159ベクレルでありました。また、令和元年度に6頭を測定した結果、平均でキログラム当たり2,566ベクレルでありました。余り減っていないということでございます。

次に、植物の状況ですが、村民から持ち込まれた検体や、村独自で採取した植物の木の実や山菜についてであります。柿については、平成23年度は平均でキログラム当たり510ベクレルでありましたが、令和元年度は平均でキログラム当たり7.7ベクレル。フキについては、平成24年度では平均でキログラム当たり318ベクレルでありましたが、令和元年度では平均でキログラム当たり25.6ベクレルであり、全体的に減少傾向にあります。

県の指導等により作付を再開しました、白菜、大根、キャベツなど約70品目については、食品放射性物質測定の結果、全て国の基準値以下ということで、道の駅あるいは市場に出荷をしているところであります。しかしながら、キノコやコシアブラなど、一部まだ高い濃度で移行している状況があるということであります。

なお、山菜については食べないよう、広報誌お知らせ版でその都度周知しているところでございます。

次に、人に与える影響についてであります。原発事故後の放射性物質による健康被害の状況を把握するため、内部被ばく検査と甲状腺検査を実施しております。令和元年度の

検査結果につきましては、令和2年1月現在で、内部被ばく検査を延べ64人が受検し、結果につきましては、全員1ミリシーベルト未満となっております。甲状腺検査につきましては、令和元年度は2年に一度飯舘村が実施する年度となっております、27人が受検し、経過観察者は20人となっておりますが、がんやがんの疑いのある人はおりませんでした。

放射線の影響を見るためには長期間経過を見守る必要があるとしていることなどから、今後につきましても、今までどおり内部被ばく検査や甲状腺検査の体制を整え、毎年実施できるようにしてまいります。

私からは以上です。

副村長（門馬伸市君） 私からは、3点目の企業の支援について、それから追加質問のありました復興・創生期間後の復興の基本方針についての2点についてお答えをいたします。

まず、企業支援についてであります。原子力災害以降、県の原子力被災事業者事業再開等支援補助金、通称4分の3事業を活用しまして、村内事業者が施設あるいは設備等の整備や修繕等を実施してきたところでございます。平成28年度から現在までに43件が採択をされておりまして、村内での事業再開や帰還促進が図られているところでございまして、総事業費で6億8,000万円ほどの事業が実施をされているところでございます。村ではさらにこれらの事業に5%の上乗せ補助を行っておりまして、5%上乗せをした補助金の総額は3,396万円となっております。

また、今年度は、事業再開・帰還促進事業を活用し、7月1日からいたてプレミアム付商品券を販売いたしました。1月末までに村民や村内事業所に勤務している方に1万997冊、金額にして1億6,400万円余りを利用していただいたところでございます。これに合わせて販売促進のイベントや商談会も開催をしております、村内の一定程度の経済の活性化が図られたのではないのかと分析をしているところであります。

このほか、県内外の企業から、国の自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金を利用、活用して村内で事業を行いたいという問い合わせを数件いただいているところでございます。これまでに菊池製作所、ハヤシ製作所、飯舘村復興除染事業協同組合の事業が採択となり、工場新設や設備の導入を行っているところでございます。

なお、課題としては、村内では労働者を募集してもなかなか人が集まらない、慢性的な人手不足の状況が続いていることとあります。さらに、景気の動向もございまして、なかなか新しく村に参入したいという企業が難しい状況にあるのも確かであります。

今後も官民合同チームや関係機関と連携しながら、常に村の情報を発信し、事業者と求人者のマッチングを図り、既存企業の人材不足の解消と、できれば新たな企業が村内に入ってもらえるように取り組んでまいりたいと思っております。

次に、追加質問の復興・創生期間後の復興の基本方針についてお答えをさせていただきます。

村に関係する具体的な内容を申し上げます。これまで実施してきた農業基盤整備事業やため池の放射線対策、まていな心の復興事業、避難先からのスクールバスの運行支援などの就学支援、農産物等の食品放射線測定業務、内部被ばく検査、甲状腺検査などの健康にかかわる対策、放射線相談支援業務、あるいは事業の再開支援、営農再開支援などなど、

今まで取り組んできた事業のほとんどは創世期間後も継続をされると、こんな見込みであります。

これらの事業に、今回、創生期間後の基本方針の中に新たに加えられたものとしては、移住の促進、医療・介護保険等の保険料、窓口負担の適切な見直し、特定復興再生拠点区域の帰還環境整備、帰還困難区域について今後の政策の方向性をしっかりと検討していくということや、村には直接関係あるのかどうかわかりませんが、イノベーション・コースト構想を軸とした産業の集積などが新たに加えられた項目でございます。

その他、自治体支援としてですが、必要な人材確保にかかわる支援や、引き続き実施される復旧・復興事業について、補助残に今までも充当されておりましたが、震災復興特別交付税、これは村にとって非常に財源的に助かる交付税なんです、これも引き続き継続されるということなどが示されたところであります。

いずれにしても、東日本大震災の津波、地震とは違って、原子力災害の被災地域、福島県、復興のステージというのがよその地震、津波とは全く違うわけでありますので、これからは新たな問題、課題がいっぱい出てくると思っております、国のほうでもそういうふうに取り組んでおいて、新たな課題や多様なニーズにはきめ細かく対応するというところでありますので、あるいはまた、必要に応じてその都度見直しをしていくという考え方を示しておりますので、原発被災地域の福島県に対しては、ある程度の弾力的な運用が図られるのではないのかなと思っております。

なお、財源なんです、当面、5年間の事業規模をある程度整理、精査をし、それに財源を充てて事業を実施することになってはいますが、国としては、5年だけではなくてさらに5年間ですから10年、今後10年間は継続をして、復興・再生に向けた支援をしていくというふうになっております。

以上であります。

健康福祉課長（細川 亨君） 私からは、8番の帰村された村民の健康状態についてのご質問にお答えさせていただきます。

初めに、医療費についてであります、無料化継続により、引き続き国庫支出金にて予算が措置される見込みであります。村民においては、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料が上位所得者以外は減免され、窓口負担も免除となります。

次に、検査についてであります、こちらも引き続き内部被ばく検査事業、甲状腺検査事業など、国庫支出金で賄えることになりましたので、広く村民に周知し、受診率向上に努めてまいります。

また、放射線の影響を見るためには長期間経過を見守る必要があるとしていることから、今後についても、今までどおり内部被ばく検査や甲状腺の検査の体制を整え、切れ目なく毎年実施し、重症化の防止、予防に努めてまいります。あわせて、無用な被ばくを受けない対策として、引き続き個人積算線量計の携帯、山菜を食べない、山林など線量の高い地域に立ち入らないなど、予防対策を徹底してまいります。

以上であります。

7番（佐藤八郎君） 20ミリシーベルトということで、答弁の中で、2の①で、大きく下回っ

ているのでありますということで、何か20ミリシーベルトを下回れば何でもないかのような答弁に聞こえたんですけれども、原発事故前の安心・安全基準というのは1ミリシーベルト未満ということで、この考え方、国がそう言っているから村でもそう思っていますという話ですけれども。では、原子力発電所内での作業労働なり、病院での放射線の管理区域の基準というのはどのように理解しておられるのか。その放射線管理区域の放射線量値と比較しまして村の基準がどうなのか、その辺の捉え方と考え方を伺います。

総務課長（高橋正文君） 今20ミリシーベルトを大幅に下回っているということでございますが、私が申し上げましたのは、避難解除に当たり、避難させられるときの基準が20ミリでございましたので、解除に当たってはその20ミリの基準を大幅に下回っているという意味で申し上げさせていただいたところでございます。

管理区域については把握しておりません。

副村長（門馬伸市君） 詳しい内容は私は持ち合わせていないんですが、今の質問のあった病院、あるいは原発の中で仕事をしている人とか、特殊にそういうところで仕事をしている人は、法的に規制されているというのはご存じのとおりであります。具体的な数値は、今、質問の中にそういうのがなかったものですから調べていないので、後で回答いたします。

7番（佐藤八郎君） 帰村した方含めて、県道12号線通る方、2カ所に買い物場所があるということで、非常に喜んでおられて、大変、上飯樋、前田、佐須の方々が頼りにしていたんですけれども。2店舗が村の中にあるという、原発事故前は、飯舘村は周辺地区と3拠点整備をして村づくりを進めた、そういう観点からいって、草野地区の深谷と旧石橋地区の臼石にという、飯舘地区にはお店ありませんでしたけれども、そういう村づくりの根底からして、2店舗の店があるというのは大事なことで、その2店舗があったものに対して、深谷地区の1店舗には大いにお金をかけ、労働者の賃金まで支援しておられましたけれども、2店舗が村内にあるということとその考え方、買い物場所をきちんと確保していく行政としての努力、これ引き続き努力してまいりますと書いているけれども、じゃあ今までどんな努力をしてきて、それを引き続いてやっていくのか。2店舗が必要だという考え方になっていたのかどうか、伺っておきます。

村長（菅野典雄君） 住民の立場に立てば幾らでも買い物ができるところがあちこちにあったほうがいいわけでありましてけれども、そういうことで、最低限必要だろうということで、先ほど答弁でもやりましたように、まだ解除の前に、解除しますと言ったところで、一つも買い物できる場所のないところに帰らなさいという話はないだろうということで、まさに仮店舗ということで農協のところを改造してさせていただいたといういきさつがございます。

そういう中で、今度、復興拠点という形の国の事業で深谷につくらせていただいたということで、そこの中に本店舗という形で入れさせていただいたといういきさつがあるということをご理解いただければと思っています。

ですから、復興拠点が2つでも3つでもつくれば、そういう応援もしながら2つ、3つということが可能でありますけれども、なかなかそうはいかないので、民間の業者が自力でつくっていただいたということで、私らとしては大変、今、佐藤議員がおっしゃった

ように歓迎していたところではありますが、いかんせん、なかなか経営が大変だと、こういうところで今回撤退をされたのかなと思っています。そういう意味では、まさに住民にとっては1つよりは2つあったほうがいいし、3つあったほうがいいわけではありますが、なかなかそこに支援という話は、これから先あちこちで、これからそういうのが可能性になってもらうわけではありますが、支援のできるところとできないところ、できないところというのは人によってとか何かではなく、いわゆる何かをやりたいというのであれば、そういう村の事業がございしますが、それ以上のところはなかなかできないということでありますので、ぜひご理解させていただきながら、またそういうのであれば、村の決まりの中でできる範囲で一生懸命応援させていただきます。

7番(佐藤八郎君) 村長の言われるのは経過、終わったことなのでいいんですが。住民はやっぱり2カ所とか3カ所あったほうがいいんですよ。だから、せっかくスタートしてくれたんだから、やっぱり2カ所維持、運営していくために、行政がどれだけ支援できるのかということも大事で、これから例えば農協とコンビニの業者が提携してやるようなことがあったり、あるかどうかわかりませんが、そういうときにも今までと同じく、勝手に開いてくれてありがたかったけれども、売れ行き悪いから潰れたんだらうという話だけでは、2店舗を持つとする意識がないということなんですよ、行政は。だから、村長があちこちにあったほうが住民はいいけれどもと言うんだったら、やっぱり2店舗、3店舗をきちんと確保しようという行政の意識が根本的になれば、支援にはなっていないわけですから。そういうものは考えられるべきだというふうに、私は村民のためには思うんです。それは、そういう意見です。

次に、3の①の既存企業のいろいろな答弁ありましたけれども、この中で私の聞くところによると、菊池製作所の放射線測定器、ガンマカメラに絡んで、何か会社での幹部社員3名が退社されたんですけれども、急にね。何があったのかわかりませんが、村が大変資金支援を多額にしている企業なのでね、なぜ工場長クラスの幹部が急に3人も退社されたのか、内容は知っていらっしゃるんですか。

総務課長(高橋正文君) その退社の件の内容については、承知しておりません。

7番(佐藤八郎君) この会社の株は、村としては取得はしていらっしゃるんですか。

総務課長(高橋正文君) 菊池製作所の上場株式会社については、村としては所持しておりません。

7番(佐藤八郎君) 具体的にまた機会があれば、この問題はきちんと調査した中で、村が大分何億円というお金を投資している会社のことなので、ちょっと調べたいなど。村は知らないということなので。

次に、4の②の仮置き場の遮蔽物の災害場所での使用内容と量についてつかんでいらっしゃるのでしょうか。

復興対策課長(村山宏行君) 仮置き場での遮蔽土のう、環境省から40万袋と聞いております。

7番(佐藤八郎君) 災害場所に使っているの。

復興対策課長(村山宏行君) 破袋したものの量というのはわかっているんですが、そこから工事等搬出したというところのデータは、ちょっと正確にはわからなかったということ

でございます。

7番(佐藤八郎君) 今、SNSとかいろいろなことで、どこでも写真撮って私のところに送ってくる村民なり村民以外の人もありますけれども、やっぱり遮蔽土というものが写って、河川の土どめに使われている。そういうものが来ると、今のように私確認しないとちゃんと答えられないので、わかったら教えていただきたい。

あと、140人の方々に測定してもらって、平均値1.05ミリシーベルトという話ですけども、これ最高と最低と、140人の内訳は、役場職員と作業員なのか、帰村者なのか。

復興対策課長(村山宏行君) 140名の内訳ということでございますが、役場職員、それから教職員、それと一般の事業の方、それから一般の村民の方で希望された方ということでありまして。中身の数については、あと詳細データを出させていただきたいと思っております。

7番(佐藤八郎君) 何度か放射性物質、文科省の30種というの私信じていまして、そのうちのセシウムが10種類近くあるんでしょうけれども、ほかの核種は村では確認できなかったという理由はなんでしょうか。

復興対策課長(村山宏行君) 村が現在把握しておりますのは、セシウム、それからヨウ素、これらはガンマ線核種といいまして、いわゆる放射線がととも飛ぶ、あるいは貫通する力が強いということで、いわゆるガンマカメラで把握できるものなんですけど、アルファ線、ベータ線というものは、余り飛距離が短いということがあって、ガンマカメラ等で把握できません。したがって、アルファ線、ベータ線核種を調べるためには専門機関に依頼するしかないということでございます。

また、実際に生活をしている中で、放射線量が、飛ぶ距離が短いものですから、一番体に影響あるのはガンマ線だろうというところでセシウムのほうを重視しているというところでございます。

7番(佐藤八郎君) そうすると、ガンマカメラではかったガンマ線のみのヨウ素、そこから放射線を放出するものをはかったら2種類なんだということで。何年か前、ストロンチウムも6カ所から微量に発見されたということで、国から急に七、八人だか議会においてになって、微量なので何でもないと話もありましたけれども、その経過は知っていらっしゃって言っているんでしょうから。セシウムの長さというのはまだまだあるので、きちんと定点ではかっていただきたいと思っております。

あとは、6の③で、国県などに引き続き要望して財源の確保に努めるということなので、この村の所有の財産、建物や施設への国・県の助成、公金は大丈夫なのかなど。村としては引き続き要望して確保すると思っておりますけれども、この確保できる裏づけとなる根拠というのは何でしょうか。

総務課長(高橋正文君) この維持管理経費等に国県の補助金というのはほぼございません。ランニングコストに対する補助というのはございませんので、この国県への要望を今後もしていくという内容については、主に普通交付税、または先ほど副村長が申し上げました復興特交等について要望を続けていくということでございます。

7番(佐藤八郎君) 総務課長の説明で、裏づけ等はなるものはきちんとあるというようなお話なので安心しましたけれども、この辺も非常に村民の心配材料なんです。特に財政的

に考えるような村民は非常に心配して、今後村に戻っても負担が倍にもなっていくのではないかなど不安もあるぐらい。だからきちんと示されたほうが私はいいいと思うんですね、見通しも含めてね。

あと7の①番ですけれども、このこれまでの復興・創生期間と同様に支援がなされるというように考えているということなので、これは二重住民票とか、さらなるいろいろな事業への助成率というのはどういうふうになっていくのか。これも同じようになっていくんだという考えなのか。

副村長（門馬伸市君） 村民の皆さん、今も心配しているんですね。住所、避難しているところにいつまでこの村の住所を置いていいのかという話なんです。これはその都度私がお答えをしているんですが、現時点では、いつまでというのはまだないです、具体的に。です。で、本来は、今現在住んでいるところに住所を移すというのは、震災前であればそれはそのとおりなんです。今は、これは全村避難してまだ戻れない帰還困難区域なんかもあったりしているわけですから、それを強制的に、今住んでいないから住所を村から今住んでいるところになんていう話にはならないので、いつまでかというのはまだ不透明なので、ある程度そういう具体的な話が示されれば村民にも周知はしていきたいと思っています。

7番（佐藤八郎君） 先ほど放射線の管理区域の部分はきちんと、村としてはどういうレベルが管理区域だと思っているのか具体的に示していただきたいと思うのと、きのう、カメラで撮られて私に送信された方が、野焼きの現場なんですけれども、前にもいただいた農家へのお知らせ、先日の1月29日の区長会議、副区長会議でも、16ページに野焼きについてということできちんと書かれているんですけれども、この部分からして、私が見る限りでは、とても行政区内での住民合意のもとに実施されたとも思わないし、広域消防に届け出してやったとも思えないような、ハウスの脇でのごみ燃やし、ごみだか何燃やしているんだかわかりませんけれども、要するに、ここでいう農政からのお知らせの野焼きというのはどうなのか。

議長（菅野新一君） 八郎議員、通告外になりませんか。

7番（佐藤八郎君） 通告外でなくて、健康問題からしてやろうと思ったんですけれども。燃やせば灰が出るし、灰が出れば飛ぶしというふうにつながっているわけですから、そういう意味では、健康問題を考える上からでも、この辺はどのように徹底されていくのか伺っておきます。

村長（菅野典雄君） 今のことがもしあったとしたらば、ちゃんとした手続なり、あるいは対応をしていない中でということであれば、村としてはやっぱり注意をしたり、以後ないよということでもありますから、ぜひどなたか、あるいは場所がわかれば教えていただければと思っております。

基本的に、やはり農業をやっていく上で、やはり害虫などもやっていかないと、幾らつくってもやっぱりだめだという中で、それぞれの対応の中でしっかりした形の、火事などを出さない中での野焼きは、村としてやってもいいというふうに区長会にも言っているところでもありますので、それはこれからも守っていただくということでもあります。

以上であります。

7番（佐藤八郎君） 村長が示した文章に従ってきちんとやるということであれば、それはそれで結構ですし、灰の処理問題もきちんとされるべきだと申し上げて、私の発言を終わります。

議長（菅野新一君） これで佐藤八郎君の一般質問を終わります。

続いて、3番 佐藤一郎君の発言を許します。佐藤一郎君。

3番（佐藤一郎君） おはようございます。3月定例会における私の一般質問を始めます。

まず、新型コロナウイルスの感染拡大が広がっている状況にあります。これは世界中ということではありますが、日本もその一つでもあります。また、そして、社会、経済への影響が大きいものと思います。そういう中で、一日も早い収束を願うものであります。

まず、私の質問の1点目は、営農再開の取り組みについての質問をいたします。

まず、以前、議会の議員の研修の中で大学の先生のお話を聞きましたが、地方講演に行くと、講演が終わった後に、こんなところに仕事など来ないとか、まだやってもうからないとか、諦めのトップのお話などもお聞きしますが、これまで飯館村は、先祖伝来の山紫水明の風景を維持するために村を挙げて基盤をつくり、そして村の隅々まで手入れをしてきました。さらに、冷害に強い農業を目指し、米と野菜、花、たばこ、畜産を取り入れた複合経営を目指してきました。私も畜産の経営の安定と村の復興のために地元大倉に戻り、国の10分の10の事業をいただいて、畜産事業の規模拡大をした一人でもあります。そしてまた、今年地元の方の手伝いもいただきながら、米の作付再開、そして地元の水田に牧草の作付の再開、5ヘクタール。水田は1町歩ほどですが。私も、昨年、長泥の嶋原照二さんの後任を受けて、県の農業士を務めております。そしてまた、JAの支部長会長、そして総代会長、そしてさらにはオペレーター協議会の会長を仰せつかって務めております。その責任も感じて、やっぱり営農再開をしなければならないということで、今回、地区の70代の方の支援をいただきながら再開にこぎつけたいと考えております。まず、水路はだめなので、水稻のほうはポンプで水を上げて何とか再開をしたいと決めております。

そういう中で、私のような人は村内には、私の頭の中ですが、20人ぐらいいるのかなというふうには思っております。私は村復興のスタートとして10分の10、また県の4分の3事業などを優先させていただいて、事業をいただいて本当にありがたいと思っておりますし、これまでの村の事業に対して批判をするつもりはありませんが、村内での事業をスタートさせた人はまだまだわずかではないかなと思います。これもまた、村で農業をやらないのが悪いとかそういうことを言っているのではありませんが、私が言いたいのは、中間管理事業を使って作付計画することは、今、地区にとって不可欠なことであります。私も、先ほど言いましたが、大倉地区の受け手として、大倉行政区の営農再開と、この作付計画を昨年地区としてつくりました。1人ではまずできません。私も議員の仕事もありますし、牛のほうもありますし、何とか地区の住民の方を巻き込みながら、何とか再開にこぎつけたいと考えております。村全体ではなおさら、何らかの仕組みをつくり、やっぱり担い手をふやす努力が必要だと思います。

いつも村長は、原発事故後の農業振興にはこれまで何十億円もの単位で投資をした基盤整備やらその他いろいろございますが、それ以外にも村外でやっている人を含めてのことなので、正直な話、村内の営農再開、そして農業振興には直接つながったのちよっと疑問に思うところがあります。次なる対策が必要ではないかと思えます。

そこで私の質問ですが、私は、これから村全体の農業振興を進めるためには、まずは村全体の今も行っていますが農業基盤整備とか、そういう農業基盤をつくり、さらに営農再開をさせ、もっと所得向上、またその施策をすべきと思えます。村内の一部には既に組織もできていて、上飯樋地区の営農組合などがありますが、そういう動きが出ているところもあります。基盤整備がおくれているところ、そして後継者が育たないところにはもっと積極的に入るべきだし、さらに、担い手のいないところには、現在の村振興公社を担い手として当面の村全体の営農再開の受け手となるように、その仕組みを積極的につくっていくべきだと思いますが、村の考えを伺います。

次に、2点目は、特別養護老人ホームの経営について質問します。

今、村内の戻っている居住者は約1,400人、世帯数も約700戸になったと聞いております。そのうち31人ほどは、いいたてホームに入所していると聞いております。いいたてホームは130人が入所できる施設でありながら、現在31人が入所していて、さらに職員も不足していて、今後この赤字が拡大していくのではないかと心配されます。その実態と対策を伺います。

以上です。

村長（菅野典雄君） 3番 佐藤一郎議員のご質問に答えさせていただきます。

営農再開の取り組みについては、副村長から詳しくお話をさせていただきますが、特別養護老人ホームの経営のほう、担当は健康福祉課であります。私、理事長職を仰せつかっておりますので、私からお答えをさせていただきます。

今お話がありましたように、平成9年に飯館特別養護老人ホームはスタートしたわけですが、後々の経営のことを考えて、3回ないし4回の増設をやりまして、最終的には130床がショートも入れて受け入れできるということで、震災前は約110床ぐらい、常に入っていたいただいていたものですから、経営的には非常に安定した形できたところあります。もちろん増設やその他に関しては、村で全責任を負って村の事業として、あるいは村の予算を使ってやってきたところありますが、社会福祉法人という形でやっていたものもあります。残念ながら避難によって村でできなくなるわけでしたが、やはりご存じのように、特別に国にお願いをして、入居者は避難せずにそのままいいということできたところありますが、当然介護する職員が少なくなりましたので、今のところ入所可能者数を70名に県へ登録をさせていただいているところあります。

そういう中で、今申しましたように、職員不足から、現在39名の入所、あるいは若干ふえて四十二、三名と、こういう流れできているということでありまして、とりあえず70床70人が入れるようにということで頑張っているわけですが、いかんせん介護職員がいないという中では簡単にふやすわけにはいかないということで、あと十数名職員が必要だという状況であります。

経営状況であります。介護職員不足によって入所者数も減少する中では、純粋に介護保険制度事業のみで運営するというのは非常に厳しい状況であります。現在の経営状況ですが、営業にかかわる損害賠償金があります。また、運営費補助というのも若干あります。そういうものから毎年1億8,000万円ぐらいを充てて、その赤字補填をしてきている状況でありまして、このまま続けますと令和8年度には、事業継続に必要な資金がなかなか大変になり経営が行き詰まるのではないかと、そんな状況でございます。極めて憂慮される事態となっておりますので、現場においては課題の洗い出しから業務改善施策の策定、施策の評価までの業務改善の一連の作業をワークショップなどで職員の意識改革などに組み込んでおり、現場発信から継続的な業務改善が実行できる体制でスタートしたところがあります。つまり、こういう状況でありますので、官民合同チームからコンサルを入れさせていただきまして、経営の実態を把握をさせていただいた上で、課題を提案させていただきました。ただ、課題が与えられたからそれでいいというものではなくて、やっぱり中から改善をきちんとしていかないといけないということで、今新しい施設長の中で、かなり意識改革なり、あるいはこれから介護職をどういうふうプラスしていくかというところを今いろいろなところでやっているところがございます。ですから、そういう意味からすると、これから、ぜひ、このコンサルタントには経営の分析と職員に向けての課題をいただいていますので、これをもとに内部でしっかりやりながら、経営悪化の大きな原因を一つ一つ取り除いていくと、こういうことで、まずは早期のスタッフ確保をしていく上で70床にしていけば、幾らかなりともこの赤字幅が少なくなっていくのではないかと、このように思っているところであります。

ただ、今30人以上の待機もいて、大方が村民の方でありますから、そういう意味からいたしますと、村としても将来の健全経営というものが非常に重要な村の課題ということでありますので、それに向けての飯舘村社会福祉法人の経営安定化に向けての基金みたいなもので支援する、そういうものが必要ではないかと。それによって、村全体としてそういう意識を持ってもらうことも非常に重要ですし、内部の改革も必要だということで、今回基金条例をこの3月定例議会に提案をしておりますので、何とぞご理解をいただきながら、しっかりと経営の改善に向けて努力をしていきたいと、このように思っているところであります。

以上でございます。

副村長（門馬伸市君） 私からは、1点目の営農再開の取り組みについてお答えをいたします。

村では、環境省直轄の除染の完了時期が集落ごとに異なっておりまして、平成26年度から各行政区での農業復興組合の設立を進めております。県の営農再開支援事業を最大限に活用した、除染後の農地の保全管理、地力回復、実証栽培などを行ってきたところがございます。

また、長泥地区を除く避難指示解除の前年の平成28年度からは、強い意欲を持つ担い手を支援して、村内での先駆的な営農再開を進め、避難指示解除後の平成29年度からは、飯舘村営農再開ビジョンの策定に基づきまして、農地を守る、生きがい農業、なりわい農業、それから新たな農業、それぞれのステップごとの支援策を農家の皆さんにお示しをし、展

開をしてきたところでございます。

同時に、平成29年度当初から、個人による営農再開と並行して、集落ぐるみでのおおむね5年後を想定した作付再開に向けた話し合いなども誘導してきた結果、令和元年度までに、18の集落において、地権者の土地利用意向をまとめた作付再開計画図の策定が完了しておりまして、現在この計画を踏まえての農業基盤整備促進事業等が推進をされているところでございます。

集落への担い手のマッチングについてですが、作付再開計画の次のステップである、担い手の土地利用意向を踏まえた地域営農再開ビジョンの策定に向けた取り組みの中で、村が集落とともに実施をしていくということにしているものであります。

なお、話し合いのステップを分けた理由は、令和元年度までに約100名の農業者がなりわい農業に取り組んでいただいております。一方では、集落で個々のなりわい農業者の意向や実態を把握していない状況がありましたので、まずは作付再開計画の話し合いの中で地権者の意向を取りまとめることにしまして、作付希望者がいるのかいないのか、集落内に担い手候補者がいる場合はどのような意向を持っておられるのかなどを集落ぐるみで把握することを優先してきたためであります。また、この結果、集落内に土地利用型農業を計画する担い手候補がいる場合、その担い手候補の土地利用方針を加味した地域内での合意形成を優先すると、こういうことになっておりますが、土地利用型の担い手候補がない、または不足している場合、これは集落外から、その地域の集落の外、農業経営体参入もマッチングできますので、これらの集落ぐるみでの合意形成の経過が、成果が地域営農再開ビジョンとして位置づけられると、こんなふうになっているところでございます。

なお、地域営農再開ビジョンの話し合いをより具体化することによって、令和元年度に、ご承知だと思いますが、上飯樋行政区で、農業経営体3件に対して農用地約105ヘクタールの集積を実現いたしました。このように、集落ぐるみでの農地中間管理事業の活用が可能になるということでございます。

村としては、引き続き集落との連携、これは大切なことですので、これを深めて、集落ぐるみで担い手の把握、それとあわせて支援と。

先ほどご質問のあった振興公社のことですが、振興公社のほうは現在ゼネコンの下請けをしながら帰還困難区域の除染、解体とか、あるいは村からの委託事業というんですかね、農地の用排水路の草刈り、側溝上げとか、そういう仕事をしているのが精いっぱいでありまして、こちらのほうの営農再開の農地の所有者ができない部分のところは振興公社でというのは、振興公社の理事会の中でもそういう話し合いになっていますので、いずれ、どういう形で振興公社がかかわれるのかはまた詰めていきたいと、こんなふうに思っております。

以上であります。

◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 喫飯のため、休憩します。再開は13時10分とします。

（午前11時56分）

◎再開の宣告

議長（菅野新一君） 休憩前に引き続き、再開します。

（午後 1時10分）

議長（菅野新一君） 佐藤一郎君。

3番（佐藤一郎君） 引き続きですが、1点目の質問についての再質問をいたします。

答弁書の答弁の中では、振興公社を担い手として検討していくということのようですが、私はこの村振興公社の位置づけは農業委員会の中間管理事業を通しながら、この事業を受け手として最初は小さく段階的に基盤をつくり集約し、営農再開をすべきだと思います。また、各地区のモデルとして、地区を公社が巻き込みながら再開、そして地域につないでいってほしいと思います。そしてまた担い手をつくってまたふやしていく、そういうことが必要ではないでしょうか。そしてさらに村振興公社は原発の賠償金をもらっていると聞いておりますので、その他の事業に賠償金を使うのではなく、先輩方が取り組んできた本来の農業振興の原資に、さらには村全体の営農再開の原資にすべきと考えますが、村長の考えを伺います。

村長（菅野典雄君） 全村避難になって6年、そしてまた3年という中で、随分この9年の間に農地のほうも変わったし、各地区の姿も変わった。そしてまた個人個人もやっぱり変わってきているという中で、どう農地を守り、飯館村の農業を振興していくかというのは非常に重要であるがゆえにまた非常に難しいと、こういうことだろうと思います。そういう中で、このように心配をさせていただいているところは非常にありがたいんですが、いかんせんこちらが全て仕掛けて、無理に仕掛けてそれでいい形になるということではないので、あくまでも個々人なりその地域が「よしみんなでやっていこう」というそういう気持ちになっていただくことがまず大切ではないかと、このように思っています。その上で、公がどれだけできるか。公の中にはこの振興公社というのがあるわけでありまして、そこをしっかりと一つの組織を今から30年ぐらい前につくって、先人がつくってくれた組織ですから、いかにこの災害のときにこの公社をうまく利用していくかということなんですけど、賠償金が入っているといってもそう多額が入っているわけではありませんが、少なくともその中から年配の方たちの健康管理ということで、約2億円ほどはパークゴルフのほうに理事会の承認を得てやっていただいたと。それ以外はもう全くこれからの農業に使っていくということでもありますけれども、少なくとも今やっている中でなかなか経営的には大変でありますから、その経営を維持しながらいかに農業のほうにお金を使っていくかということなんですけど、何せ今かなりの雇用を保ちながらやっていくものですから、そう簡単ではないんですが、いずれ農地を守るのはこの振興公社あたりが担っていくのではないかと。ということでありますから、だんだんその形になっていくことは事実であろうということで先ほど答弁をさせていただいたということでもあります。

以上であります。

3番（佐藤一郎君） 今ほど村長の答弁の中で、パークゴルフ場に2億円使ったということでありますが、確かに予算権は村長にあって、どう使うのも村長の裁量であるということにはわかっておりますが、事業には持続性がなければならぬと思いますし、まず聞いた話ですけれども、公社の賠償金は5億円ほど入ったというような話は聞いておりますが、その

中で2億円使った。その残りのお金をやっぱり農業振興にぜひとも今村長が使っていくと、賠償金を残りは使っていくとおっしゃったので、村長は財政が厳しい、財政が厳しい、職員体制も切り詰めるように、そういうことで常に言っておられますが、やっぱりもっと所得につながるものに使っていくべきではないかと思ひますし、何せ巻き込まなければ村民は動かないんですよ。仕掛けなければ村民は動かないんですよ。私は議員になる前は村長は本当に仕掛け人だなと思ひておりました。そして住民をうまく動かしていただいて、このうまいサイクルの村政をつくって震災前は来たなと私は感じておったので、公社にとって農業はもうからない仕事かもしれません。会社ですから。でもこれをやらなくては、やっぱり村の農業振興はないし、まずもってこの農地って、水田とか、それを再開させることが一番飯館村の復興には一番近いのかなというふうには思ひますけれども、あの緑をぜひとももう一度戻して、村長の力で戻していただければと思ひます。また、道の駅の前ですか、昨年ほど花を植えましたけれども、ちょっと失敗に終わりましたが、ああいうのもっとアピールできるような稲のアートですか、そんなのを植えるとか、そういうふうな工夫が必要なんじゃないかなと思ひます。何せもっと村民の所得につながるものを行っていくべきではないかと思ひますが、再度村長の考えを伺ひます。

村長（菅野典雄君） 当然これからそれぞれ村民が生活していく上で、所得を上げていくというのは大切でありますけれども、なかなかやはり所得を上げるというのはすぐにはできないということではないと思ひています。今かなりの人たちが村外から農業なりなんなりに入ってきていただいておりますけれども、非常に心配しています。やっぱりどれだけフォローをさせていただきながら、その人たちが生計を立てていけるかというところでもありますから、そういう意味からすると村としては応分のやっぱり考え方をしていかなきゃならないなというふうには思ひていますが、その中で振興公社というのは大きな役割を果たすだろうと思ひます。ただ、今皆さん方から言われているいわゆる除染のところを担っていただいているわけでもありますから、それがある程度になればあるいはある程度にならなくとも、途中でやっぱり半分ぐらいそちらのほうにやっていくということだと思ひます。ただ、いずれにいたしましても基盤が弱っているので、今何十億円となく農政のほうが一生涯懸命基盤整備に力を入れながら皆さん方にその集落でいろいろなことを力を合わせる考え方、あるいは貸し借りの話をできませんかという話をしている最中ですので、気持ちは十二分にわかりますけれども、何度も言いますようにすぐというわけにはいきません、即効力というわけにはいきませんけれども、我々にとっては村民が所得を上げてもらうのに一番の大切なことでもありますので、それに向けてやってきたいと思ひます。そのかわり、ぜひ何か知恵がございましたらば、あるいは不足がありましたらご指導いただければと思ひております。

3番（佐藤一郎君） 温かく見守ってくださいというような村長の答弁でしたが、まず時期の的外しては、やっぱり私は今なんだと感じております。除染の仮々置き場もありますが、これが基盤整備終わって何年も過ぎますと、意欲が、やっぱり今頑張っている人は70代とか60代の人なので、意欲が完全にそがれてしまった時期では営農再開本当に果たせるのかどうか、それが心配なわけです。ですから、私も大倉地区のあれは水路は壊れていますけ

れども、川なり沢からちょっとくみ上げて、お金はかかりますけれども、それで再開。そして今あいている人たちに手伝っていただいて、そうすることによってやっぱり昔から営農は皆さん村民はやっていたわけですから、ほとんどが。その意欲を取り戻す策もやっぱり必要ではないのかなというふうに私は思ひまして、再開することに至りましたので、もう一度ですけれども、村長の考えを伺います。

村長（菅野典雄君） 先ほど副村長からもありましたように、非常に重要だということで、いわゆる生きがい農業、やりがい農業、それから新しい農業と、そういう組み立ててできるだけ住民がどこからでもうまく入っていけるようにということで、それで生きがいやっているとところにまた少し販売のほうにもつながるといふようなところを、多分この4分の3の事業なりあるいはその他の事業を使ってやらせていただいている避難自治体では、圧倒的に私は村は一生懸命職員もそしてそれに住民も応えていただいていると思います。ただ少なくとも以前から比べればなかなかそう簡単ではありませんので、もうちょっと何かソフト的なことでやろうという生きがいをつくれる政策があれば全くやぶさかではありませんが、少なくともやっぱり仕掛け人だという話なんです、資金難の中で仕掛けるという話はそう簡単ではありませんけれども、意欲を持ってもらえるということでは、国の施策なり村の施策は結構功を奏してきたのではないかなという気はします。ただ、これで十分だというつもりは全くありませんので、まだまだこれから何か我々も一生懸命考えてみますし、またご提言いただければそういう形をやっていければと思っています。

もう一つ、人がなかなかいない、村の役場にしろ何にしろということで、今回国のほうが農業の振興ということでどれだけどうなるかわかりませんが、県からと国からと、農協も今来ていただいていますし、これも組合長によってぜひ出していただきたいと、こうすることで、少しでもやっぱりそういう人たちが地元に入ってあるいは各地区に入って、団体に入って、やっぱりみんなと一緒にやれるような、そんな話をやっぱりこれから進めていきたいと思っていますので、何しろできるだけスピーディーにやりたいとは思っております。

以上であります。

3番（佐藤一郎君） 最初の答弁の中で、振興公社、検討を考えている、そういうことで、今ほども村長から答弁がありましたので、村の今後に期待いたしまして、まず1点目の質問を終わらせていただきます。

2点目の再質問に入ります。

帰村者が約1,400人、うち7割は高齢者だと思いますが、介護を必要とする人は何人いるのかと、これからの在宅介護サービスの重要性がますます高まってくると思います。それにつけ加え、来年度の予算の考え方と支援策を再度伺いたいと思います。

健康福祉課長（細川 亨君） 今、村内に住んでいる方の部分ではちょっと数字しっかり把握できる部分はありませんが、飯舘村における、村民の介護の認定者数は、1月31日現在で498名になっております。村外に向けては介護サービス利用者の送迎をしております。あとは在宅に至ってはこちらのほうに事業所が来ていただいておりますし、しっかり介護サービスをしていただいているという状況ですので、予算措置もしっかりしてありますので、

予算委員会のときに再度細かく説明をしていきたいと思いをします。

以上です。

3番（佐藤一郎君） わかりました。今の質問に答弁、予算委員会の際に詳しく質問したいと思いをしますので、以上で私の質問を終わります。

議長（菅野新一君） これで、佐藤一郎君の一般質問を終わります。

続いて、1番 佐藤健太君の発言を許します。

1番（佐藤健太君） こんにちは。

ここ10年で時代は大きく変わりました。震災のときを思い出してみてください。10年前はスマートフォンやSNSはまだほとんど普及をしていませんでした。しかし、今や若い世代やほぼ全てと言っていいほどがスマートフォンやタブレット端末を持ち、情報を瞬時に得ることができる時代になりました。また、電子マネーで決済もできるようになりました。さらにここから5年、10年で5Gを活用したICTやAIを使ったIoTなど、加速度的に進んでいく時代です。国が推奨する第5の新たな社会、デジタルイノベーションを最大限に活用してさまざまなことを実現するというソサエティ5.0の時代、今やそんなデジタル社会ですが、ITに人が合わせていくのではなく、人にITが寄り添わなければ意味がありません。本村においても超少子高齢化の中、この時代の変化と田舎の役割を理解して身の丈に合った村づくりと村政運営が望まれているのではないのでしょうか。さらにこれからは、偏った村政運営ではなく、よりバランス感覚を持っていないとやっていけない時代でもあります。また、気候の変動も大きくなってきている昨今、記録的な豪雨や暖冬、新型ウイルスが猛威を振るい、次々に災害が起きてきています。私たち人間はこの地球上で行かされているという前提で危機感とより広い視野を持って言葉遊びやパフォーマンスではなく、具体的に取組まなければならないときです。震災から10年という節目にここまでの村の取り組みを総点検して次の世代に引き継ぎ、世界基準で改善策をつくり進めていかなければこの先の村の存在意義がなくなります。村のあり方とは何か、飯舘村の存在意義とは何か、私は多くの村民の皆さんと語り、見出したいと思っています。

それでは、私から3月の定例会においての一般質問を始めさせていただきます。今回は、3項目8点の質問です。

まず、1項目め、3点です。1項目め、村政運営について。

1項目めの1、村長の考える飯舘村の目指すべき未来とは何かを伺います。

1項目めの2、飯舘村が目指す基幹産業のあり方とは何か。農林商工それぞれについて伺います。

1項目めの3点目、村長の考える飯舘村の強み、弱みとは何かを伺います。

続いて2項目め、村の支援団体についてでございます。

2の1、村には商工会や婦人会、老人会など、さまざまな支援団体がありますが、これらの団体について、今後村は予算も含めてどのように考えているのかを伺います。

続いて、3項目め、旧学校や公共施設の利活用についてでございます。

3の1、旧学校施設等の現在の利用状況と今後の利用計画について伺います。

3の2、白石小学校の貸し出し契約はどのような条件で、どこに何のために貸し出しを

しているのかを伺います。

3の3、幼稚園や小学校、もりの駅などの村の学校や公共の施設のランニングコストに震災前で年間約2億円ほどかかっていましたが、震災後は半分ほどに削って今後の年間のランニングコストの試算は幾らになったのかを伺います。

3の4、村を語るにも非常に重要で村民の心のよりどころとなっていた佐須地区の歴史的な木造の学校校舎はなぜ解体をしてしまったのかを伺います。

村長（菅野典雄君） 1番 佐藤健太議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、村政運営について、目指す飯舘村はどういうことかということでもあります。

現在、飯舘村は第6次の総合振興計画をつくっているところでありますが、第5次の総合計画、これは7年目に入るといときに避難を余儀なくされてしまったわけですが、この第5次総合計画は、までいライフという理念を掲げまして、人、地域、家族のきずな、あるいは自然や文化、そして人づくりを大切にす村づくりを進めていこう、こういうことで進めてきたところでもあります。第6次総合振興計画は、東日本大震災に伴う急激な少子高齢化による諸問題を踏まえて、このまでいライフの考え方をもとに第5次総合計画を発展させる新しい形を目指して策定していかなければならない、このように思っているところでもあります。村の現状に沿ってさまざまなものを縮小しなければならないですし、かつ生活の仕方も謙虚な中でやっぱり田舎のよさを味わうという考え方に帰っていかなくてはなりません。それ以上に人と人とのきずなや助け合い、お互いさまというこういう精神的な豊かさを増していくという意味を込めてメインテーマを今考えているところでもありますし、皆さん方のご理解をいただいているところでもあります。また、村内の居住者、それから村外に住んでられる方、あるいは元村民の皆さん、こういう方が協力して村づくりを行う必要があったり、あるいは月に数日しか村で過ごせないののでどう思われているか不安だとか、既にいろいろな住み方が混在しているからこそ、2地域居住などの新しい暮らし方を希望する移住者を受け入れていけるなどの意見が、いろいろ専門部会で、いろいろな方向でそれぞれ意見が出されているようでもあります。いずれにいたしましても、村に住みたくても住めない方やいろいろな自治体に少しずつ住むという新しい暮らし方など、どのような場合でもたった一度のそれぞれの大切な人生でありますから、楽しくそして安心して過ごせるような、そんな飯舘村を目指していきたいと考えております。いずれにいたしましても、理想とするところは将来にわたって自主・自立の村づくりと、他の自治体にはない心温まるオンリーワンの村づくりを目指したいと思っているところでもあります。

村の強みと弱みというお話であります。強みという点では、先人からずっと受け継いできた、飯舘村という名前ではないかなと思っております。以前は村の人が村外に行って飯舘村となかなか言えなかったという話でありますけれども、ずっと先人がそれではいけないのではないかとということで、前向きに村づくりをしてきた結果、飯舘村というのを皆さん方に多く知っていただいたし、頑張っている村と、こういうことでもありますから、まず一つは飯舘村、ここにやっぱり村の強みをひとつ考えていくということもあっていいのではないかと思います。また、地域の自主性や行政区を中心としたコミュニティーの力が強

く、先人から代々引き継いだこの土地を村民自身が築き上げてきたという、その村であります。そういう意味から、地方創生、あるいは地方分権という中で、飯舘村の名前は結構これまでも例として挙がっておりまして、総務大臣表彰なども地域づくりの先進地として表彰されたり、あるいは全国に少し知られるようになったということでもありますので、この飯舘村の何といたってもこの一番の強みでありますので、それをしっかりと強みにしていきたいと、こんなふうに思っています。

また、飯舘村は福島県の浜通りと中通りをつなぐ中間地点であり、常磐線、東北新幹線、東北自動車道、常磐自動車道から車で1時間以内でアクセスができるという地の利も飯舘村の強みだと思っています。さらには、震災後、ふるさと住民票登録者を初め、多くの支援者が村にかかわっていただいているという、そこがまた強みでもあろうと思います。まだまだ飯舘村の強みは幾らでもあるというふうに思っておりますが、そういうものをうまく村の住民のために使って、住民の少しでもいい生活につないでいければと、こういうことであります。

弱みということではありますが、弱みはもうまずは東日本大震災による原子力災害を受けたということ、そしてそれによって人口減少に拍車がかかったということでもあります。ただ急激な人口減少ということをむしろ逆手にとって、これから大胆な発想による村づくりをこれから検討していくことが必要だろうと思っておりますから、いろいろ弱みがありますが、それをどういうふうにポジティブに前向きにとるかというところに重要な村づくりのポイントがあるだろうと思っております。これからの新しい村づくりに向けて、飯舘村の強みを生かすことと、弱みを強みに変えること、そんなことを念頭に行政運営に取り組んでまいりたいと、このように思っているところであります。

それから、3つ目の学校や公共施設の利活用ということでありまして、4点ありますが3つだけお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、旧学校施設などについては、4月から義務教育学校がもともとあった飯舘中学校の校舎周りでスタートしていきますので、小学校3つが閉校ということになります。老朽化が激しい施設や活用見込みのうち施設は解体を行っており、旧学校施設の利活用についてもこれから検討を進めていく必要があると、ずっと考えてきたところであります。

現在の利用状況ですが、草野小学校はこれまで飯舘村の振興公社に入っていたり、防犯パトロール隊に使っていただいたりして、非常にまだまだライフラインは不備でありますけれども、そのような形で使わせていただけてきたところであります。これからのいろいろな形で利用していく必要があると思っております。

なお、草野幼稚園は刃物の館やすらぎ工房に入っているということはお存じだろうと思えます。

それから白石小学校は、株式会社地域創造研究所に貸し出すことにしているところであります。4月からということで、今のところは、とりあえず貸すという形ではありますが、条件をつけてやっていきたいと思えます。といいますのは、何度も多くの議員から質問されていますように、これからのいわゆる施設の管理費がどういうふうにかかっていくかというところがありますので、当然あれもこれもという話にはなりませんので、そちらのほう

に使っていただきながら、結果的には村の活性化につながるようにしていければと思います。

飯樋小学校は、今、震災復興記録交流施設ということで、国の事業を使わせていただきながら整備をしていく予定でいます。

飯樋幼稚園は解体をしております。

今後引き続き、村内立地企業へ貸す施設や産業振興の発展を図るために、施設の利活用に努めてまいりたいと思っています。

次に、質問の2番目ですが、白石小学校貸し出しの条件ということでもあります。施設の維持管理経費は、株式会社地域創造研究所で全額を負担し、契約終了後は更地にして村に返還していただきます。なお、将来白石小学校を解体する場合には費用の一部も負担していただく予定であります。ある程度いろいろやらなければならないことはありますので、最低限のところはやりますが、基本的にこれから維持管理していくものはこちらの研究所に委ねるということによって村のほうからは最大のこの何というんですかね、大きなものは必要あるかもしれませんが、ほとんどのところはそちらにお任せということで、こちらとしては来年の経費は出さないと、こういう形であります。施設の貸し出しを行うことにより、施設の維持経費を借用する側で負担してもらうことにより、村の経費の軽減を考えているということでもあります。また、旧白石小は、企業集積地として活用すれば村の経済活性化、移住促進交流や関係人口の増加が図られるのではないかと考えているところであります。

公共施設の年間のランニングコスト、3つ目の質問でございますが、さきの議会でも説明したとおり、利活用予定のない施設や老朽した施設はこれまでもかなり解体をし、経費の節減に削減に努めてまいったところであります。令和2年度は、深谷復興拠点の多目的交流広場やパークゴルフ場の施設がオープンするわけでありますので、現在のところ震災前に比べ約3,000万円増の約2億3,000万円ぐらいが公共施設の維持管理費になるのではないかと今のところ試算をしているところでありますし、一方でできるだけそれを少なくしていくために住民に協力していただく中で経費の削減をできないかというのも、どの施設も今考えているところでございます。今後とも公共施設のコスト削減に努め、村の財政負担の軽減を図ってまいり、健全財政を保っていきたいと思っているところであります。

以上であります。

復興対策課長（村山宏行君） 私からは、質問要旨1、村政運営の2点目の質問であります飯館村の目指す基幹産業のあり方は何かについて、お答えさせていただきます。

2011年3月の東日本大震災とその後の全村避難により、村の産業は大きな打撃を受けました。村では震災前の状況を取り戻すべく、復興計画でまでいブランドの再生を柱に村を上げて取り組んできたところでございます。

まず、農業であれば、農地を守る取り組みとして各集落に復興組合を設立して保全管理を進めつつ、農業意欲を高める生きがい農業支援、そして本格的に営農再開する方を対象としたなりわい農業支援、さらには大型畜産農家や土地企業集積による経営規模拡大など先駆的に村の農業復興をリードする方を対象とした新たな農業支援など、取り組みを進め

てまいったところでございます。しかしながら、これまで行ってきた各集落協議での農地活用の意向は、管理可能な農業者に任せたいとする考えの農家が大多数であるということです。今後村が目指す方向としましては、農用地の保全と面的活用を図るため、貸し手と借り手の双方に利益があるよう、中間管理機構を活用して意欲ある農業経営者に農地の利用集積を進めてまいります。加えて本村の農業を考える上では耕畜連携が不可欠と考えますので、地域の中核となる農業者と畜産農家の育成支援に努めてまいります。

次に、林業ですが、これまでふくしま森林再生事業計画に基づく計画的間伐やいぐね伐採のチップ化处理、里山再生事業による森林の活用や施業を進めてまいりました。ご承知のように、森林につきましても未除染でありますので、施業については多くの制約があるわけですが、森林の放射線計測に基づきこれら施業計画が組まれておりますので、今後は再生計画をもとに森林施業を面的に拡大してまいります。

次に、商工業ですが、企業立地補助金による村外企業の支援に加え、商工業再開事業者への県の4分の3事業の活用と、それに対する5%の村単独の上乗せ補助、プレミアム付商品券を活用した商工業支援とにぎわいの創出など、それぞれ個々の業態に即した支援を行ってまいりました。これまで村内事業所の支援や企業誘致を進める中で、労働者の確保が大きな課題であると認識しておりますので、引き続き既存事業所の支援や新たな企業の誘致を進める一方、移住定住交流施策と連携した雇用施策を進めてまいります。

村の復興計画の柱にまでいブランドの再生を掲げた背景としましては、震災前に小規模ながらもきらりと輝く産品、特徴を持った仕事ぶり、他とは違ったサービスなど、手間暇を惜しまず心を込めて念入りにといった思いで営まれていた村の産業をまでいブランドとして総称し、震災前に築いてきた顔の見える産品づくりや消費者との関係を取り戻していくことを主眼としたものであります。現在、村を上げて取り組んでおります交流人口、関係人口の増加を図る取り組みもこの村の産業振興と一体であると考えております。したがって、村としましては、どの復興途上の産業も支援・振興の対象であると認識しております。現在進めている第6次総合振興計画の検討も含めて、引き続き国県との連携を含めた施策の展開を進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

生涯学習課長（藤井一彦君） 私からは2の1の村の支援団体についてのご質問について、お答えさせていただきます。

商工会や婦人会、老人会など、村から支援をさせていただいている団体は、村の企業、地域、村民などを対象として復興事業やさまざまな支援活動を行っていただいております。村としても大変助かっているところでございます。

まず、商工会については、会員への経営指導に加え震災後は県の事業再開等支援事業補助金などの申請手続や、建設機械技能講習会への助成、原子力損害賠償手続の支援を通し、村内での事業再開を目指す事業者の相談業務を担っていただいております。今年度は50%上乗せで利用できるプレミアム付商品券への取り組みや、商工会青年部を中心に村の夏祭りや秋祭りなどのイベント運営にも積極的に参加していただいております。村からは年間470万円を運営費として支援しております。さらに、村に事業所を有する未組織労働者互

助会へは、福利厚生として交流レクリエーションや人間ドッグへの助成などに対し、村から年間36万円を支援しております。

次に老人会については、飯舘村老人クラブ連合会が1組織、単位老人クラブが16クラブ現在活動をされております。老人クラブ連合会では、スポーツ交流会や若手老人会による交流会、他市町村老人クラブとの交流会、地域での健康づくり活動、あいの沢の美化環境整備など、精力的に活動されております。また、単位老人クラブでは、地域ならではの伝統行事や見守り活動などを続けていただいております。村からの支援は、老人クラブ連合会に活動補助金として年間80万円、単位クラブには年間各3万円の支援を行っております。

婦人会については、文化祭や敬老会、福祉祭りなどへの協力をいただいておりますが、一方で地域の支部組織の減少が続いており、震災前は23支部あったものが震災後徐々に減り、来年度は4支部となる見込みであることから、今後の組織のあり方を見直して活動を継続できないか検討していると伺っております。村からの支援といたしましては、年間5万円の活動費補助や、研修会などを開催したときに村の公用バスの手配などを行っているところでございます。

今後もこれらの支援団体については、引き続き新しい村づくりと一緒に担ってほしいと思っております。その趣旨をご理解していただければ、村からの支援につきましても各団体の自主性、自立性を重んじながら必要な支援については継続してまいりたいと考えているところでございます。

私からは以上です。

総務課長（高橋正文君） 私からは、3の4の旧佐須小学校の校舎についてのご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

まず、村の公共施設については、施設の性能、機能や将来的な需要、コスト削減の観点などを踏まえて、平成28年から130カ所の公共施設の解体を行ってきたところでございます。旧学校施設につきましては、地元行政区に無償で貸し出しており、地元行政区の事業等に利用していただくなど、地域住民の心のよりどころとして活用いただいているのはご承知のとおりでございます。

ご質問の佐須地区の旧学校校舎につきましては、当初引き続き佐須行政区にお貸しし、利用いただく方針でございましたが、佐須行政区から村に対しまして解体してほしいとの申請がありまして、佐須行政区の総会におきまして解体するということが決定されたということから、村としては佐須行政区の意向に沿うように対応させていただいて解体をしたところでございます。

なお、公共施設等の利活用につきましては、公共施設利活用庁内検討委員会等で将来の村の負担等を勘案しまして、引き続き総合的に判断してまいりたいと考えているところでございます。

1番（佐藤健太君） では、何点か再質問させていただきたいと思っております。

まず、1点目の1の1、村長の考える飯舘村の目標、目指すべき未来とは何かというところの再質問ですが、村づくりということで、先日3月2日、県内紙のほうに「新たな村づくり、原点に戻る」とのタイトルで村長の記事が、新聞の記事が載ってまして拝見さ

せてもらったところなんですけれども、村づくりの原点に戻るということであるわけですが、そもそもこの原点という部分は、今始めるべきじゃなくて、もっともっと前からやるべきだったんじゃないでしょうか。

村長（菅野典雄君） 言葉的にそういう話はしましたけれども、6年間の避難生活の中、そして解除になって3年ということでありまして、今までは当然皆さん方につくっていただいた復興計画の1版から5版までのローリングをしてきたわけでありまして、やっと大体その解除が終わって3年目ということで、あちこちに皆さん方が4分の3事業とか100%の事業で村へ戻り始めたので、その中で基盤整備なども始まっていますから、新たにやっぱり原点に戻って、今までとは違うけれども、新しい村づくりをしようという思いで言ったわけでありまして、原点があと何年前からやればよかったのかということになりますと、常に1年1年は原点に戻りながらやっていたつもりでありますので、これからも初心に帰りながら進めていくということだろうと思っておりますが、やはり一番は住民の視点をどういうふうに捉えるかということが大切だと、そんなところの原点というつもりでお話ししたつもりでございます。

1番（佐藤健太君） ちょっとその原点という部分が何となくこうニュアンスがパツとしないので、原点というのは村長にとってどういうことなんでしょうか。

村長（菅野典雄君） 今申したとおり、いわゆる村づくりというものは行政と住民と一緒にあって自分のふるさをつくっていくという、そういう原点でありますし、それぞれがそれぞれの役目を果たしていきながら力を合わせていくということでもあります。また、別の言い方をすれば自助、共助、公助とありますが、そこをある意味ではバランスよくということなんですが、まず自助があって共助があってそして公助があるという、そういうことが原点というふうに考えているところであります。

1番（佐藤健太君） この震災後の村づくりを見ていると、どうしてもどこを目指して村づくりをしているのかという部分が具体的にまだ見えないという部分が多くて村民は感じている部分だと思うんですけども、原点に戻るということで、本当にこの村民の話をこれからちゃんと聞いてやっていくんでしょうか。

村長（菅野典雄君） 当然、どの計画をつくるに当たってもある程度の住民の声なりなんなりを聞いてやっているところですが、よく村民一人一人の声をという言葉、よく聞くわけがありますけれども、村民であろうとあるいは町民であろうとどこの自治体であろうと、一人一人の声を全て聞くわけには全くいきませんので、そこでどれだけやっぱり考え方を進めていくかということになります。なかなか特にこの原発事故で多様な考え方になっている中で、その中でやっぱり進めていくというのは今まで以上に大変なことだろうというふうに思いますが、そういう意味ではもう一度原点に戻るということを頭に入れながらやっていくということではないかなと思っております。

1番（佐藤健太君） どうも全体の意見という部分で取りまとめるのは難しいのかもしれないですけども、どうも一部の意見だけでここまで決めてきてしまっているように感じているんですけども、村民の向いている方向とちょっと違ったんじゃないのかなと感じるのですが、そこはどうでしょうか。

村長（菅野典雄君） 村民がどこを向いているかということでありますが、何度も言いますように村に戻りたいという人もいますし、今の環境の中で村とかかわりたいという方もいますし、全然今まで村とは関係なかったけれども村を応援したいという方もいるわけですから、いろいろなケースがある、今期せずしてバランスという話を佐藤議員から言われましたけれども、そこを常に考えながらやっていくということで、そうしますとやはり一人一人の意見もできるだけ多く聞きながらも、どこでそこの中の共通の認識なりを探してある一つの方向に進んでいくかというのは非常に重要な課題だと思っているところであります。

1 番（佐藤健太君） ここまでの村長の政策を見てみると、どうしても村民の気持ちが離れていってしまうような政策が多かったのかなというふうに思うんですが、この辺に関してはどうでしょうか。

村長（菅野典雄君） こういうときですから、ついていけないという方あるいは異議ありということもあるだろうと思いますが、大方の方は、少なくとも私は村民の全ての立場でいろいろな施策を国と向き合ってきておりますから、そういう声もあるのかもしれませんが、私に入ってくるのは何せ非常に助かってやっていただいていると、ほかの自治体なども当然住民の方は見比べておりますから、そういう意味では少なくとも100点でもないし70点以下かもしれないけれども、少なくとも村民のこれからのことを考えてやってきたつもりであります。

1 番（佐藤健太君） ピンチはチャンスという言葉がありますが、ここまでの10年間、村民の結束力を震災前よりより強固にする、できるチャンスが要所要所であったと思うんですが、このチャンスの期間だったと思うんですが、これまで村民に対してのソフト面で何かやってきたことはありましたか。

村長（菅野典雄君） 少なくとも避難中はいろいろな職員が必死になって対応していただきましたから、少なくとも満足とは言わなくてもある程度安心した形で避難生活ができたのではないかと考えております。それから、戻ってきてからは、なかなか村としてはいわゆる戻ってきた人とまだ戻らない人の両方をやっぱり見ていかなきゃならないというこの3年間でありましたので、非常に大変でありましたけれども、どちらもある程度見させていただいてやってきたと思います。そろそろある意味では村のほうにシフトを変えなければならない。変えるにしてもなかなか難しいということで、先ほど課長がお話ししましたようによそのところにデイサービスに行くにはそれなりの事業、あるいはよそのデイサービスが村の中に来ていただくにもそれにもそれなりの対応、そしてまた今度買い物をするにも対応と。あるいはクリニックのほうも以前から対応をさせていただいている、それも十分ではありませんけれども、少なくともソフト的なところではこういいますから幾らやっても満足になったという形にはならないだろうと思いますが、これもほかの自治体よりはかなり一步一步着実に進めさせてきていただいていると思っております。

1 番（佐藤健太君） 行政が全てやらなければならないということはなかなか難しいのかなと思いますけれども、より今後は村民の言っていることに耳を傾けていただいて、しっかりと村政に生かしていただければと思います。

続いて1の2でございます。基幹産業に関してですけれども、中間管理機構を活用して農地の利用集積をして、その先に農業の姿というところを目標として村はどのように持っていますでしょうか。

復興対策課長（村山宏行君） まず、農業の部分でございますが、中間管理機構を利用してということで、まず集落座談会をここまででずっと何回も行ってきた結果のほうから導き出された答えでありますけれども、やはり貸し手の農家、やはり避難をして農業を中断してしまったという影響が大きくて、自分で管理できない、できるのであれば地域のできる方をお願いしたい、そういった声はかなり多いということでありまして、今回上飯樋地区ではそうした中間管理機構を使って農地の集積を行って、100ヘクタールを超える集積を行ったということであります。基本的な中間管理機構を使いますと、10年間程度は契約という形で維持されますので、その分契約の維持は間違いなくされるだろうと思っております。その後でありますけれども、こういった情勢ですからなかなかわかりませんが、例えば上飯樋地区のように大規模に農業をやりたい、あるいは集積をしたいというそういった農家には先ほど佐藤議員言われたようにチャンスということも捉えられますので、まず規模を拡大している農家のところに集める、そして10年間終わった後、経営体がしっかり基盤ができていれば継続ということもあるでしょうし、あるいはそこでその間に地域のほうでもう一度まず一旦やめた方がもう一度営農を再開したい、あるいは新たに次の世代の方が農業につきたいという場合にもそれまできちんと農地が維持されるわけですので、そういったところにつなげるのではということになっていくところでございます。

1番（佐藤健太君） 同じくさまざまな支援をしてきている商工業ですけれども、この商工業も今ある支援を利用しながら村の業者がやっているわけですけれども、この先、村としては商工業はどのようにあってほしいと思っておりますか。

復興対策課長（村山宏行君） さまざまな事業の助成事業を利用いただいて、多くの事業所の方に村内での事業再開をしていただいております。やはり同じように聞くのは、まず事業を村の中で再開をして、そして次の世代につなぎたいという声がありますので、そこでの間の事業の基盤の整備であるとか、工場の整備というところで今回利用されたのかなと思っております。将来的に今後どういうふうに動くのかというのはかなり不安定な部分がありますけれども、村の中で生活している方々、やはり商店はもう少しふえてほしいというふうに思っているでしょうし、また事業所のほうも村の方、震災前の濃密な地域の方々とかかわりの中で営まれてきた商工業でありますので、そういったところを取り戻したいと思っている方も多数というふうに考えますので、今後そういった方々の答えに、気持ちに応えるような支援、そういったことを続けてまいりたいと思っております。

1番（佐藤健太君） 事業所に対しても、再開できている企業に対しての支援という部分はあるわけですけれども、再開に足踏みをしている事業所もあるのかなというふうに見受けられるんですけれども、これに対しての支援は何かありますか。

復興対策課長（村山宏行君） 足踏みをされている事業所ということで、やはり個々の事案ということをお聞きしないと何とも言えないなと思っております。経営の中で、どうしても高齢化で村内で戻ってまでやる気はないとか、それから後継者がいないとか、そういったこと

も聞きますし、またお客さんがいない、少ないということがどうしても村内での再開に踏み切れないでいる方という方もいらっしゃいます。やはりそういったところを踏まえますと、先ほどの答弁でも申しましたが、移住定住交流ですね、そういったところを進める、あと村内のにぎわい、関係のする人口をふやして、村の中のにぎわいをふやしていかないとそういった商工業の利用者も少ないのかなと思いますので、そちらの施策を村を上げて取り組みたいと考えております。

1 番（佐藤健太君） 事業再開補助金とは県の事業を使わせていただいて、これに対する上乘せという形で村単独で5%の上積みをしていただいたわけでございます。私もそれを使わせていただいて大変助かったわけですが、こういった形で村の事業所がこういったものが欲しいのかということで、村内企業に対する実態調査なんかはされたんでしょうか。

復興対策課長（村山宏行君） それぞれの個々の、事業所まで回るということ、なかなかできておりません。ただ、今現在の4分の3事業の、それから上乘せ補助のスキームというのは、まず県で4分の3事業の内容を精査していただいて、そこで認定された業者に村が5%上乘せをするという、そういう形をとってございます。事業の中身、実現性、将来性、そういったところは県のほうにどうしても委ねざるを得なかったというところがございます。今後村のほうでも多くの事業所を回って実態の把握に努めたいとは考えております。

1 番（佐藤健太君） 今ほど答弁いただきました4分の3の事業ですけれども、これは4分の3の事業とその上の5%の上乗せですけれども、この補助金というのは、4分の3の補助が通らないとこれはもらえないということで、非常に範囲が狭いなというふうにも感じていましたし、実態調査をする中で、もう少し綿密な補助金、効果的な補助金が村単独でも出せるのかなと思いますので、ぜひこの実態調査、全部回るということはなかなか難しいかもしれませんが、商工会も含めて今の現実と今後の見通しなんかも含めて率直に話ができ、意見交換ができる時間がつくれればなと思っていますので、ぜひその辺をご検討いただければと思います。

続いて、1の3ですね。

村長の考える飯館村の強み、弱みということで、飯館村というネームバリューということと地の利という部分、私もこれは非常に大きなメリットではないかなと思っています。このメリットですけれども、私の考える飯館村の最大の強みというのは、私は間違いなく人だと思っています。江戸時代より、もっともっと前の時代から先人が厳しい気候と生活環境の中で開拓をして切り開いてこつこつとつくり上げてきた村でございます。多くの困難に見舞われながらも木を切ったり石を運んだり田畑をつくったり、地域みんなで助け合っってこの困難を超えてきた。また所得は低くても自然の恵みを上手に生かして知恵を絞り豊かな生活をつくってきた、そういった村であります。そこにこそ最大の知恵と経験がある村民がいらっしゃいます。震災後にはこの広い世界において苦しい中、さまざまな経験を重ねて実績や人脈を築いてきた村民であったり職員の皆さんがたくさんいらっしゃいます。ここを彼らをねぎらって協力をいただいてこの力をかりて集結できなければ、この非常に難しい困難を打開するのは難しいんじゃないかなと思っています。このアドバイザーというところにばかりお金をかけて、ない物ねだりをしては村は強くならないんじゃない

いかなと思っていますけれども、いかが思いますか。

村長（菅野典雄君） 先ほど幾らでもありますというお話をしましたが、少なくとも村の村民が一番の宝だというのは、私、名刺に最初から村の村民の心が村の顔ですと。それぞれの首長は観光名所を印刷していますけれども、私はもうずっと村民の心が村の顔です。随分いろいろなときに移住してくる人たちもその他の人もあるいは時々来る人も、飯館村はやっぱり心が優しいねとか、あの人たちがいるんだっただらばここに住んでみようかという形が震災前もいっぱいあったわけでありますから、そういうのは何ら疑いのない事実であります。そしてもう一つ大きいのは、村の柱は、多分20行政区の皆さん方が先人がいわゆる地区別計画ということでやってきた、いわゆる「自分のところを汗かかないと自分のところはよくなるよ」という、その流れがずっと先ほどの賞を受けた話から何からになっているかと思っています。ただ、残念ながら今回の震災でこのような形ではなくなってしまった。あるいは離れ離れになってしまった。今まで100件でやっていたのが30件ぐらいでやらなければならないというところなんです、非常に悩ましいかと思っていたのですが、今のところやっぱり3つ4つの行政区がそういう中でどうやっていくかという考え方になりつつある。あるいは場合によっては会員と準会員みたいな考え方で地区をやっぱり盛り立てていこうという形になりつつありますので、その辺をこれから村としてどんな形で応援できるのかというところがポイントになるかと思っております、職員たちの訓示の中にもこのコミュニティー担当とか、あるいはこれから地区別の予算をどういうふうによく使っていただいているかという人のつながりをどうつくっていくかということではないかなとお話をさせていただいているところです。

1番（佐藤健太君） ここまで飯館村という部分と人という部分は非常に大きなメリットでもありますし、大事にしていっていただきたいかと思っておりますけれども、この飯館村のネームバリュー、地の利という部分を生かして、今後どういうふうに飯館村を発展させていきたいかと思っておりますでしょうか。

村長（菅野典雄君） いろいろ考えられるだろうと思うんですが、例えば1つとして今なかなか農地が大変だということでもありますけれども、福島、原町のこの距離でありますから、ちょっとしたやっぱりその人たちが土曜日曜に来て農園を何というんですかね、飯館村で作業をするというようなことだってできるだろうかと思っております。それからまた、ちょっとした何というんですかね、珍しいことをやっていただければ皆さん方から来ていただいたり、あるいは住んでみてもいいかというふうになるかと思っております。そういう意味では、一つやはり相手の心に何かこうポトンと落ちるような、そういう事業なり、あるいはこの飯館村の自然を生かすというそんな事業を考えればこの地の利というのは結構使えるのではないかと、このように思っているところであります。

1番（佐藤健太君） 逆にこの弱みというところですけども、もちろんこの原発災害という部分で非常に大きな打撃を受けたということは、もうこれは否定もしようもない弱みではあるんですが、この弱みの中に一つ大きなところは、やはり村民の声をなかなか集約できずとか吸収できずに、自分が牽引しなければならないという強い思いで周りの意見を聞かずに走っているときもあるんじゃないかかと思っておりますけれども、その辺いかがでしょ

うか。

村長（菅野典雄君） そうとるのであれば、それはそれで人それぞれでありますけれども、少なくとも避難中も飯舘村はほかの自治体の2倍3倍の会合を持って、やはりいわゆる村の状況、国との関係など、あるいは国から出るいろんな事業を説明をさせてきていただいているということでもあります。避難解除になってからはなかなかそういう機会がないということで、一つはいわゆるちょっとしたイベントや何かこういう事業で皆さん方が集まる機会をつくりながら、今度この第6次総合振興計画をつくっていく段階なりあるいはこれを進めていく段階でそういうことをやっぱりやっていこうと、こういう形になってきたということでもあります。そういう意味ではそんなに、ほかの自治体よりも聞かないでただただ走ってきたなんていうことはないとは思っていますが、いろいろ意見はあるだろうとは思いますが、それはそれで耳を傾けたいと思います。

1 番（佐藤健太君） しっかりと耳を傾けてやっていただければと思います。

次に、2つ目の村の支援団体についてでございます。

この村の支援団体で、さまざまな支援団体に対して予算をつけていただいているわけですが、どうも婦人会についてさまざまところで大変大きな協力をいただいています。そんな中で、年間5万円という金額というのは何か少ないように感じるんですけれども、これではちょっと活動が難しいんじゃないかなというふうに思っています。これで活動ができなくて規模が縮小してきたということもあるんじゃないかなと思うんですけれども、この辺はいかがでしょうか。

生涯学習課長（藤井一彦君） この婦人会については、敬老会なんかの応援なんかもしていただきまして、うちのほうの生涯学習課からではないんですけれども、健康福祉課のほうからそのときのお礼というか、活動費ということでお金が出ていたりとか、そういうこともありまして、ある程度、村からお金が出ておりました。今一番大きいのは、皆さんなかなか帰っていらっしゃる人が少ないものですから、非常に集まるのにどうしても交通費がかかるとか、それから皆さん時間とかもばらばらでなかなか集まれないというのが実際あって、その辺のところはどうしても支部が減ってきた大きな要因なのかなと。今までは支部を中心に地域のいろんなお年寄りのことであったりとか、さまざまなことですね、花植えだったり美化活動なんかも含めて、いろんな地域の課題を婦人会なんかは中心にやっていた。ですからほとんど足代はかからなくて、げた履きで行ってやってきて帰ってくるというふうなところで、余りお金を必要としないような中でやってきたというのが震災前なんですけれども、震災後は本当にばらばらになってしまって、それもなかなか地域というものもなくなってしまったに近いような状況で、なかなか活動自体も具体化しにくい状況もあって、非常に今どういうふうにやったらいいのかなということ相談なんかも受けているところなんですけれども、そういったところで今課題になっていて、一応相談をしながら次に向けてどうやって残していこうかということ話し合いを続けているところでございます。

1 番（佐藤健太君） それは気持ちが離れてしまったということなんでしょうか。

生涯学習課長（藤井一彦君） 役員の方たちとのお話なんかをしてみますと、気持ちがやっぱ

り皆さんあるんですね。ただ、自分の今までやっていたのが行政区のいろんな下働きといったらあれですけれども、そういったお仕事を中心にやっていたという、そういう意味では顔の見える関係ということで、やりがいなんかもすごく感じていたというのはあったんだろうと思うんですけれども、実際なかなかそういう場面がもうなくなってしまっているというのが一番大きなところなのかなということで、その辺のやりがいをどういうふうに取り戻していくかということとはなかなか今の現状ですと難しいのかなということも聞いております。

1 番（佐藤健太君） かつて若妻の翼なんかもあって、非常に活躍をされた方たちもたくさんいらっしゃると思いますし、この女性が元気な地域というものは間違いなく活気があると思っていますので、この村の活気を取り戻すためにはこの婦人会の皆さんの力という部分は本当に必要不可欠だと私は思っていますので、ここに関して原因を追究をしながら予算が足りないのであれば予算を追加するなりなんなり、いろんな施策を打って、婦人会の皆さんたちにまた村に来ていただいて元気を振りまいていただければ、そういった環境をつくっていくということが大事なんじゃないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） 勘違いしないでいただきたいんですが、予算をつければ活動ができるという話ではないと思っています。実は先日、婦人会長が私のところに個人的に来て、婦人会をどういうふうに村としては考えているんだと、こういうお話でしたが、別に特別のことはございません。一生懸命やってきていただいた団体ですから、いわゆる3つか4つぐらいになってしまって、そういう中で村はどう考えているんだということだと思いますが、少なくなろうとも多くなろうともどういうことをやろうとしているのか、やりたいと思っているのか、そういう気持ちがある中で芽生えれば、当然村としてはそれに対する応援はやぶさかではありませんよという話です。商工会も同じでしょう。少なくともある程度のお金は出していますが、もうちょっと何とかならないかという話は今までもありましたが、それだったらばこういうことを今まで以上にやりますよと言われればその事業に予算はつけますということは今までもずっとやってきたわけでありまして、また補助事業も今いろいろ何回かつけさせていただいているということでもあります。

また、婦人会に限らず今申しましたように女性がやっぱり元気でないとなかなか村は大変だということで、結構女性たちは別な形の動きをえています。つまり、各行政区の婦人会ということもあるだろうとは思いますが、もうそれぞれそれぞれ思いの中で4つ、5つぐらいの団体ができて、横の動きの中で村をもっと美しくしようとか、あるいはもっと活気をつけようとかいうことがありますから、そちらのほうもやっぱりそういう事業があればできるだけ村としては補助事業でうまくやっていただければと、そうでなければそれなりに応援すると、こんな話をさせていただいて、何ら婦人会を軽視するつもりもありませんし、もう婦人会がなくては村がやっていけないという話でもないので、あとは婦人会の皆さん方がどう考えてみんなでこれからどうやろうとしているのかをやはり考えていただいて、その上でまた相談をさせていただきという話をしたところであります。

1 番（佐藤健太君） そういう話であれば、また婦人会の皆さんとしっかりと検討していただいて、今後よりよい会の運営ができるようにしていただければと思っています。

続いて、3の2に行きます。白石小学校の貸し出し契約はどうなっているかというところですけれども、この維持管理費、維持管理経費という部分は、どこまでの維持管理をしていただけるのでしょうか。

村長（菅野典雄君） 一応今、校舎、プール、それから体育館というものを何というんですか、本来であれば最低限といっても結構金がかかるリフォームをした上で村で使っていくのに最高の施設だなど、こんなふうに思っていました。ところが、飯樋小学校も同じであります。学校を学校として使うならば金は来るんですが、学校以外で使うということになると、そう簡単には金は出せないというのが復興庁と何ほどちょっと言葉はどうかわかりませんが、やりとりをしたところでもあります。そういう中で飯樋小学校は、先ほども話しましたように、今あちこちで災害は忘れたころにやってくるんじゃないかと、忘れないうちにやってくるものですから、どうも防災だったらば金は出てくるんじゃないかということで、防災拠点として飯樋小学校の再利用をと。ただ、防災だからといって何か荷物を置いておいて、あといざというときに避難するという話ではなくて、あれはやっぱり言葉をちょっとどうかわかりませんが、勉強の、生涯学習の施設みたいな形で、それからあと宿泊なんかも若干はできるような形ができればということです。その場合、その後ろのほうまでになりますと、膨大なお金になりますので、今回後ろのもともとの古い校舎をリフォームしたところは壊させていただいているのですが、実はこれもまた地元から何で壊すんだとか、あるいは地元以外からもあるんですが、少なくともやっぱり後々経費のかからないように、何しろ飯樋小学校は全てこちらの経費の中で維持経費でやっていかなきゃならない。それに対して白石小学校もそういう形で、草野小学校もということになりますと、それこそ皆さん方から維持経費はどうするんだという話はいつもいただいているわけでありまして、それをどうやってやっていくかということになりますと、なかなか難しいということで、幸いに飯館村を何とかしたいという研究会がありましたので、ぜひ白石小学校を委ねさせていただいて、各教室にいろいろなものが入ってくることによって村の活性化ということの話でこれから4月から進めようとしています。今のところ条件は、入る場合にいろいろ直したり、手入れをしたり、リフォームしなきゃならないのは全てそちらでやってくださいということ。無償でお貸しします、壊すときはお互いに折半しましょう。全てそちらがというわけにもいかないだろうから折半しましょう、五分五分ということで。ただ、今見ていると、例えば体育館の屋根なんかは全く赤茶けているなどという気がします。それもあなたたちでっていう話でいいのかどうかというのもあります。これからその辺をいろいろ考えながら、できるだけ村としては恒常的な管理費は出さなくて、あそこの白石小学校を活用する。あるいは場合によっては地元の人たちも何とか使わせてくれということで、地元の空間も置くようにするなんていう話も聞いておりますので、もうちょっとこれから詰めをさせていただいて、少しでも皆さん方からご指摘をいただいた維持経費の軽減を図っていきたいと思っております。

1番（佐藤健太君） これ、契約期間が書いていなかったのですけれども、契約期間はいつからいつまでを考えていますか。

総務課長（高橋正文君） 契約の内容でございまして、まずこの3月いっぱいまでは、教育財

産でございますので、教育委員会のほうで3月いっぱいまでの使用許可ということで、契約ではなく使用許可を出している。4月1日からは普通財産に変更しますので、今度は無償の賃貸借契約で貸すと。期間としては、今まだ内部で検討中ではありますが、おおむね5年とかで1回区切りまして、そこで自動更新にするとか、あと再延長するとかというのは今後この創造研究所のほうと相談させていただきたいと思います。

1番（佐藤健太君） 解体費用の一部も折半ということで、五分五分ということもありますけれども、当然この解体という部分では、幾らかかるのかという見積もりをとっているかなと思うんですけれども、校舎や体育館の解体にどのぐらいかかる見込みですか。

総務課長（高橋正文君） 今、解体を進めている公共施設については、全て環境省の事業でやっておりますので、白石小学校については現在解体の費用の見積もりはまだ徴収しておりません。

1番（佐藤健太君） これ、ちゃんととってから契約をしないと、いざ折半となったときに大変なことになる可能性もあるので、ここは必ずとって契約をするということにしてください。

あと、この貸し出し先の企業、1企業ですから、ここが倒産したというふうに仮になった場合には、こちらがまた全額持たなきゃいけないとか、そういったことにもなりますので、この辺に関してのこの契約という部分は慎重にやっていただきたいなと思います。

総務課長（高橋正文君） 議員おっしゃるとおりで、貸す相手方ですね、優良企業であるとか、そういう見方をちゃんとしないと大変だということでございますので。ただこの地域創造研究所というのは、現在福島市で駅前開発等を行っている系列の会社ということでございますので、現在のところは優良企業と判断して白石小学校を貸したいなという判断で進めているということでございます。

1番（佐藤健太君） この企業、ちょっと詳しくわからないですけども、ここを貸してこの企業は具体的にどんなことをしようとしているんでしょうか。

村長（菅野典雄君） 今のところ飯舘村の農地をできるだけ、先ほどからいろいろ質問ありますが、少しずつ農地に作物を植えたり花を植えたりして、飯舘村がいわゆる避難になって大変になったところをプラスの考え方でやっていこうと、こんなようなところでやっているとあります。私は公社がありますから、農業もやっていただきながら、場合によっては今何か長泥のほうの田んぼを再生しますよね。そのあたりも長泥の方がやるのであればそれはそれでいいですし、公社ということになるのかもしれませんが、そちらも場合によっては引き受けてバイオマスあたりにうまく結びつけられてもいいのではないかなという、まだ全く固まっていないんですが、そんな話をしています。ただ、私としてはあの公社を運用だけで使うという話でもないのではないかと思いますので、もっといろいろな業種の人たちなり、あるいは今まではちょっと考えられなかったような新しい発想を持った人たちも来ていただいて、その拠点として動いていただきながら、地元の人たちとあるいは村とうまくかかわっていただければ、これは大変助かるなど、こんなふうに思っているところがあります。

以上、そんなようなことで、これから細部を詰めさせていただいて、できるだけ村とし

て負担のかからないように、そして心配のないような形で契約を結んでいきたいと思っております。

1 番（佐藤健太君） しっかりした企業であるという話をいただいたわけですが、農業に関して取り組むということで、きっと農業ってそんな簡単に一、二年でできることではなくて、10年、20年と非常に長い時間をかけながらやっていくべきものだと思いますので、ぜひかかわってはもらったけれども、すぐに放り投げて出ていってしまうというようなことがないように、重々そこら辺は契約の段階で注意していただけて進めていただければと思います。

次に、3の3ですね。公共施設のランニングコストというところで、年間2億円かかっていたという部分で、せっかくここまで不要な公共施設を大分削ってきたわけですが、ここに来てランニングコストが2億3,000万円に膨れているということなんですけれども、これはなぜなのでしょう。

総務課長（高橋正文君） ランニングコストの件でございますが、まずランニングコスト、平成22年度ベースであります。予算ベースであります。1億9,500万円ほどかかっていたということで、約2億円かかっていたということでございます。令和2年度のざっくりの概算の試算であります。現在のところ2億3,400万円ほどかかるのではないかとこの見込みをしております。これは何でふえたかと申し上げますと、まず平成22年度ベースから130カ所の公共施設を解体いたしました。その130カ所分で、約5,000万円ランニングコストが下がったという考えをしております。ですから、2億円から5,000万円まで下がると1億5,000万円になるわけですが、ただ新たに復興拠点として設置したまでい館とか、あと学校、スポーツ公園、パークゴルフ場。これも村民の必要とする施設ということで、設置させていただいたということでございます。その5,000万円マイナスになりますが、その分の新たな更新した施設等で約3,000万円ほどふえて2億3,000万円をトータルでは今のところ見込んでいるという内容であります。

1 番（佐藤健太君） ではこの今建設を進めています多目的交流施設の備品であったり設備という1次的にかかる部分を除いて、それにプラス人件費を足した年間のランニングコストという部分は幾らになっていますでしょうか。

総務課長（高橋正文君） これには人件費はランニングに含んでいませんけれども、深谷の多目的交流広場を含めて2億3,400万円ほど現在見込んでいるところであります。

1 番（佐藤健太君） 村の多目的交流施設のみではどのぐらいになるかというのは、出ますか。

総務課長（高橋正文君） 現在のところ1,000万円ほどを試算しております。

1 番（佐藤健太君） 私のほうでも計算して1,500万円、人件費含めてだと1,500万円ぐらいなのかなと思うんですけれども、これ9月の定例会の一般質問の中で、私が聞いたときには年間600万円という回答が返ってきたわけですが、ここにプラス結構な金額が乗っているわけなんですけれども、これはなぜなのでしょう。

総務課長（高橋正文君） 去年の9月ごろに600万円とお答え申し上げましたけれども、その後施設、設備等の精査をさせていただきましたところ、若干委託料、保守管理等、あとは電気代が少しかさむということで、現在のところはトータルで人件費抜きで1,000万円ほど

の見込みとさせていただいています。

1 番（佐藤健太君） 前回、維持経費がこのぐらいかかるということでしっかり見積もり出していただいてあの数値だったわけですがけれども、これがどんどんどんどんこうやってふえてくるというのはちょっとまずいんじゃないかなと思います。これに関して、もう少しまともな精査というものはできなかつたんでしょかね。

総務課長（高橋正文君） 昨年のあの段階では、基本構想と申しますか、実施設計ができていないということもございましたので、今度は工事が始まりまして詳細な見積もりをしたところ約1,000万円という試算になったということでございます。

1 番（佐藤健太君） この建物自体、そもそも綿密な利用計画とランニングコストを含めた収支計画があって初めて建設の議論ができると思うんですが、この復興予算ありきで余りランニングコストもしっかり計算せずに急いでつくった結果じゃないのかなというふうに思うわけですがけれども、さまざまな施設のコストがかさんで、例えばこの後職員の給料のカットなんていうことも起きる可能性も全く否定できないということではないわけですがけれども、これに関して経営者の責任でもあって、これを職員に責任転嫁をしていくということは今後ないでしょうね。

村長（菅野典雄君） 実は、宮城県村田町が大変な状況です。きのうだかの新聞に職員の給料減額と、こういう条例が出ているようであります。当然私らもそういうのを見えていますから、絶対にそんなことはないようにやっぱりしなければならぬと、こういうことで、幸いにこの震災中も含めて公債費もどんどんと下げながら健全財政につないで、次の世代にバトンタッチするということではないかなと思います。やはり公共施設、一方では壊しましたけれども、一方では新しくなって、新しくなればなただけ環境がよくなってきますので、そういう意味でやっぱり経費がかかっていくということは仕方がないとは思っています。例えば、学校の体育館に今暖房入っているわけです。だからってそれは無駄だという話にもならない時代でありますから、そう考えますとこれもまた今学校のほうが約1,400万円かそれぐらいの電気料だということでもありますから、そういうふうに考えますと、それはどうしようもないんですが、節約はしてもらいますけれども、できるだけ住民がかかわって自分たちも村づくりの一翼を担っている、あるいは若干年金だけではちょっと心配だけれども小遣いが入る、そんな仕組みをどううまくつくっていくかというところがこれからポイントになるんじゃないかなと。ただ、それだけでもないので、やっぱり業者さんにきちんとしたこともお願いはしなければなりませんけれども、そういう仕組みをどれだけやっぱりつくっていくのかということで、去年はあいの沢にアジサイを植えるのにお年寄りの皆さん方にかかり出いただきました。そういうのとか、例えばパークゴルフ場もこれからの管理にどれだけ住民の皆さん方がかかわりながら、また専門の業者に頼めるような形とうまくかみ合わせるのかどうか、そんなことを真剣に考えていることだけはご理解をいただきたいと思います。

以上です。

1 番（佐藤健太君） 震災の前より確実にやっぱり人口は減っているわけですから、ここに関してのこの予算という部分は潤沢にいつまでも続くということはなかなか難しいと思

ますので、第6次総合振興計画のほうでも「ものは引き算、こころは足し算」という言葉が出てきていますけれども、「こころは引き算、コストは足し算」にならないようにしっかりとやっていただければと思います。

続いて、3の4ですね。佐須の小学校の件に関してですけれども、ここの小学校、私の父もおじもおばも通ったという小学校でして、この解体に当たってとにかく同窓会なんかがあって、そこと連絡をとって何かセレモニー的なことはしたんでしょうか。

村長(菅野典雄君) 私、地元ですから、村長の立場で答える話ではないのかもしれませんが、同窓会というのがありまして、多分随分同窓会の集まりは2年か3年に一遍やっていたんですが、ここ多分10年ぐらいはもうほとんどやっていないということで、解散していらっしやるのかどうかわかりませんが、組織としてはもうほとんど動いていないという状況だと思いますので、そちらのほうには多分声はかけていないんじゃないかなという気がします。ただ、壊すに当たっては、まさに集落に委ねていた施設でありますので、村の施設とはいえ、委ねていたことでもありますので、集落の合意をもって残すか壊すか、ということではありますが、壊すという結論になったようでもありますから、村としては環境省の事業に委ねたということでもあります。

1番(佐藤健太君) この建物、体育館はしようがないかなと思っていましたけれども、この木造の佐須小学校、これを基軸に今後全国から飯館村に人を呼び込もうという思いで村民が奮起をして保存会をつくって保存の活動をしたという話も聞かれます。利用計画から収支計画、最後の解体費まで自分たちでプールをしてやるんだという強い要望を村長のほうにも上げたというふうにも聞いていますけれども、これで解体を進めたというのは何となく納得ができない部分があるわけですが、今例えば村外に住んでいる方でも、この飯館に帰ってきたときに心のよりどころとしてあそこに行っていたんだという方の話もこの間聞きましたし、こういったものは村としては歴史的な建物です。つくろうとしてももうつくれない建物ですので、壊してから言ってもしようがないんですけれども、こういった部分は村の文化財に指定でもしてしっかりと守っていくべきだったんじゃないかなと思います。ここに関してはいかがですか。

村長(菅野典雄君) 私もそういう思いは持っておりましたが、佐須の集落の皆さん方の判断ということでもありますので、こちら側のそう簡単にこちらの村の考えなりあるいは個人的な考えを押し切るというわけにはいかなかったということでもあります。

1番(佐藤健太君) この一応村の公共施設ということで、1行政区の判断で解体をしてしまったという部分はあるんでしょうけれども、ここに何も言えないという部分で非常にもどかしい思いで私はいますけれども、ここを解体してほしいという意見と引き続き行政区に貸したいという村の思いと、保存会で保存して住民が団体が使いたいという思いがあったにもかかわらず、ここの判断について議会も含めて相談がなかったということはなぜだったんでしょうか。

村長(菅野典雄君) 基本的に各行政区の考え方を大切にするというのがこの地区別計画から何からやってきたところでもありますから、今いろいろな意見があったという話ではありますが、何か聞きますと圧倒的に壊してくださいというのが多かったということでもありますか

ら、それに私たちがとやかく言えるという形ではないのではないかと思っています。

1 番（佐藤健太君） この総会の議事録というのは出してもらえるのでしょうか。

総務課長（高橋正文君） 議事録については、佐須の行政区長さんに問い合わせただいて、それで出すか出さないかはご判断いただきたいと思います。

1 番（佐藤健太君） 承知しました。

時間もないので、最後に、私から一言つけ加えたいと思うんですけども、著名な経営学者でありますピーター・ドラッカーの言葉にもこんな言葉があります。「目標抜きでマネジメントをするということは、空路を地図もなく目印もなく無計器飛行をすることに似ている。事業の運営においてパイロットの能力に相当するものは、将来を予想する能力である。間違ったことを予期して設定した目標ならないほうがよい。」つまり、目標抜きでマネジメントをするということは、空路を地図もない、目印もない無計器飛行をするようなもので、計器類でさえ、計器類を読む、判断ができる能力がパイロットになれば全く役に立たないということです。事業においても、パイロットの能力に相当するようなことは、将来を予測する能力であって、間違った目標ならないほうがよいとも言っています。経営チーム、これはもちろん役場ということになるかもしれませんが、いろいろ計器類を見ながら事業を運営していかなければならないわけでありまして、この経営環境の変化、市場の変化、顧客の変化のいろんな変化をつかみながらも村の強みが生かせる目標をしっかりと設定しなければならないんじゃないかなと思っています。組織全体の目標設定なのでなかなか時間と労力がかかるとは思いますが、この時間と労力をかけてでもやらないと、意味のない混乱がこの後で続いてくるということも予想されますので、目標設定で時間と労力をしっかりとかけることこそが結果に対して効果的なことだと私も思っています。村政においても箱物の運営においても、今後経営者的な行政運営をするならば、なおさら時間をかけて村民や職員の意欲、組織力の低下を招かないような綿密な目標設定が必ず必要だと私は思っておりますので、こちらを申し添えて私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（菅野新一君） これで、佐藤健太君の一般質問を終わります。

◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 暫時休憩します。再開は15時15分とします。

（午後2時57分）

◎再開の宣告

議長（菅野新一君） 休憩前に引き続き、再開します。

（午後3時15分）

議長（菅野新一君） 5番 高橋和幸君の発言を許します。高橋和幸君。

5番（高橋和幸君） こんにちは。それでは、議席番号5番 高橋和幸、令和2年3月定例会一般質問を行わせていただきます。

まず初めに、時の流れは早いもので、帰還宣言がされてから3年、そして、私たちの平穏な暮らしとありふれた日常生活を奪い取り、村民それぞれの人生設計、生活設計、計画を壊されたあの悪夢の原発事故から10年目を迎えようとしております。

私も議会議員になる前は、東電、国、ときには行政に対しても強く提言をしまっていました。しかしながら、議会議員になったからには、自治体の発展のためにも前を向こうという考えのもと、行政及び村長の見解には一定の理解を示しつつ、私なりに歩み寄ってきたつもりではありますが、この問題に対しては、私の中においても全てが解決と消化をしているわけではありません。

本年度から私の一人娘も中学生になりますので、私立の合格を蹴って、甲状腺の不安を抱えながらも飯舘村の中学校に通わせる選択をいたしました。決して安心で安全であると断言して思っているわけではありません。ただ、我が身の発言の重さ、信憑性は、我が身の言動から行ってこそ人に伝わるものであると考えていますので、飯舘村の発展のために前向きに考えている私が危険であるとばかり言っても信用性に欠けますので、今回の決断に至った次第であります。

そのような中、さきの新聞の報道にて、飯舘村の村長としてこの先5年程度で復興・創生は終わる、必要なのは特別会計であるという記事が記載されておりましたが、私的には多少の失望を覚えてしまいました。議員になりたてのころは、村長への信頼は皆無でありましたが、現在は、行政の責任者という立場と村民のはざまに立ち重責を担う村長を以前よりはお慕いしている面があるところでもあります。ただ、今の飯舘村の現状を鑑みて、そのような簡単に済まされる問題なののでしょうか。私は今後とも議会及び行政が、村民同士が一生をかけて取り組んでいかなければならない大きな課題であると感じているところではありますが、政治家ですから任期期間がありますので、どのような認識と見解をお持ちかを機会があればぜひ伺いたいと考えております。

今までの一般質問においても、またこれからの一般質問においても、できることとできないこと、理想と現実があることは、十二分に承知しております。しかし、我々議会議員が言うのは当たり前行為です。村長は議員を経験したことがないのでわからないかもしれませんが、村民の負託を受けている我々議会議員は役場の職員でもありませんし、村長の部下でもありませんから、思いを代弁する理想をうたわなければ、誰が行政に対して声を届けるのでしょうか。立場が違うのですから当たり前の行為です。我々議会議員は、行政が出してきた物事に返事をするばかりが役目ではありません。行政にも、村長としても、聞いてもらえないことやしてあげられないことにもどかしさを感じている面もあるのではないかと思いますが、我々議会としてもそういう点多々ありますので、今後も有意義かつ建設的な議論がますます慎重に、丁寧に進められていくことを強く求めまして、一般質問に入らせていただきます。

1番、企業誘致について。

①これまでに断念をした経緯があるが、いまだに村民の期待と需要の必要性は看過できません。行政組織を挙げてのこれからの活動強化の是非をお伺いします。

②ほかの被災自治体及び準避難地域においては、活発な誘致が進んでおります。飯舘村ではできない問題点、今後の対応策・問題点、特化した取り組みへのための必要な要素などは何かをお伺いします。

2番、村内の美化計画について。

①帰還宣言はしましたが、解体で家屋はなくなり、広大な村内整備は膨大な維持費を要します。この中山間部において、美しい村の名にふさわしい環境、地域づくりをどのように図っていくのかをお伺いします。

3、緊急時の村内備蓄能力について。

安全神話が崩れて原発事故が起こり、近年はいついかなるときに想像を超した自然災害が起きるのか予想もできません。何の備蓄もない自治体は、一蹴・一笑に値します。村民の安心と安全を守る具体的かつ現実的な行政政策をお伺いします。

4番、再生可能自然エネルギーの活用について。

①ソーラーパネル発電の稼働率及び現状をお伺いします。

②風力発電の稼働率及び現況の計画等をお伺いします。

③総光量と風量を伺うとともに、今後の再生可能エネルギーの普及をどのように目指しているのか。また、村内居住者への供給・還元の実現化に向けて、行政の見解をお伺いします。

最後に、5番、行政について。

村民の求める行政のあり方には隔たりがあるように思われます。飯舘村の見据える理想の行政運営と執行とは何かをお伺いします。

以上、5点8項目を一般質問といたします。

村長（菅野典雄君） 5番 高橋和幸議員のご質問にお答えをさせていただきます。

5項目ありますが、2項目めの村内の美化計画について、帰村宣言はしたが、解体で家屋はなくなり、広大な村内整備は膨大な維持費を要すると。この中山間地において美しい村の名に対応する環境地域づくりをどのように図っていくのかというところであります。

まずもって、広大な村内整備は膨大な維持費を要する、飯舘村は230平方キロという大変広い村で、村道が200キロ以上あります。ということで、そういうのもいわゆる村の整備かなということで、今、あちこちの村道を必死に国の事業を使って新しくアスファルトをやっているというところ。それから、田んぼもやっぱりこの9年間に荒れてしまったというところで、今この農地の整備を、あちこちをさせていただいている。ということで、少しでも今のうちに、ハードと言われるかもしれませんが、少なくともいい環境を、この広い村につくっていかうと、こんなところあります。

その中で、震災になる五、六カ月前の、平成22年の秋に飯舘村は日本で最も美しい村連合の審査にパスをして、加入をさせていただいて、5カ月後に避難指定になってしまいました。実は、今、大体六十二、三あるんですが、1万人以下の自治体で景観を守り、歴史を守り、それから、住民運動がしっかりとやっていると、あるいは、きちんとした生活環境をつくっていると、そういう物すごい厳しい審査でありまして、何とかぎりぎりパスしたんですが、5年に一度、再検査というものがあるということでありまして、ご存じのように、5年後は避難中でありましたので、一応審査には来ていただきましたが、全く特別な状況だからということで、パスをさせていただいたということでありますが、間もなく10年目が来ますから、またそこで審査が、再来年あたりですかね、本当は来年なんです、多分、今審査があちこち混んでいるというか、なかなか思うようにいかないの、

再来年あたりになるのではないかなと思っていますので、そこをどういうふうにしてパスをするかということになりますと、これから準備をしていかなければならない。今まではなかなか避難の解除になって1年目、2年目、3年目ですが、そろそろ来年、令和2年度あたりからきちんと準備をしていって、何とか頭を下げてパスをするということが大切だろうと思っています。

村では、美しい景観を取り戻すために、一つ一つやっていかなければならないなと思ひまして、実は、あいの沢に去年、そして今年度と、アジサイを約2,000本植栽をさせていただきました。先ほど言いましたように、老人クラブの方たちにかかり担ってもらったということでもあります。それから、いいたててオリンピアの普及というのもあちこちで去年、花が咲いたのではないかなという気がしています。

それから、解体しない廃家屋への対応ということで、できるだけ連絡をとって、壊すものは壊す、それから、使えるものはできるだけ移住定住交流室のほうでチェックをして、入っていただくということで、これまでもかなりの住宅に入っていただく形になっているということでもあります。

それから、幹線道路周辺への花木の植栽ということで、道の駅の前ということですが、去年は大失敗をしましたので、先ほどの佐藤議員からも指摘されましたように、できるだけ令和2年度はしっかりとやっていくということは、担当のほうにも指示をしたところでございます。

不法投棄の監視、廃棄物の回収などを行っているところであります。

令和2年度は、これらの取り組みに加え、各行政区に現在活動補助している地域づくり事業というのがあります。これは、実は先ほど地区別計画ということで、以前は各行政区に10年間に1,000万円、1年に100万円ぐらいで、それぞれ自分のところのみんなで力を合わせて住みよくしてくれという事業がずっとあったわけでありまして、これも高く評価されたんですが、ずっとそれなりに避難中もやっていましたが、どちらかという、離れ離れになった皆さん方がもう一度集まって、それぞれの地区の顔合わせをしていただきたいということで、どちらかというとお金は集まるところに使われたというのが多かったのではないかなという気がしますが、戻ってきても、やはりそのことに意を用いたんですが、今度4年目、10年目ということでもありますので、今は50万円になっているところではありますが、その一部をやはり美しい村にそれぞれ行政区で使っていただけませんかというようなことを、これから行政区長会、4月になってからであります、お話をさせていただいて、少しずつ、少しずつ、みんなで、住民の運動というのが物すごく大切なポイントになりますので、そんなふうを考えているところであります。

それからもう一つ、飯舘村はまだ景観条例つくっていないんです。今から40年ぐらい前にゴルフ場を規制するという制度はつくったんですが、その他のいろいろ景観についてというのはないものですから、ほとんどのこの日本で最も美しい村連合はつくっているんですが、飯舘村はつくっていないということで、6月議会にこの景観形成を目的とした景観条例を上げさせていただければなど、こんな準備もしているということでありまして、村内の美化計画については、それなりに考えながら、協力を村民にもらないながらやってい

きたいと考えているところでもあります。

それから、最後の行政について。村民の求める行政のあり方には隔たりがあるが、飯館村の将来の行政運営と執行は何かということでもあります。

震災以降、住民説明会や自治会懇談会など、先ほども話させていただきましたが、避難するときに2カ月かかりましたが、村から1時間以内に90%の避難と、まあ車でですけれども、ということで、かなりの頻度で丁寧に回数を重ねて、その都度、その都度、除染について、賠償について、復興計画についてなどなどをやらせていただいていたところでもありますし、そういう意味で青少年会館で高橋議員に大変いい質問もされたこともあったということもございます。

その回数を重ねてきたんですが、村民の意見や要望を聞き入れ、各種事業に反映してきたというつもりは持っているんですが、村民の中には、村は村民の声を聞かないで行政運営をしているとの批判もあるということも耳にはしております。前段に申しましたとおり、可能な範囲で声を聞いているつもりでありますし、被災自治体の中では最も多く会合を開催してきたと思っています。回数だけが全てではないとも思っています。少しでも皆さん方と行政の距離を近づけようという努力はしてきたということだけのご理解いただきたいと思っています。

ただ、村民の置かれている状況は、全村避難後、非常に多様化している状況でありますので、一人一人の要望に沿った施策を講ずることはなかなか容易でないということをご承知いただけたらと思っています。

将来の行政運営であります。村の将来人口減により、財源のおおむねをなす地方交付税の減少は免れないものと考えているところでもあります。以前、村長になったときには、大体交付税は22億円ありました。それが小泉元総理のときに一気に十七、八億円に下がってということで、これでは大変だということで、合併問題が一気に盛り上がったわけですが、そのときに飯館村では、14億円になっても経営ができるようにという、そういう自立プランというのもつくったいきさつがございます。そういう意味では、常に健全財政を保っていくということが村の至上命令だと私らも考えているところでもあります。

この地方交付税の減少であります。当然、人口が一番大きなポイントになりますので、そういう意味からすると、いずれ下がっていくというのは免れないということでもあります。それが来年度、令和2年度の国勢調査で人口がどうなるか、まだこのときはそんなに下がることはないんだろうと思うんですが、飯館村の住民票ではなくて、住んでいるか、住んでいないかなんです。ということになりますと、かなり交付税がそれに影響するということでもありますので、できるだけソフトランディング的なことをやっていただきたいという話は、各避難自治体、全て集まりのときには、国や県に要望をしているところでもあります。そう考えますと、やはりここで定住促進をやっていく、あるいは移住定住に力を入れていくということも大切ではないかと思っております。第6次総合振興計画は、やっぱり生活はできるだけ華美にならないようにというところで、そして、お互いに助け合っていくということが大切だろうということで、「ものは引き算、こころは足し算の村づく

り」を目標にやっつけよう、こんなふうは今掲げさせていただいているところでもあります。これは、村の現状に沿ってさまざまなものを縮小していかなければならない中、それを単に補う以上に、人と人のきずなや助け合い、あるいはお互いさまというような精神的な豊かさをふやしていくという意味を込めたものであります。

今後の村の健全財政を保つこととあわせ、村民やそれ以外に村に思いを寄せていただいている方など、多くの方々との交わりにより、人の心を育んでいくことが将来の行政運営にとって欠かせないことであると思っているところでもあります。

人口減が危惧される状況の中ではありますが、移住定住施策の充実や村の情報発信、それから、さまざまな交流事業などを展開し、村を活性化させてまいりたいと考えているところでもあります。我々のふるさとでありますので、少しでもやはりこのふるさとを大切にしていくことが、先人からの引き継いだ者の役目、そして、次の世代に引き継ぐ役目、このように思っているところでもあります。

以上であります。他はそれぞれ担当課長からお答えをさせていただきます。

復興対策課長（村山宏行君） 私からは、ご質問1の企業誘致についての2点について、関連がございますので一括でお答えさせていただきます。

まず、1点目の行政組織を挙げての活動強化の是非を問うということでお答えいたします。

議員ご質問のとおり、村にもこれまでにIT関連企業、あるいは産業廃棄物の処理などさまざまな業種の企業が相談に来ておりますが、企業側では、村だけではなく、複数の近隣市町村にも同様に相談し、アクセスなどにより立地環境がよく、補助金等の支援が受けられる市町村に立地しているようでございます。これらの中には被災12市町村を対象地域とした補助金を活用して大規模な工場を建設する計画が多く、事業が不採択になり国から補助金が交付されずに撤退した企業もありますし、現在進行中という企業もございます。

村内では、旧草野幼稚園に進出し、昨年からは操業を開始しました刃物製造業や、新年度から公共施設の進出する企業もありますが、国に事業が採択されず、立地には至らなかったものもございます。

村では、震災前から県が主催する企業立地セミナーに参加してまいりましたが、震災以降も県などが主催する企業立地セミナーに参加して、東京や大阪などで企業への誘致活動を行ってきております。また、企業誘致のための工場団地として飯樋町の村民グラウンドも準備しているところでございます。

今後も企業立地補助金を活用し、村内の既存企業への支援を行いながら、積極的に企業誘致に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の、飯舘村ではできない問題点、今後の対応策、課題点、特化した取り組みへのための必要な要素とは何かということでお答えいたします。

県内外の企業から、国の自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金を活用して村内で事業を行いたいという問い合わせをいただいております。この事業は、補助対象経費に応じて決められた人数の雇用創出が補助金の交付要件となっております。いかに新規地元雇用を確保できるかが課題となっております。村でも震災以降は従業員の確保が非常に厳しい、

難しい状況が続いておりまして、村内の既存企業も含め、人手不足が大きな問題となっております。

人材を採用するため、人材確保支援事業により官民合同チームや福島求人支援チームの人材コーディネーターが事業者を個別訪問し、雇用状況等をヒアリングしておりますので、今後も関係機関と連携しながら情報を発信し、事業者と求人者とのマッチングを図り、人材不足の解消に努めてまいりたいと考えております。さらには、既存の村の企業立地補助事業などの支援内容を注視し、あわせて企業、事業所の人材確保に努めてまいります。

なお、特化した取り組みとして考えられることということで、誘致企業に対する固定資産税の5年間減免などの税制優遇や人材確保のための支援などがありますが、いずれにしても企業にとって魅力のある支援策を講じないと難しいため、今後、庁内で検討してまいります。

以上でございます。

副村長（門馬伸市君） 私からは、3項目めの緊急時の村内備蓄能力についてお答えをいたします。

昨年の台風19号の豪雨の際は、役場庁舎、ビレッジハウス、大倉集会所などに一時的に避難された方々が18名ほどおりましたが、飲料水を初め、毛布等の配布をしながら一時避難をしていただきました。食料については、全く申しわけなかったわけではありますが、十分な対応をすることができませんでした。当時、備蓄としては、毛布100枚程度、あるいは反射式のストーブ20台程度、避難者については毛布の配給をしながら、これらの施設に一時避難をしていただいておりますが、飲料水と食料、全くこれも申しわけない話ではありますが、備蓄をしておりませんでした。さらに朝食も、食料品がなかったものですから、村内のコンビニエンスストアから購入をして、避難者へ提供をしてきたことは、12月の定例議会でも答弁をさせていただいたところであります。

現在の非常用の備蓄状況ではありますが、毛布、ストーブに加え、飲料水約3トンを確保しておりますし、非常用食料品としてアルファ米及びパン、主食約200食、カレー、肉じゃがなどの副食約110食、乳幼児用の粉ミルク20缶及びクラッカーなどを購入して、今備蓄をしているところであります。また、これら備蓄食料品のうち、約50食についてはアレルギーの方もおられますので、それに対応した食料品として備蓄をしているところでございます。

非常時には約20名に対して3日半程度の食料を供給できる体制を整えてきたところでありますが、全く先ほどのご質問にもあったように、決して十分とは、逆に言えば極めて不十分な備蓄になっているということは否めないもので、今後、随時補充をしてまいりたいと思っております。

備蓄しました食料品については、短いもので1年半、長期保存可能なもので最長5年程度が保存期限であります。

今後につきましては、先ほど村長からもありましたが、飯樋小学校を防災センターということで整備をいたしますので、ここに必要な備蓄を配備していきたいと思っております。

とにかく備蓄の確保だけでなく、そのメンテというんですかね、いろいろ期限とかあ

りますので、そういう条件まできちっと管理しながらやっていかないと、ただ物があるだけではないので、その辺も含めて備蓄していかなければならないなど、管理も含めてそんなふうには思っております。

以上であります。

総務課長（高橋正文君） 私からは、4番の再生可能自然エネルギーの活用についてお答えさせていただきます。

4の1から4の3は関連がございますので、一括でお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、飯舘村が出資している再生可能自然エネルギー発電事業としては、大火山で事業を実施しているいいたてまでいな再エネ発電株式会社と深谷地区復興拠点内で事業実施しているいいたてまでいな復興株式会社の2社に出資し、事業に取り組んでいるところでございます。両社ともに太陽光発電事業に取り組んでいるところですが、いいたてまでいな再エネ発電株式会社につきましては、令和2年9月より風力による発電を開始する予定となっております。

まず、4の1のソーラーパネル発電の稼働率及び現況についてでございますが、令和元年度の設備利用率でご報告いたしますと、いいたてまでいな再エネ発電株式会社は、4月から11月の稼働率が16.7%となっており、また、いいたてまでいな復興株式会社は4月から1月までの数字で8.8%となっております。整備の利用率の全国平均13%、福島県の平均14.6%を考えると、深谷地区で取り組んでいる事業の設備利用率が平均より低くなっております。これは、昨年の8月の落雷によるパネルが破損した事故によりまして、設備の利用率が低くなっているという状況でございます。平成30年度は15.3%であることから、本村で取り組んでいる太陽光発電の設備利用率は、全国及び福島県平均を上回っている状況ではございます。なお、破損した深谷のパネルにつきましては、令和元年12月末までに全て修繕が終了し、稼働をしているところでございます。

次に、4の2の風力発電の稼働率及び現況についてでございますが、今年9月より、令和2年の9月から発電の予定となっているため、実績はございません。計画によりまして、風力による年間の発電量は最大で6.4メガワット、設備利用率にして約25%になる予定とのことでございます。

風力発電設備工事の進捗についてでございますが、現在、風車基礎工事を行っているところでございます。4月より風車本体工事に入り、4月上旬から部材の輸送を行うこととしております。その後、7月上旬までに風車本体工事を終え、試験検査を経て、8月末までに竣工する予定となっております。現在のところですが、工事は予定どおり進捗している状況でございます。

なお、太陽光発電と風力発電を組み合わせ、いわゆるクロス発電を行いますと、設備利用率は約30%まで向上する見込みとなっております。

次に、4の3についてでございますが、村が出資している事業者の総発電量は、太陽光が11.5メガワット、風力、これは予定でございますが、6.4メガワット、合計17.9メガワットとなります。出力の制限がありますため、実質11.5メガワットとなります。

今後の再生可能エネルギーの普及についてでございますが、民間事業者の参入については、企業の信用性を確認し、優良企業であるか否かを見極めた上で判断をしたいと考えております。また、参入企業につきましては、地域住民の皆様への地域貢献をするよう要望してまいりたいと考えております。

なお、既に村内で操業している発電事業者につきましては、事業者からの配当金・寄附金を村の貴重な財源として北風と太陽基金に積み立てをし、村民に還元すべく村の産業振興等に活用していくこととしてございます。

また、村内居住者への電力の供給還元についてであります。村が出資しているメガソーラー風力発電につきましては、東北電力への売電を目的に設置しているため、全量を売電の契約をしているということでございます。この村民への供給はできかねますので、ご理解をお願いしたいと思います。

私からは以上でございます。

5番（高橋和幸君） まず最初に、4番の再生可能自然エネルギーの活用についてなんですけれども、これに関して文章ではなくて、太陽光、風力、別々に、あと1世帯当たりの消費量がわかれば、それと相対しての一覧表を出していただけますか。議長、お願いします。

議長（菅野新一君） はい。

5番（高橋和幸君） それでは、順を追って再質問等をしていきたいと思っております。

1番の企業誘致の①についての再質問ですが、これまでもそうなんですけれども、質問をいたしますと、努力します、前向きに検討します等、答弁をしているようには聞こえますが、実情は先延ばしの答弁のようにばかり聞こえてまいります。村民をよくしているものに限りはありませんけれども、これまで何か一つでもなし遂げた実績等があるというのであれば、お示しお願いできますか。

復興対策課長（村山宏行君） これまでの実績ということでございますが、企業誘致としてなったものということであれば、村内には菊池製作所、あるいはハヤシ製作所、そういったところの事業の規模拡大は行っておりますし、また、先ほど答弁でありました太陽光発電、こちらについても企業の誘致というふうになるかと思っております。ただ、先ほども答弁で申しましたが、なかなか村の条件に合う、あるいは企業側の事情で断念されるということも多くて、なかなか実現に至っていないというのが現状でございます。

村長（菅野典雄君） 私も新聞紙上で双葉地方にホテルができたとか、あるいは、大手スーパーが来たとか、こういうのを見て、我々のところにはどうなんだろうなと思うんですが、よくよく考えてみますと、あと40年間、廃炉のためにあのところには何千人っているという条件があるんですね、そういう意味でなかなかやっぱり大変、村のようなところでは、そう簡単ではないんだろうなという気はします。

それから、もう一つ、結構いろいろ、畜産を1,000頭やりたいとか、あるいはその他の、野菜を何ヘクタールやりたいとかという話はないわけではないんですが、いろいろな会社によっては、この機会に国の100分の100の事業がうまく使えるというところで、全くあとどうなのというような会社も、やっぱりないわけではない。ということで、村は、常にこの企業が、会社が、事業主が、大丈夫なのかどうかというのを常に見ています。あるいは、

判断しないと後で大変なことになります。そういう中で、今回草野幼稚園のところには刃物屋さんが入ってきてくれました。白石小学校には大きな組織が入って、やってみましょうと、こういうことであります。今まで、例えば生鮮食料品というのもなかったわけではあります、やっぱり補助事業をうまく使ってという考え方が強いと、後でどうなるのというところで、その間にだんだんと、足を、通うのが少なくなった、連絡してもなかなかつながらないと、こういうことになりますので、一生懸命我々もやっぱり、こういうときですから、村の中に精いっぱい、村のためにやりましょうという、そういう事業主なり企業なりを手を広げておきたいと思っておりますが、そここのところもあるものですから、なかなかいろいろな話があったとしても思うようにいかなかった、幾つかは進んでいますけれども、そういうこともありますので、その点ご理解いただければと思っています。だから、これからないというわけではございませんので、一生懸命やっていきたいと思っております。

5番（高橋和幸君） また同じ場所の質問になりますけれども、答弁のほうに「マッチングを図り、人材不足の解消に努めてまいります」とあるんですけれども、これ具体的に中身は、じゃあどうということなんですかと。これまでも言ったような話なんですけれども、「まいります」とか「図ります」とか「思います」ということなんですけれども、具体的にはどういう内容、実施策なんでしょう。

復興対策課長（村山宏行君） 事業者と求人者のマッチングということでもあります。こちらについて、やはり村に戻ってこられた方々というのは、割と高齢の方が多いうところがあります。企業のほうも、村の方々に働いていただきたいということで求人は出しますが、なかなか思うような人材が集まらないという話も聞いておりますし、また、既存の事業所で、若い方に入っていたきたいんだけれども、若い方の応募がほとんどないとか、そういったことを聞きます。村としましては、どちらの言い分もありということありますので、そちらのご意見、要望などを聞きながら、適材なところに紹介する、あるいは国の支援チーム、そういった事業者の人材コーディネーターという制度がございますので、そういったところに相談をかけているという状況でございます。

5番（高橋和幸君） これまでの答弁から聞きますと、とりあえずできているのは刃物工場だけのようでして、またちょっとしつこく同じようになっていっちゃうんですけれども、まず大前提にあるのは、行政として村民のための期待や要望の声に率先してやるというのは当たり前ということだと思います。何が壁になっているからできないという言いわけは、我々とか行政はこうだからと言いますが、それは村民には通用いたしません。それが行政としての役割と責任であるからであります。望む側には通行どめはなく、なぜできないのかと、直進可能が当たり前なんです、考え方が。議員になって3年余り、議会の一般質問に対しても村民の要望に応えたという記憶は皆無に等しいんですけれども、いかがでしょう。

村長（菅野典雄君） なかなか思うようにいかないと、「検討します」とか、そういう話になってしまって、結果的には前に進むときもありますけれども、1年、2年過ぎて「検討します」になってしまうということがあって、おっしゃるとおり、確かにある意味では皆

さんにとっては不満であり、我々としてもその「検討します」が架空の答弁になってしまうということになる可能性は、これまでもあったし、これからもあるかなという気がします。それを少しでもそうでないような形にしていかないとだめだろうというご質問だろうと思っていますので、できるだけこういう事情でできないときには、できないと、あるいはこういう話が今ありますが、どうしましょうかという話は、やっぱりしていかなければならないなと改めて思ったところであります。

先ほど、いろいろな事情は私のほうも話して、あくまでも、これもまた弁解になったかもしれないけれども、少しでも村の中に、元の形に近いものを戻していこうという思いはあるんですが、やっぱりこの地域の状況ということで、今のところどちらかという、いわゆる新しい方が村に入ってきていただくということが、個人的にとか、若干いろいろなこと、例えば、今、飯樋町に、以前から村でちょっと仕事してもらいましたけれども福祉のほうもやるという方も入ってきていただいている。あるいは、外内と八和木・前田に、住宅に、今までいろいろやっていただいた方が家を買って入ってくるとか、そういうのはないわけではないんですが、なかなかほかの自治体のように大きなスーパーとか、会社とかという形にはならないところが飯舘村のある意味では、先ほど地の利と言いましたけれども、地のマイナスというのもあるのかなという気がいたします。ただ、少なくともあちらのほうもやっぱり何十年と続きますが、やはりこの廃炉の人たちがいなくなれば大変なことにはなるんだろうなど。今のうちに少しずつ、少しずつ前に進んでいきたいと思っています。

5番（高橋和幸君） 村長が述べたように、いろいろご事情があるのは私も十二分に理解しているつもりなので、では、②の再質問なんですけれども、先ほども村長が述べましたけれども、6号線沿いの浜通り、または葛尾村、田村市など、飯舘村よりは弊害がなく企業誘致が進んでおります。これまで敏腕を振るってきた村長が、この問題に対してはなぜできなかったのか。先ほど理由は申し上げましたけれども、確かにほかの被災自治体に比べますと条件が悪いのは理解しております。人口減、高齢化問題、担い手不足、立地条件の悪さ、交通の不便さ、需要と供給の少なさ、さまざまな要素があります。それでも、後世の世代にバトンタッチするためには、やらなければ衰退の一途をたどります。できる限り負の遺産をなくして、後世の世代につながるのには議会行政に与えられた義務であります。既存の企業の優遇ばかりに力を注ぐのではなく、斬新な視点と観念を持つことも必要ではないでしょうか。言葉は悪いですが、零細企業、中小企業ばかりに目先を捕らわれることなく、幅広く公募をしてみたいかたがででしょうか。土地は広大にあり余っているわけですから、大手の生産工場の誘致、外国人就業者の労働あっせんにも視野を広げて考え、村内への住所の異動を優遇して、人口増加につなげて、納税の確保、収入の安定、建築物の創設、移住交流者の促進、一つの企業誘致が成功すれば、さらなる村内進出の興味や魅力の発信につながります。または、そこからふるさと納税の増加やふるさと住民の増加のきっかけになるかもしれませんし、飯舘村のやり方、それに確固たる自信と信念を持つことも大切ですが、この危機を打破するためには、斬新な発想と取り組みが非常に大事ですし、先ほど佐藤健太議員からも出ましたけれども、このマイナスの時期をステップアップの下準備に

移行できる、ピンチはチャンスへの階段を上れるきっかけになるのではないかと思います。ご見解をお伺いします。

村長（菅野典雄君） おっしゃるとおりでありますので、しっかりとこれから庁内でもそういう考え方を持って、いろいろなところに情報を発信しながら、少しでも誘致企業なりなんなり来る段取りに努力をしていきたいと思えます。

5番（高橋和幸君） また企業誘致についてなんですけれども、なぜここまで企業誘致に強くこだわるのかといいますと、もちろん飯舘村の発展が第一の条件であるのは言うまでもありません。私も無知で、微力ではありますが、飯舘村の村民の一人ですから、復興への道のりをほかの被災自治体に負けたくない、心から強く思っております。飯舘村が先端を走って、より早い復興をなし遂げたいと感じていますので、諦めては人間の成長はとまってしまいますので、村長には先ほどお話、答弁されましたけれども、今後も引き続き粘り強く取り組んでいかれることをぜひ約束していただきたいと思えます。答弁は大丈夫です。

次に、村内の美化計画についての再質問ですが、寂しい現実問題ですが、村内の見ばえは決して華やかな景色、環境とは言いがたいと言わざるを得ません。フレコンバッグ搬入跡地の再利用をどのようにしていくのかも問題ですし、花々を売りにしている本村であります。例えば、景観の向上として、実際の村内への植えつけ普及率は、本来の美しい村にはほど遠いものがあります。以前にも申し上げましたが、春夏秋冬を通して、花々を鑑賞できる場所をつくる、名所になる桜ロードなどを新たにつくるというお考えはおありでしょうか、お伺いします。

村長（菅野典雄君） ほかの自治体を見ますと、結構やっぱり花の名所というのがあるわけですね。飯舘村は大雷神社の桜とか、そういうのがあるわけですが、なかなか思うようにいかない。やってこなかったわけではないんですが、ちょっとやっぱり力が足らなかったとか、大事業にできなかったところがあるのかなと思っております。

今回、去年と今年度ですね、あいの沢にアジサイなどでちょっと名所はできないかと、こんなことでさせていただいているんですが、あとはやはり景観ということになりますと、どうしてもなかなか一方では景観よりも腹におさまるほうが大切ではないかという声もあって、なかなか進めづらいところもあります。やっぱりこれから先の飯舘村を考えた場合に、腹のほうも大切であります。そういうことも大切なんだろうなと思っておりますので、先ほどちょっとお話をさせていただきました、村でもやりますが、各行政区でも少しずつその意識を持っていただきながら、一緒になってやらせていただけませんかという話を持っていければと思っております。何かそういう意味で桜並木ということでもありますけれども、そういうのも非常にいいなと。飯舘に行ってハナモモのすばらしさを改めて感じたところでもあります。ということで、そういうロードもいいのではないかと、もちろん桜もいいということでもあります。そんなことで、これから一つ一つやっていきたいと思えますが、村だけが走るということでは、村民と一緒に皆さんから言われていますから、その辺はやっていきたいと、このように思っています。

5番（高橋和幸君） 同じ場所での質問です。私ごとなんですけれども、土壌の問題とか、フ

レコンの跡地ということで、仮に使用しない場所ができた場合、私が見て感じたんですけども、テレビ拝見いたしましたして、飯館村でもどうだろうか、また、自分の実家でもちょっと私やってみたいなと思ったことがありまして、きれいだなと思ったんですけども、それは、ほかの自治体でやっていたシバザクラの植えつけであります。一番は、何かの土地として利用、使用できることに越したことはないんですけども、もしフレコンバッグの跡地を何も無い野原にしておくのであれば、そういう手段も景色を見る一環としてありではないかと考えますけれども、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） 平田村がシバザクラで今、すばらしいのをやっております。あれは農業委員の人が北海道に行って、これはすばらしいということで、すぐそれを実行しようということで、町に問いかけてやったといういきさつも十二分に知っています。シバザクラなんですけど、聞きますと、かなり管理が大変だということでもありますので、何とか余り管理のない中でできないのかということ、まだ内部では全く協議もしていませんが、道の駅の前の畑あたりをもうちょっといろいろ工夫して、皆さん方が花を摘んだりなんだりということもできるような形で、見るだけではなくて、そんなことができないのかとか、あるいは、各行政区で、ここの通りはなかなかいいなというところに、先ほどのその事業なり、あるいは場合によっては村が若干補填するかもしれないけれども、桜並木であったり、ハナモモ並木であったり、あるいは、何かこういう並木道的なところがつくれないのかと、こんなふうに思っています。

実は、汚された村でありますから、本当はそういうきちんとした設計屋を入れて、ここはこうしたほうがいいのか、ああしたほうがいいのか、こういうふうに考えたこともあるんですけど、そうしますとまたそこに何百万円のコンサル業みたいなのが入って、多分なかなか、またご理解いただけないのではないかと、各行政区からの動きのお世話になればと考えたところでもありますので、ぜひ、今高橋議員からありましたので、もうちょっと大がかりなことができそうだなと思ったところでもありますので、今後の課題にしたいと思います。

5番（高橋和幸君） あくまで私の個人的な見解ですので、必ずやってくれということではございませんので、ご理解いただければと思います。

また、先ほど、佐藤健太議員と、また出ますけれども、同じく、花で失敗したということでしたけれども、例えば、お話にあった道の駅、ただ壁とかフェンスを立てるんじゃないかと、土手とかにやっぱり季節を通して見られる花々を植えるのも、これもまた魅力の発信だと思いますし、ぜひとも最善かつ有効な土地の活用方法を見出して、有効に土地利用をしていてもらいたいと思います。

最後に、この問題に対して、景観形成を目的とした景観条例を制定と書いてあるんですけども、これ6月に上がるということで、現在3月ですから、ある程度の大まかなものは出ていると思うんですけども、今、議会なので、こういうものだという詳しい中身は言えなくても、大まかにこんなものであるというものがもし言葉で述べられるのであれば、お聞きしたいと思うんですけども。

総務課長（高橋正文君） 現段階では、概要といいますか、素案を考えているところでありま

すが、通常の市町村の景観条例に加えて、美しい村づくり等の条文等に加えて、あとは企業の進出、優良企業の進出、今ほどあった企業誘致で、とてもいいことでございますけれども、自然を破壊するような事業主や企業の進出についても制限を加えるような条例にできたらなど、今、素案の段階ではそのような考えをしております。

5番（高橋和幸君） その点についてはわかりました。よりよい施策を打ち出していただけることを切に願います。

次に、緊急時の村内備蓄能力についての再質問であります。前回の台風19号が起きて、村内に非常時の備蓄がほとんどないということで、震災以降、行政の職務も多忙を極めたとは思われますが、防犯マニュアルにしてみせし、危機管理に関してどのように対処されようとしてきたのか、甚だ疑問を抱いてしまいます。まずもって緊急時の際の対応のおくれ、これは震災事故発生にもかかわってきますし、備えあれば憂いなしという言葉があるように、行政の対応能力を過大評価していたのかわかりませんが、全体的に危機管理能力の希薄さを感じる面に対していかなるご見識をお持ちでしょうか。

総務課長（高橋正文君） 議員おっしゃるとおり、昨年東日本台風の被災の際は、この備蓄品等を備えていないということで、非常に対応としては不十分だったと考えているところでもあります。東日本大震災を踏まえて、この被災自治体については、危機管理については、その能力的にはあるという考えをしておったんですが、この台風に関する備えについては、議員おっしゃるとおり不十分であったと、今考えているところでもあります。

ただ、その経験を踏まえまして、来年度につきましては、地域防災計画という村の計画を新年度で策定を予定しております。また、台風等に備えるためのハザードマップというのも来年度で策定を予定しております。このように、昨年の台風の反省を踏まえて、新年度についてはその危機管理の行政としての役割を果たしていくという考えで進めてまいりたいと思っております。

5番（高橋和幸君） 今、備蓄計画を来年と言ったんですか。

総務課長（高橋正文君） 地域防災計画という村の防災計画を新たに策定するというところでございます。地域防災計画。

5番（高橋和幸君） 同じ問題に対して再々質問します。現在、全国的に新型コロナウイルス感染問題が報道等で世間を騒がせております。その村内備蓄に関連しまして、緊急時の際には、書いてありますけれども、飲料水、非常食、また、これはないんですけども、マスク、毛布等、最低限、必要不可欠なものを用意しておくのは行政としての当然の役割があります。これらは、維持費がどうかの問題ではなくして、自治体が備えておかなければならない役目ですから、確認の上でも再度お聞きしますが、非常時の避難場所と村民への周知の仕方、どのくらいの規模で、どの程度の村内備蓄能力を備えた施設づくりをいつまでにされるのでしょうか。

総務課長（高橋正文君） 備蓄状況を踏まえて、現在、コロナウイルス、全国的に蔓延しているという状況でございます。今、議員からあったマスク等につきましては、村では若干保有しております。ただ、有事の際、避難者が多数になりますと対応できない量でありますので、新年度につきましては、ある程度の量を速やかに確保できるような予算措置をさせ

ていただいて、その備蓄品については新年度早々に備えをさせていただきたいと思います。

5番（高橋和幸君） 備蓄ということじゃなくて、村内の緊急時の能力ということでお聞きするので、質問通告外だと言われたくないんですけども、現在はやっている今回のコロナウイルス問題でも緊急時の対応が必要となっています。そして、高齢者及び自宅介護をしている方々からは、マスク、ティッシュ、トイレットペーパー等が入手できなくて困っている、行政のほうで何とか対応していただけないかという電話が各方面から来ております。全国的な問題で、個別の対応及び準備が難しいのは現実的な問題で、十二分に承知はしておりますけれども、現にこういう声が上がれば、行政に届けなければなりません。いろいろな方法、対策、問い合わせ、依頼も考えられますけれども、行政として何かできないかを伺うとともに、あと子供たちへのマスクの配布とかもどうなっているのかもお聞きします。

総務課長（高橋正文君） マスクの件でございますが、議員もご承知のとおり、全国的に不足している状況でございます。国のほうで現在、総理大臣の命令で、売り渡し命令をして、ある程度の量を確保して、それを北海道へ供給するというふうに報道でお聞きしているところでございます。そういう状況でございますから、市町村等の自治体でマスクを確保して住民に配布するというような、現在のところ状況にないというところはおわかりいただきたい。

村長（菅野典雄君） いずれにしても今回の19号で全く不備だったということは、もう行政でわかったわけでありますから、来年度、地域防災計画の中にいろいろどういうふうに、緊急の場合には避難の場所とか何か、そういうのも入ってくる。ハザードマップも、ここがいざというときには危ない地区ですよというマップをつくる。それに、今、飯樋小学校を防災施設としてお金をかけてそこにつくっていくと。こういうことで、ある程度そこにかんりなものも置いておけるだろうと思いますが、そこだけでいいというわけではありませんで、役場の中にもやっぱり置いておかなければならないということで、マスクにしる、場合によってはトイレットペーパーにしる、何にしる、かなり備蓄していかなければならないということだけは確かでありますので、この1年間、あるいは来年度にかけて、備蓄施設にしっかりとやっていきたいと、このように思っております。

5番（高橋和幸君） 村長からそういう力強いお言葉をいただいたのでありがたいんですけども、課長から来年早々までにはおつくりしたいということで、現在3月ですって、来年ということですけども、今年まだ3月ですって、またこれから台風の季節が来ますし、来年早々計画はいいんですけども、できるのであれば、今年冬にでも、秋にでも、夏ごろにでも、幾らでも早くつくることに越したことはありませんので、できればそういうふうに頑張ってくださいなと思います。

この問題に対しての最後の質問なんですけれども、私、福島民友新聞をとっているのですが、そちらに記事があったのを拝見したのですが、環境省の小泉大臣の答弁によりますと、飯舘村を含めた被災自治体には、緊急時の際に使用できるヨウ素剤が一定量配布済みであるご回答されておりました。その数量と保管方法、実際お伺いします。

副村長（門馬伸市君） 大震災の後に原発の事故があったときに、被災自治体というのかな、

いわき市からずっと浜通りのところ、田村市も入っていたかな、それぞれ子供の、3歳児未満のヨウ素剤というのが配布されたんです。それは、条件があって、お医者さんから、副作用があるので、お医者さんの指示があるまで絶対飲ませてだめだよというのが、各自治体に来ていました。ところが、数自治体だったかな、医師の指示を仰がないで飲ませてしまったというのが新聞で報道されましたが、現在、そのヨウ素剤は、多分会計室の金庫だったかな、会計室の金庫に入っているはずなんです。いずれ、使用期限というのかな、あるから、それは返さなければならないのかなと思っていますけれども、そういう状況の中で配布されたんです。だから、新たに小泉大臣が配ったなんていうことではない。震災で、原発事故で爆発したときに、子供さんが一番放射能の影響を受けやすいということで、ヨウ素剤が配られた。今は会計室に。

5番（高橋和幸君） これは、今月の初めか、多分先月の新聞だったと思うんですよ、被災自治体に配ってあると。飯舘村もちょっと数は忘れたんですけども、300とか、800とか、何百単位で飯舘村にも置いてあると新聞に書いてあったもんですから、お聞きしたんですけども、会計室に保管してあるということで、それはそれで結構です。

最後に、もう一つ、随時補給してまいりますとあるんですけど、これ、随時って、いかようなとりようもできるんですよ、とろうと思えば。どのようにとればいいんでしょうか。

総務課長（高橋正文君） 随時補充してまいりますというのは、これ多分賞味期限等のことで、随時ということであったと思いますが、新年度になりましたら、補正予算等をとらせていただいて、早急にその備蓄品は整備してまいりたいと考えております。

5番（高橋和幸君） 続きまして、再生可能自然エネルギーの活用についての再質問をいたします。

現在、村内においては、太陽光パネル、風力発電が取り組まれておりますが、そのほかにはバイオマス発電、地熱発電、水力発電、風力発電、石炭発電、洋上風力、火力発電とさまざまあります。現時点においては、全国的にもそうですが、被災自治体では特に再生可能自然エネルギーの普及に力を注いでいるのが顕著に伺えます。そこで、今ほど述べた再生可能自然エネルギーの中で、飯舘村として次のステップのためにも、何に取り組めることが可能かと私なりに考慮して考えた場合に、水力発電ではないかと考えました。太陽光は晴れていなければ機能しませんし、風力は風が吹かなければ成り立ちませんが、水力発電に関しては常時水が流れているわけですから、資源の確保に不自由はありません。もちろん立ち上げるまでの時間と労力と経費がかかることは言うまでもありませんが、地方や山間部や過疎地でも莫大な予算を必要としない、実に現実味のある取り組みが可能ではないかと考えているところでありますけれども、行政としての取り組みへの是非と意欲をお伺いします。

村長（菅野典雄君） できるだけ自然のエネルギーをということで、そういう意味からすると、火力発電は今いろいろ問題になっていますが、水を使うというのは、まさに何ら問題はないし、影響もないわけではありますが、そういう意味で、あるところではダムをもう一回かさ上げして、そこで水力をやろうという、こういう考え方もあって、一部、その組織に

名前を連ねたこともあります。基本的に飯舘村では小水力だろうとは思いますが。本当に簡単につくって、小さな電力でもやっぱりそれをやると。というのは、なぜかという、今、実は飯舘村、確かに水は流れているようでありませぬけれども、大きな水ではないんですね。一番高いところでありませぬから、奥に深い山を抱えているということではないので、小水力ということかなと思っていたところでありませぬが、なかなかそこまで一歩踏み出せなくていたということでありませぬ。ちょっと大きいところを見てきたところもありませぬが、やっぱり何億円とかけて、かなりそこには常駐の職員を置いてやっているというようなところでありませぬので、なかなか水力発電も大変かなと。できるだけ小さい形というのが、私も1カ所見ておまして、そこはそんなに大したことではないんではないか。ただ、そこから出る電力というのは、どこかのところをうまく補うと、こういう形でしかないかなと思ひますが、それとてやっぱり一つの自然を生かすという形にはなるのかなと思ひておまして、ちょっとまた検討というとならなれませぬけれども、飯舘村の中の水の流れの中で、何かそういうのが可能なかどうかな、ちょっと調べてはみたいと思ひておひますが、なかなか大変かなという気もしておひます。

5番(高橋和幸君) 大きな水力がなければなかなか難しいということだったんですけども、私も個人的に好きで、国会中継等、町、村のいろんなドキュメンタリーとかをよく見るんですよ。そうすると、本当にもう用水路的な小さな水路で、半径1メートル、2メートルだったり、大きいものであれば10メートル、15メートルのものであったりして、そういう取り組みとか、またいろんな事業誘致、企業誘致をして、成功している町、村が赤字財政から黒字へというのはいっぱいありまして、私もそのときにちょっと県名と市名を書いていなかったんで、はっきり申し上げられなくて申しわけないんですけども、そういうことでもありますので、検討をしていただけるといふことで、ぜひとも考えていただきたいと思ひます。

また、同じく再質問になりますけれども、先ほども述べましたように、現在、さまざまな自治体で将来的に再生可能自然エネルギーだけで補っていかうという流れになっておひますが、事実上は現時点においての日本の再生可能自然エネルギーへの取り組みは、どの先進国よりもおくれをとっているのはご承知のとおりであります。政府が示している2030年までの現行の第5次基本計画でも、石炭火力26%、再エネ22%から24%、原発20%から22%という数字になっておひます。それらを考慮して考えますと、本村においては、太陽光発電の全世帯での普及率と補助制度をもっと推奨するべきであると思ひれますし、水力発電にも着手して、再生可能自然エネルギーを利用して地域活性化をより強化した取り組み、奇抜な発想に聞こえるかもしれませぬけれども、電気代を無料にするくらいの意気込みで、真剣に将来への取り組みの道筋をつくるべきであると思ひますし、そうした新しい取り組みこそがイノベーションにつながっていくと思ひますが、行政としてのご見解はいかがでしょうか。

村長(菅野典雄君) 先ほども言ひましたように、自然のエネルギーを使って少しでも環境はやっぱり守っていくというのが、特に今、グレタさんという16歳でしたかの娘さんの発声によって、随分世の中が変わってきたなと思ひておひます。そういう意味で、今のところ飯

館村は、売電のところに力を入れて、いわゆる交付税が減るところを何とか補っていかうという形でやってきたわけですが、これからはそれを利用するという形がかなり進んでいくのではないかと。何か今、自動車から最悪の場合には電気をとるとかというのも出てきたとかという話も聞きますけれども、そういう意味で、電気を備蓄するという動きをどういうふうに太陽光や何か、あるいは屋根に上げたところとのつくっていくかというところなんです、今のところちょっと高いというのと、まだ完全な技術にはなっていないのではないかという話がありますので、これまた勉強させていただきたいと言わせて、答弁にさせていただきたいと思います。

5番（高橋和幸君） 今のは、あくまでも極論であって、電気代ただというのと、また村議会が、そんな何か光熱費を無料にしろなんてばかなこと言っているなんて言われるので、あくまでも極論のお話をしたので、必ず無料でやってくださいということではなくて、そのぐらいの気概と覚悟を持って、増設ないし新設とかの取り組みに力を入れて、財政の確保に努めていってもらえないかという意味で述べたので、ご理解いただきたいと思います。

最後に、この問題に対しての再々質問ですけれども、原発事故に遭った本村のような過疎地にある地域においては、目先のことだけにとらわれることなく、どこの自治体も着目していないようなことに目を向けて、日本初となるようなことをどんどん取り入れていかなければ、とても厳しい現状からは脱却できないと考えます。時代のニーズに乗りおけることがないように、行政に対しては正しいことばかりだとは断言いたしませんし、老いては子に従えではございませんが、時として若い世代、我々議員の提案や、村民の声にもぜひとも耳を傾けていただければとお願いしたいところであります。

最後に、行政についての再質問ですけれども、これに関しましては、こういう答えが欲しいというわけで、明確なる答えが欲しいわけで質問したわけではございません。行政がどの方向性を向いているのか、村長が村民のためにどこまで良識あるご見解をお持ちかということで、あえて質問をさせていただきました。

ただ、唯一質問をさせていただくならば、新聞に載っていたんですけれども、先ほど佐藤健太議員からも質問がありましたように、村長の答弁の中に、自分たちの村は自分たちでよくすると、これはある意味わかるんです。常々、前の一般質問で私述べましたけれども、全てを行政にやってもらう、他人任せはいけませんし、自主自立性を求めるのは非常に大切なことなんですけれども、そればかりではやっぱりできませんし、まだまだ震災10年目といっても、村民たちに自力があるかといえば、そうとばかりは言い切れませんし、そういう人たちがばかりであるとも言い切れないと思うんです。なので、村民のどうのこうのって村長おっしゃいますけれども、やっぱり行政だと思うんです、まず、やってあげなくてはいけないのは、村民一人の力はわずかばかりだと思いますので、なかなか難しい面があると思うので、何でもかんでも行政が、行政がとお答えになりますけれども、行政としてもやっぱりやってあげるべきことは、できる限りやってあげるべきだと私は思うんですけれども、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） 住民にお願いするという話は、やらないほうが費用は減りません。でも、やっぱりそこが一番大切なんだろうなというので、あえて言わせていただいているという

ことであります。ただ、決してそれで事が済むということでは全くありませんから、この震災中も国の、県の、ほかの自治体ではないような施策をかなり入れさせていただいてますし、村民にプラスになるようにということでもあります。なかなかそうなりますとかえって、自分のところがよくなると、村のほうで何やっているんだという、昇口の件なんてそうなんですけれども、いずれにいたしましてもそういうことでもありますし、また、やはり外からの、我々とまた違った感覚、そういうものを持った、あるいは情報も持った方は、絶対必要であります。今、いろいろな動きをやっていますのも、やっぱりアドバイザーの方がいろいろと情報を持ってきてくれたり、そのつながりでまたその人たちが応援をしてくれたりと、こういうことでもありますし、また、ほかから来た人も、結構やっぱりいい感覚を持って私たちに刺激を与えてくれているということでもありますから、その両方を相まうということではありますが、あえてやはりそれで住民の人たちがやってもらうんだという話だけでは、多分これから誰が村長になっても大変だろうなということで、あえて私は住民の皆さん方のそれぞれの力なしに、自立がなくてという話をさせていただいているところであります。

以上であります。

5番（高橋和幸君） 時間も残り少ないんですけれども、ちょっと言葉の揚げ足というか、ちょっと言葉悪いんですけれども、そういうのとるようで申しわけないんですけれども、行政としての自覚は、答弁書に書いてあったので、あるみたいなんですけれども、先ほど、佐藤健太議員の問いにもあったように、一人一人の声を聞くのは全く難しい、できないということでしたが、村民イコール個々の集合体ですから、住民イコール村民であります。現在、1,400人余りの帰還者という中、民主主義の原則にのっとって、行政としても何でもかんでも賛成多数の声が多い物事ばかりを取り上げ、少ない声を聞き逃せばいいということなんでしょうか。

村長（菅野典雄君） 多数の意見が正しということは絶対、あることもありますけれども、ないということでもあります。よくこういうことはあります。なかなかやっぱり51対49ということがある、そのときに49にするのか、51にするのか、非常に難しい。そういう判断もやっぱり行政として、していかなければならない、議会の皆さん方と。こういうことでもありますので、そういう意味からいたしますと、決して村民の弱い声というか、あるいは少ない声を聞かないという話では全くありませんので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

5番（高橋和幸君） きょうは村長に非常に前向きに、穏やかにご答弁をいただきまして感謝を申し上げます。

最後になりますけれども、今後ともこれまで以上に村民に寄り添っていただきながら、我々議会議員の声にも真摯にお答えをいただき、村民の憂いや嘆きを取り除くことに心血を注いでいってもらえるように強くご進言させていただきまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（菅野新一君） これで、本日の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

議長（菅野新一君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。
ご苦労さまです。

(午後4時45分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年3月5日

飯 舘 村 議 会 議 長 菅 野 新 一

同 会議録署名議員 渡 邊 計

同 会議録署名議員 佐 藤 八 郎

同 会議録署名議員 相 良 弘

令和2年3月6日

令和2年第2回飯舘村議会定例会会議録（第3号）

令和2年第2回飯館村議会定例会会議録（第3号）						
招集年月日	令和2年3月6日（金曜日）					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日 時及び宣告	開議	令和2年3月6日 午前10時00分				
	閉議	令和2年3月6日 午前11時21分				
心（不心） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席9名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不心招 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	佐藤健太	○	2	長正利一	○
	3	佐藤一郎	○	4	高橋孝雄	○
	5	高橋和幸	○	6	渡邊計	○
	7	佐藤八郎	○	8		
	9	相良弘	○	10	菅野新一	○
署名議員	1番 佐藤健太		2番 長正利一		3番 佐藤一郎	
職務出席者	事務局長 但野正行		書記 高橋由香		書記 高野琢子	
地方自治法 第121条の 規定によ りたため る出席者 の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	高橋正文	○	住民課長	石井秀徳	○
	健康福祉課長	細川亨	○	復興対策課長	村山宏行	○
	建設課長	高橋祐一	○	教育課長	三瓶真	○
	教育長	遠藤哲	○	代表監査委員	高橋賢治	○
	生涯学習課長	藤井一彦	○	農業委員会 会長	菅野啓一	○
	農業委員会 事務局長	山田敬行	○	選挙管理委員 会長	伊東利	○
	選挙管理委員 書記長	高橋正文	○			
事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和2年3月6日（金）午前10時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問（通告順5番）

会 議 の 経 過

◎開議の宣告

議長（菅野新一君） 本日の出席議員9名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

議長（菅野新一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（菅野新一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、1番 佐藤健太君、2番 長正利一君、3番 佐藤一郎君を指名します。

◎日程第2、一般質問

議長（菅野新一君） 日程第2、一般質問を行います。

発言を許します。2番 長正利一君。

2番（長正利一君） 改めておはようございます。

きのうから一般質問ということで、本当にいまだかつてない、時間いっぱい使って、これからの村のありようについて、同僚議員が本当に時間を惜しみながら発言したのに感銘をいたしました。きょうは私一人ということで、時間はたっぷりあるということでございますけれども、たっぷりあって1時間半、そういう中では、やはり私も村の復興・復旧、一部長泥地区は、まだ見えてきませんが、完全に長泥が戻るまで我々はともに支えて、飯舘村の本当の姿にできるだけ近づけようという中で頑張っている一人でございますので、ひとつ間違った質問については、ご容赦願いたいと思いますけれども、拡大解釈をしていただいて、わかりやすい大きな声でひとつ回答いただきたいと。

きのう聞いていますと、やはりこのマイク、すばらしいセッティングでありますけれども、なかなか私とかでも、私、年をとったせいで、ちょっと難聴がみなのかなということで、聞こえない部分がありますので、どうせ質問するということになれば、やはりここに来られない、別な形で見ている方もあろうかと思っておりますので、やはり大きな声を出していただいて、ともに頑張っているという姿をあらわしていただければと思っておりますので、これからよろしくお願ひしたいと思います。

今、大変な問題になっていまして、本当に日本沈没どころか世界が本当に大変な状況。これを介して、やはり大不況が来てしまう。福島県から幸いにしてそのような症例はまだ出ていませんけれども、やはり我々、原発災害で多大な被害をこうむって、さらに飯舘村からそのようなウイルスに感染したということが出ますと大打撃になりますので、ひとつ特に出入りの多い役場庁舎については、特に出張も来客も、万全を期してやっていただければと、できるだけ飯舘村から第1号にならないように万全を期していただきたいということで、まずお願ひでございます。

これから、飯舘村の復興に何が必要かということで、私もこの場をかりて発言させてい

ただいていますけれども、やはり一丁目一番地、帰村はしたものの、商店街がないと。村は村で、来年度の予算でいろいろ買い物の手段を講じていると聞いていますけれども、やはり生活に欠かせない生鮮食料品の買い物を身近でできるような体制づくりが必要ではないかと。私も震災以来、本当にこれから飯舘村はどうなるのかなと思っていましたけれども、いかんせん、このような場を与えていただいて、お前が戻らないで誰が戻るといような名言をいただきまして、なるほどなど。飯舘村を支えるには、自分がそのような立場で発言するには、襟を正して飯舘村に住んで、その同じ土俵から見据えていかないと真意は伝わらないと思っています。

きのう、同僚議員が、学校問題、自分の娘を、進学校は決まっていたが、やはり自分がそのような立場になって、学校を支えると、飯舘村を支えるということで、娘に犠牲を払ってまで、これからの飯舘校に通わせるんだということで、私もそれについては、感銘を受けました。ともにそのような飯舘村は、平成の合併もしないでここまで頑張ってきて、先人たちが築いてきたこの美しい、すばらしい村をやはり後世に伝えていかなければ。そのためには、役場職員の皆さん、我々もそうでございますけれども、一人でも多い住民がここに住みつくんだという思いがなければ、どうなのかな。学校問題もそうでございます。役場職員の中でもいろいろ事情はあるでしょうが、やはりあのような立派な学校があって、隣の山木屋ではございませんけれども、通う人がいない。だから、開校できない。あれだけの金を投じて、こういう問題もありました。飯舘村は、幸いにして理解があって、それから一貫教育校がありますけれども、そのような思いで同僚議員が本当にここまで決断をするというのは、私は感動し、感銘を受けました。そういう意味合いからも私は、これからよくするんだという意味合いから質問をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

私は、議員として、村民に意見を十分に聞かせていただいて、それをこの場をかりて、できるもの、できないものについて、私が判断するのではなくて、村としてこれからどうするんだという声をこの今のインターネット社会も含めて、届けられるようなことで質問をさせていただく何点かがありますので、ひとつ明瞭な回答をお願いします。できるものはできる、できないものはできないで結構でございます。できないものに対して、検討するときのう回答がありました。苦渋の策だということで、私は、この世界、わかりませんでしたけれども、我々からすれば、検討するということは、前を向いて進んでくれるんだなという期待度はありますけれども、この定例会も含めて、一般質問、同じようなことについて、検討する、検討する、思料を、この場をしのげばいいものではございません。飯舘村には時間がございませんので、ひとつ私も前もって回答で十分でございますけれども、1時間半をもらった中では、すぐ終わったのでは失礼かと思ひて、ちょっと前置きが長くなりましたが、そのような思いでやりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、1点目でございます。宿泊体験館「きこり」の問題についてでございます。

料金改定で、震災以来、ずっと改定もしないで素泊まりの部分について、超格安でご利用いただいたという部分で、理解はできます。しかしながら、素泊まりを目標にあのき

こりは、そう利用した客層ではなかったかと思います。そうした中では、今飲食もできない状況の中で、このような消費税絡みで上がりましたけれども、まず平常に戻る間、やはりもう少し、5,500円からもう少し安く素泊まりの状態はできないものかと。そして、素泊まりで、料理等々については、自分で用意をして、後片づけもしなければいけないという状況でございます。

そういう中では、今、復興半ばで飯舘村に戻って、県内外から飯舘村を応援したいと、行ってみようということで、興味津々で来てくれたという方がおり、昨年度、その方については、相当の道案内をしたと。今回そのようなつながりもあって、いろいろ問い合わせがあるそうでございますけれども、宿泊料金の素泊まりの5,500円は、ちょっと地元ながらもちゅうちょする部分があるという声でございます。この点について、何かいい方策はないものかということで、質問させていただきます。

質問の内容としては、時間の関係もでございますので、簡単にしていますけれども、あと2点目でございます。いいたて新春村民のつどいの件について。

今まで、避難しているときには、飯坂のパーセイイざかで相当の人が集まって、やはり避難先からあそこに集まってその1日を過ごした。思い出を語りながら、しばらくぶりに会う住民との触れ合いを楽しみながら来ていたかと思います。

ここに戻って3年ぐらいの新春のつどいを開催しているわけでございますけれども、今回私、非常に今回の新春のつどいの参加者、企画内容等について、何か問題がちょっとあって、このようなあれなのかなと私は疑問を持ちながらあそこに参加させていただきました。企画する方に、私はこれは企画が悪いなんては申し上げる筋ではございませんけれども、やはりマンネリ化状態になっているのかなと。来賓、関係者を除けば何人の一般の参加者がいたのか、本当に疑問に思っています。ある程度挨拶が終わって、ちょっと空間があった場合、もう席があいてしまって、帰るに帰れない子供たち、あとは来賓者、特に議員の方は別にしても国会議員の方、選挙を予想してほとんどの方に来ていただきましたけれども、その方以外、までい大使とか、区長さんとか、いろいろありましたけれども、そういう方を除けば、本当に一般の村民の理解が得られない、この新春にふさわしくないこの企画内容だったのかなと思います。

やっぱり一番の問題は、予算だと思います。予算に合わせてやるために、企画内容もそのような内容になってしまうのかなとっていました。予算がネックであれば、やはり年の初めでございますので、1年間の相を10大ニュースも含めてそういう企画もしているわけですから、やはり一人でも多い集客をするには、やっぱり原点に戻ると。きのうも村長の新聞の記事にもありましたけれども、原点に戻るんだと掲載されている内容がありますけれども、まさにここで原点に戻って、あのいいたて新春村民のつどいは、ホラ吹き大会から火がついて、いい個々のつながりがあるかと思いますが、やはりそういう企画も必要なのかなと。自分が村長になったらどうする、どのような飯舘村をつくるんだというようなほら、私は将来このような村民になりたいかと夢を持っていると思います。そういう企画もあってもいいのかなと思っています。

あともう一つ、その中に加えて、お昼の中で、12時半までかかったわけでございます。

でも、お茶もない、昼食もない、ましてや送迎もない。あのお年寄りですね。私も帰りに声をかけましたけれども、歩いていく姿、これでいいのかなと思ってこの質問をさせていただきます。

あと、ふるさと納税に関する返礼品についての問いかけをしています。

飯舘村に思いを寄せていただいている方、昨年度は、相当の金額もあったかと思えますけれども、平成27年から令和2年まで、2,400人の人に応援を受けて、約9億円の金を飯舘にご協力いただいたということで報告があります。やはりこの方々については、返礼品を目当てにしている方、していない方、いろいろありますけれども、大阪では、泉佐野市が大々的に上げられて、相当のふるさと納税の金額を集めました。それ以降の問題について、問題ありきという総務省からの苦言もありましたけれども、やはり飯舘村として、例えばどのような返礼品の取り決め、選定をしているのか、そういうことでお伺いしたいと思います。

この件については、ある村民から、飯舘のなりわいとして自分もそういうことで商品化してやっている。それを村の窓口に行き、ご挨拶方々行ったそうでございます。それに対する回答について、その場ではっきりもらえばよかったんですが、その場の回答もなかった。後日回答もなかった。どうなんだということで、私が相談を受けましたけれども、やはり返礼品として、この回答にもありますけれども、生産数量の問題もあるし、そういう数が常時対応できるのかといういろいろな条件が整って、そこでまでい館で発送していくという回答がありますけれども、基本から言えば、返礼品に該当する、該当しない、どういうものを使うというのは、そこでやはりその生産者にはっきりと提言をしていただければ、やっぱりその生産者も違和感も持たないで、村、飯舘の名を使って産品としてやっていますので、そういう疑惑、違和感がないような方策を講じていただきたいという感じで、返礼品についてお伺いしたいと思います。

4番目の男性職員の育児休暇についてということで、これはたまたま小泉環境大臣が大臣になって、結婚なされて子供が生まれて育児休暇で、新聞を見たとき、その合間をとって育児に参加するんだということ。時代も変わってきました、私らのときはそんな、男性が育児休暇など、言葉すらございませんでしたが、今はそれが常識化しているということで、やはり総務省も各行政の長にお願いをして、このパーセンテージを上げようということで、新聞に載った記事を見まして、飯舘村は、復興関係で思いを受けている、さらには職員の数も増している中で、やはりほかとは違い、そんなに人数はいないということでございますけれども、やはりそういう権利取得を100%していただいて、村のために頑張るべくしていただきたために私はこの問いかけをしています。やはりこれは上から、休めないではなくて、こういうものを取得できる環境をつくって、リフレッシュ的なものも含めてやっていただきたくて質問をしていますので、よろしくお伺いしたいと思います。

最後になりますけれども、第6次総合振興計画について。

今、中間的なことで皆さんに、各部の部会の方々に、委員の方に頑張るこれからの飯舘村の行く末について、つくっていただいて、一部これから議会にも中間的な報告があ

るということで話は聞いていますけれども、その前に、さきに公民館で行われた報告会の中で、やはり目にしたときに聞きなれない文言が入っている。それは何か、死にがいと。本当に生きがいと間違っただけなのかなと思っていましたが、注釈をつけながら、こうですよ、ああですよとありますけれども、我々、心のダメージがあって、家族がばらばらになったその思いから、これからの5年間、飯舘村をこのようにしましようにと、村民一体となってやりましょうということで各部会の皆さんでつくり上げていただこうとしたときに、このような表現はいかがなものか。一部参加した方の声もありますので、そこら辺のものについて伺うものであります。

細かい質問の提案については、省略している部分もありますけれども、私は再質問の中でこれから詰めていきたいと思っておりますので、ひとつ簡単明瞭で結構でございます。言い回しは、できる、できない、先ほども言いましたけれども、できないものやってくれなんていうのは、これは当然無理でございます。そこら辺のものをひとつよろしく願いしたい。回答の際は、少し大きな声でお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

村長（菅野典雄君） 2番 長正利一議員の質問にお答えをさせていただきます。

1点目はきこりではありますが、今きこりは、振興公社の管轄に入っております、私が責任者になっているわけではありますが、これまでは副村長が代表ということですので、そちらでお答えさせていただきたいと思っております。新春村民のつどいについては、総務課が企画をしておりますので、課長からお答えをさせていただくということになります。ふるさと納税と男性の育児休暇と「死にがいの」というところで、私からお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、ふるさと納税返礼品について、3点ございますが、関連がありますので、まとめてお答えをさせていただきたいと思っております。

ふるさと納税というのは、かなり前からありまして、今のように大騒ぎというか、話題にはならなかった時代からありまして、実は飯舘村は、中学校の部活のバスを新しく買うのに村民から債券を募集して買いたしようにと。1年に3.3%の利子、3年で10%の利子をつける、こういうことで多分何百人から応募をしていただき、債券を買っていただいたわけでありまして。つまり、次の世代にみんなで手を差し伸べましょうということをやったりやっていかないとこれからは大変だなという思いでやったわけでありまして、いかんせん、率が率だけに総務省がいろいろクレームをつけてきましたが、何とか納得をさせていただいたわけでありまして。

大体1,000万円でありますから、そうしますと、10%の利子というのは、100万円の利子を払う。これは何もストレートに買えば、100万円を村で出す必要はないわけでありまして、当然議会からそんなことはやめろという話にはなるだろうと思っておりますので、その利子は、ほかからいただきます。ということで、ふるさと納税を使って約100万円を集めさせていただいて、いわゆる村は、利子の分の10%は一切払わないでということでスタートしました。

それがスタートであります、ご存じのように、いわゆる全村避難になりまして、とて

もそれを使うという状況ではなくなった。そのころは、結構あちこちでふるさと納税についての話題が広がっていったわけではありますが、村としては、まず産品がなくなった。特に飯舘牛がなくなったということ。そしてもう一つは、とても職員たちが忙しくしているということで、とてもそんなのをやる話ではないなということで来たところですが、平成27年度になって、その事務をある程度やってくれるという民間の会社ができているということで、それだったら職員に負担を余りかけないでふるさと納税ができるのではないかと、あるいは場合によっては、飯舘村は避難によって特産品がなくなったので、とても困っているから、ほかの自治体の協力をもらった産品でふるさと納税をと、こんなことで平成27年12月にふるさと納税を再開をさせていただいたところでもあります。それから数えまして、今までのところで4年1カ月で9億4,914万7,397円がふるさと納税として入っているということでもあります。今年1年間、1月末まで見ますと、821件で2,969万2,000円ということで、当然以前よりはずっと落ち込んでいますが、何とかふるさと納税ということで、今も少しずつは皆さん方から応援をいただいているということでもあります。

返礼品ではありますが、本来は、先ほど言いましたように、全国の約350の品物が飯舘村の場合には使えますよということで来たところではありますが、そういうことで、ふるさと納税の雑誌には、迷ったら飯舘村のふるさと納税が一番いいという記事まで出たときがあったわけではありますが、ご存じのように、総務省からまず3割以下で自前のものにしろという達しが来ましたので、早速総務省にお話をさせていただきました。そちらがそう言うのであれば、飯舘牛を返してください。返せないでしょう。返せなかったらやっぱりそれなりの柔軟な考え方が必要ではないですかという話をさせていただいて、そういうことで、今はいわゆる飯舘村にあったものあれば、飯舘牛があったわけでありますから、その場合には神戸牛でも米沢牛でも代替えて構いませんというところを今了解をもらってやっているということではありますが、少なくともやっぱり将来に向けては、自前の特産品をつくっていくということが大切でありますので、今35品中、飯舘村は6品ということでありまして、主なものは、飯舘村の大吟醸、あるいはおこし酒、あるいは刃物の館の包丁とか、あるいは飯舘産の里山のつぶの米とか、そういうところで対応をさせていただいているところでもあります。

次に、返礼品の採択要件ということでありますが、現在、取り扱っている返礼品としては、先ほど申しましたように、神戸牛の加工品など、いわゆる飯舘村にもともとあったものを代替えということでやっているわけではありますが、ふるさと納税の返礼品については、寄附者の方が、ふるさと納税を契機として飯舘村の魅力に直ちに触れることにより、将来にわたって飯舘村を応援したくなるような魅力ある返礼品を提供していきたい、このように考えているんですが、需要に応じていけるだけの品の質及び数量の安定供給が課題なわけでもあります。これをくださいと言われたときにありませんという話では、むしろ村のイメージを下げるということでもありますし、品物も、何だ、こんなものかと言われなような形にしっかり返礼品を考えていかなければならないということでもあります。特に返礼品の発送や問い合わせ、苦情対応に大変な労力を要するため、生産者個

人が返礼品の対応をすることは、多分困難ではないかと思っておりますので、以上のことから、現在、道の駅までい館と連携いたしまして飯舘村産の返礼品を充実化していきたい。こういうことで一部までい館にお願いをしながら、返礼品発送をやっているところではありますが、これとて人件費といいますか、人力に余裕がそうあるわけではありませんので、そのようなところから、いろいろないわゆる選択権というのが出てくるんだろうと思います。先ほど、村に来たのに何の返事もなかったということでありましたが、それは全くこちらのミスでありまして、本当に申しわけなく思っておりますので、もう一度、その方のところがもしわかれば、こちらからその旨の話をさせていただいて対応していきたいと思っております。

それから、男性職員の育児休暇ということでもあります。

配偶者とともに子育てに専念する場合の男性の育児休暇ということではありますが、飯舘村は、平成21年ということですから、今から十一、二年前に、通称でありますけれども、パパクオータ制度というものをつくりまして、役場の職員に限ってということで、大変その当時から議会からもいろいろ言われましたが、まず役場からということで、奥さんに出産する予定があれば、予定日の産前1カ月前から産後2カ月の間に連続して1カ月の休暇が取得できるというパパクオータ制度をつくっております。これはその間は、あくまでも1カ月研修制度ということで、給料もそのまま、昇格にも何ら影響はしないという形でやっているところでもあります。

本制度による休暇取得状況であります。制度を制定した年の9月に1名、平成25年に1名が、村の職員がそれぞれ1カ月の休暇を取得しております。この1カ月というのは、いわゆる職員が欠になった場合、1カ月ぐらいいは少なくともやりくりで行くことが大切だという環境をつくらなければならないという裏の考え方もあって、この1カ月連続、こういう形にさせていただいているところでもあります。あと、平成27年に県から派遣されている職員が、1カ月の休暇を取得したという状況であります。

男性の育児休暇取得率は、厚生労働省の調査では、平成30年度において6.16%、これが過去最高であったものの、令和2年までには13%にするという政府目標があるようですが、本村における取得状況は、単年度で見ますと平成21年度も平成25年度も平成27年度も100%ということにはなるんですが、ここ平成21年から令和元年の11年間で延べ18人がいたようですが、3名の休暇取得をしたということになりますと、16.6%でありますから、政府の目標13%よりは高いと。一応そういうことにはなるということですが、なかなか震災中、とってくださいという形もできないし、とりたいという方もなかなかいなかったという、そういう大変さをご理解いただければと思います。本当に村としても申しわけないなど、いろいろ毎日の仕事の中で1カ月というのは、なかなかとりづらいということだろうと思いますが、だんだん、まだまだ復興途上、再生途上ではありますが、少しは時代が変わってきているということになりますと、これからはそういうこともとっていただくようなことが必要ではないかと、このように思っているところでもあります。村からも対象職員にアドバイスなどをして、できるだけ本制度を進めていければと、このように思っているところでもあります。

それから、第6次総合振興計画の中の、ある部会のいわゆるキャッチコピーというか、フレーズの中に、死にがいのある村と記載されているが、いかがなものかという質問でございます。

全くそのとおりであります。ただ、お話しした方は、意味は、人生を終えるときは、飯館村で過ごしたいと思われるくらいに魅力的な村をみんなでつくり上げたいという趣旨でこの言葉を使ったということのようではありますが、理解するものでありますけれども、議員ご指摘のとおり、この表現は、村の将来のビジョンを示す総合振興計画に載せるという話ではないなと思っておりますし、村民に対しても大変不適切ではないかと判断をしております。キャッチフレーズを選定する際に、この文言を除外し、教育文化部会内でも村民にわかりやすい文言で意図が伝わるようにということで、再検討を依頼しているところでございます。

キャッチフレーズに限らず、第6次総合振興計画の策定に当たっては、村民にわかりやすく、村民が将来に希望の持てる計画書にできるよう、専門部会の皆様にもその趣旨を理解していただきながらこれからも進めていきたいと思っております。

以上で、私からの答えは終わらせていただきます。

副村長（門馬伸市君） 私からは、宿泊体験館「きこり」について、2点ご質問をいただいておりますので、関連がありますから一括でお答えをいたします。

1点目の宿泊料金改定後における利用状況であります。

きこりの宿泊料及び入浴料については、これまで消費税率5%でずっと来ましたが、改定をしないで現在までに至っておりますが、このたびの消費増税に合わせて料金の見直しを行い、ご指摘のご質問のように、改正をしているわけであります。

入浴料金については、震災前の料金の400円とし、宿泊料金については、施設の運営等を勘案して5,500円に値上げをしております。料金の見直しに当たっては、近隣の同じような自治体のこういう施設の料金等を参考にしながら算定をしております。そう大差はないものと思っております。

料金改定後における利用の状況です。1月末までの宿泊者数は、1,968人でありました。宿泊者の中身ですが、うち村民が約9%、村民以外が残りということで、ほとんどが村外の方の宿泊でありました。今年度の施設利用者は、昨年度に比較すると復興関連の工事事業者の減少などもありまして、料金改定前から少しずつ減少しているという状況であります。この減少は、料金が上がったからということではなくて、多分そういう村内での工事関連の業者などの減少によるものと思っております。

次に、2点目の村を応援していただける方、あるいは村民への期限付きの宿泊の優遇措置というご質問ですが、ご承知のとおり、震災後は、全額国の補助できこりの運営をしておりますので、国の補助がなければ、きこりの施設は、現在の状況であれば運営ができない状況であります。村が独自に宿泊優遇措置を実施すれば、その経費は差し引かれるシステムになっていまして、優遇措置をすれば、した分の経費は、村で持ち出した分は、補助金が来ないということになりますので、貴重な一般財源を優遇措置に充てて補助金が来ないよりは、今までのように一般財源は別な方面に使って、きこりの運営

については、全額国からもらったほうがいいということで対応しているということであり、それで、はっきり言ってくださいということなので、優遇措置は現在の状況ではできないということになります。

なお、宿泊以外のお風呂は、震災前にも利用者に応じてポイント、10回利用すれば2回のプラスとかというのをやっていたので、それは今、検討しておりますので、新年度、令和2年度4月からそんな方向でやっていきたいと思っています。

もう一つ、団体客の送迎です。これも新年度から日帰り休憩とか、宿泊を団体でという方については、バスを出して送迎したいと思っています。

以上であります。

総務課長（高橋正文君） 私からは、2. いいたて新春村民のつどいについてのご質問にお答えさせていただきます。

まず、2. ①の村民のつどいの来場者数についてでございますが、総勢で300人、内訳といたしましては、招待者が39名、スタッフ、出演者等で98名、一般の参加者は163名程度となっております。

次に、2. ②の内容についてでございますが、東日本大震災以降は、中小企業基盤整備機構の賑わい回復支援事業補助金などを活用し、いろいろな財源を使ってやってきたわけですが、事業規模を拡大して、震災で希薄になったコミュニティーの再構築、きずなづくりのイベントとして芸能人の皆さんなどによるショーなどを開催してきたところでございます。

一方、令和元年度は、11月中旬にいいたて新春村民のつどい実行委員会を立ち上げまして、10大ニュースの発表、小学生による合唱やプログラミング学習の成果発表にあわせ、子供から高齢者の方まで楽しめるよう、歌と絵を使用したコンサート、あとは落語ステージなどを行って、村民の交流を図ることなどを目的に開催してきたところでございます。

来年度、令和2年度につきましては、参加してよかったと思っただけのような内容で開催したいと考えているところでございます。

事業費については、新年度においては、今年度より増額を予定をしているところでございます。皆さんのご意見等を参考にしながら、一人でも多くの村民の皆さんに参加をいただき、参加をいただいた皆さんに新年を祝っていただけるような集いにしていきたいと思います。

私からは、以上でございます。

2番（長正利一君） 再質問させていただきます。

まず、きこりについてでございますけれども、明確な回答をお願いしたいということで、できないということは理解しました。その中で、いろいろ次年度に向けての提案もありましたけれども、まず、国の補助金は、どのような内容で入っているのか。例えば宿泊料金は、私がここに提案しています、そういうふうに応援したいということで、例えば30名の方が利用したりということで利用してもらおう。その延べ人数に対して、例えば国の補助は、そういうふうに一括申請後、利用しても利用しなくても一定の補助金として

入ってくるのか、どのような内容で入っているのか、ちょっとお願いします。

副村長（門馬伸市君） きこりの年間の管理運営費は、人件費も含めて大体5,400万円から5,500万円かかっています。運営している経費の人件費を含めて、光熱費とか、いろんなメンテナンスの費用も含めて、ほとんど全額補助が来ます。先ほど私がお答えしたように、かかる経費が、全額ほとんど来ますので、それは収入がなければ全額です、5,400万円から5,500万円。でも収入が、素泊まりの料金を取っていますから、それが1,000万円とか、それが入ってくれば、それを差し引いた額を補助ということですので、全く年間の必要経費から入ってくる収入、皆さんから納めていただく素泊まりの料金とか、入浴料金とか、さまざまな料金を差し引いて残った分が補助金として交付されるというシステムです。

2番（長正利一君） そういう内容で、例えば5,400万円を頭にして、利用経費も含めてそこからマイナスで、残りの部分について補助を受けるという捉え方をしましたけれども、例えばそうした補助金があるとすれば、例えば今、この素泊まり状態にしている状況になって、そこにやはり食事も提供できるような体制にしても何ら遜色はないと思いますけれども、どうなんでしょうか。

副村長（門馬伸市君） 今は素泊まりだけですけれども、食事の提供となりますと人件費がかかりますね、当然。あと材料費がかかりますよね。そして料金を取りますよね。そうすると、当然かかる経費は、食事の提供にかかる料金というのは、人件費も含めて加算されますよね。補助金は、それが赤字になったからといって食事の分まで補填するということにはならないので、今、食事の提供はできないということです。素泊まりだけは、料金の中で大体ツープイになるということです。だから結果的には、人件費、今の素泊まりの人件費と入浴関係の経費です。ですので、素泊まりは多分今5,500円いただいて、利益がほとんどなくて大体同じかな。かかっている経費と世話をしている人件費も含めた経費を合わせるととんとんぐらい。前は赤字でした、素泊まり料金でも。

2番（長正利一君） そういう状態をそれはそれで理解しますけれども、これが本来の復興ではないと思います。5,400万円が入るから余り手をかけずにして、続く限り収入に入ったほうが良いという捉え方は、ちょっといかがなものか。やはり我々は、飯舘村であそこしか宿泊できる場所がないわけです。原町に行っても、川俣に行っても、問題は、川俣でそのような場所があるのかなということになれば、なかなか飲食する場所も少ない中で、飯舘村として、村民にまた応援をしてくれる方が飯舘村に来て泊まる場所もない、食べる場所もない、そういう状況でこれからの飯舘村が、村を挙げてもとの飯舘に戻そうとしたときに、そういう足し算、引き算では、ちょっといかがなものかなと私は思っています。

村として、この素泊まり状態、入浴、あとは岩盤浴がありますけれども、いずれにしてもこの状態はいつまで続くのか、お願いしたいと思います。

副村長（門馬伸市君） ずっと宿泊者に対する食事の提供は、大きな課題になっていましたから、避難指示解除になってから3年経ちますが、ずっと検討はしてきました。何もやってこなかったわけではなくて、テナントに入る人がいないかどうかということで、その

道の方にも聞いたりして、一時川俣の料理をやっている方でしたが、予約のときに、例えば20人泊まるとか、10人泊まるとかというときに前もって言ってもらえれば、そのときには対応できますよというふうな話もあったんですが、実際はやっぱりそれも立ち消えになりましたし、あるいは村の食生活改善推進員かな、飯館ならではの料理ということで、そういうお客さんに地元の料理を提供してもらうかなと、予約があったときに、でも、それもなかなか実現までには難しい。

もう一つは、村の食堂、ゑびす庵さんかな。あと農家レストランの千栄子さんのところ。前田では、今もう一部予約なんかをとってやっているという話も聞いているんですが、食事はそういうところをお願いして泊まっていただくというのも、今のところ、費用対効果を考えれば、これはかなりの予算を村で持ち出して食事の提供というのは、理想では食事の提供をすればいいと思いますが、なかなか今の状況ではできないので、そういう村内でやっているところに夜は食事を提供してもらおうとか、そんなものができないものかな。あるいはあそこは厨房があるんですが、自分たちでつくって、例えばとある人たちが、自分で料理をつくってという話も、やらせてくださいという話もありました。でも、なかなか今の状況の中でこれという解決策がないものですから、検討はしていないわけではないんですが、一番は、かなりの震災前のことを思えば、スタッフが料理人を2人置いて、そしてとにかく朝から食事を出すでしょう、夜と。そうすると、スタッフが七、八人必要なんです。休み、交代、ローリング。そうしますと、費用がかなり多くて、かなりのお客さんに来てもらわないと採算が合わないということになりますので、もう少し検討させてください。検討というのは、できませんとは言いませんので、検討させてください。

2番（長正利一君） 理解は十分できます。やはりそこを打破しないと名ばかりの施設になって、私、提案しますけれども、日中の日帰りと、あと岩盤浴も含めて日中だけ営業して、宿泊はやめるんだよと。そうなればその経費が、夜間の人件費も、さらに維持費も多少は軽減されると思いますけれども、やめるわけにはいきませんか、逆に。

副村長（門馬伸市君） 多分飯館村に宿泊施設がなければ、ほとんど行事もできない、何もできないということになります。1,968人ですよ。1日平均十五、六人の方が泊まっているんです。その方のほとんどは村外の方です。村に何かのかかわりがあって、業者だけではないですので、そういう学生なんかも来て、村の活動をする際にきこりを利用してもらっていますし、いろんな方々がきこりを利用している現状なので、これを宿泊をやめてお昼だけ、日中だけにしたほうがいいというのは、一つの提案は今いただきましたが、宿泊施設をなくすというのは難しいと思いますし、これから村を応援していただける方は、いろんな方々がいるわけですから、その方々によその川俣に泊まってください、福島に泊まってくださいということにはならないと思います。

あと、日中の食事の提供は、食材と今のお風呂のお客さん専用一回ちょっと費用対効果でやりました。そうしますと、あそこでお風呂に入る人が休む場所があるでしょう、日本間。あそこで震災前も軽いラーメンとか、カレーをやっていました。スタッフからもそれをやったほうがいいんじゃないのという提案があって、一応シミュレーションを

してみましたところ、やっぱり赤字なんですね、材料代と人件費でやって。例えば1カ月、2カ月やって、そしてその後やめましたというのは、またイメージが悪くなるんです。テストでやっていたというものの、後でお昼、食事を出さなくなると、それ、見なさいよと。経営赤字なんだなということで、逆にイメージダウンになるので、スタッフからもそれは今のところはテストで2カ月ぐらいやったらどうなのという提案があったんですが、計算して最初から赤字になるのを知っていて、これはできませんので、今ちょっとそれはやらないということです。

2番（長正利一君） 私、時間を調整しているわけではございませんけれども、やはり前に副村長が回答した部分は、理解は本当にできます。ただ、赤字だからできないとか、どうのこうのと、それが先行しちゃうと何も前に進まないのではないかと。やっぱり村民も含めて、飯舘村は必要などころには金をかけて支援対策を講じていかないと、ああいう道の駅もそう、きこりもそう、唯一それしかないわけですから、そこにやっぱり村民の同意を得て、一步でも二歩でも進んでいかないと、これをやってもだめ、これをやってもだめではなくて、やっぱり挑戦と改革というものが必要ではないかと。決して、前も皆さんが、村長が提案したものに対して村長一人で決めているわけではございません。我々議員がそれでここで決して、前に進むわけですから、やはりみんなで進んでいかないと、高みの見物をしていたのでは、いつまでやっても飯舘村の復興はないと思いますので、ひとつできないものはできないとわかりますけれども、前に進んだ検討がやっぱり必要なのかなと。お母さんたちを集めて、予約の方について、1日でもそういう支度ができれば、コスト的にはツーペイであっても、飯舘村は遠くから来ても唯一そこで宿泊できるような仕組みづくりというのが必要なのかな。

川俣に、私、この提案した部分については、同じ5,500円で夕食もない、朝食もない、それでは何ら変わらない。でも、私は思う。福島に泊まってくださいよしかないわけですよ、川俣。でも、あちらに泊まって、飯舘まで来て、飯舘を応援してくれるその捉え方がどうなのかなという部分でありますので、値段が高い、安いにこだわりませんが、できるだけ飯舘村として、前に進むような方策を講じていかないと、もう予想し、もう絶対的にこれはだめだということで確定的なものであれば結構でございますけれども、何かチャンスがあるとすれば、そういうことでお願いしたいなということで、この件については、終わりにしたいと思います。

あと、いいたて新春村民のつどいについてということでございます。

来年度に向けて前向きな回答がありましたけれども、今回行われたいいたて新春村民のつどいについての費用、予算がどれくらいの予算の内容か、お知らせをお願いします。

総務課長（高橋正文君） 今年度の新春村民のつどいの予算でございますが、今年度は昔の原点に戻って新春村民のつどいを開催しようということで、70万円の予算、これはなぜかといいますと、昔70万円で村民のつどいをやっていたということで、70万円の予算でやってみようということで、70万円で実施したということでございます。

2番（長正利一君） 70万円という金額は、逆算して70万円という数字をつくっているのか、70万円ありきでそういう内容をつくっているのか、それはどうであっても私、最初の質

問内容で話をしましたけれども、やはり金をかける部分で村民が、一年の計は元旦にありとありますけれども、1月の初めにわずかに関係者を除けば、これは事務局の数字で163名という数字になっていますけれども、やはりあそこであの光景を見たときに、これが本来の原点に戻った新春のつどいかどうか、角度がかわればそういうふうに見る方もいると思いますけれども、やはりそういう中では、村に一人でも多く来ていただいて、そしてこれからの1年の中ですらにもとの飯舘村を戻そうという形をつくり上げる内容でないと、どうせもう行っても10大ニュースの大賞、どうのこうのの話で終わってしまったのでは、いかがなものか。

ただ、今年、かわいそうだなと思ったのは、あの小学生が、私の隣におりましたけれども、本当に一生懸命あそこに参加していただいたということで、私は本当にこの子の声が聞こえないと寂れた村になってしまうのかなと思いましたので、やっぱり子供にも夢を与える、そして戻ってきた方にも夢を与える。これから戻ろうとする方にも何か明かりがささげられるような企画をお願いしたいと思います。70万円ありきではなくて、かけるところにはかけていただきたいということでお願いしたいと思います。

あと20分ですから、はしょって再質問しますけれども、ふるさと納税の返礼品については、先ほど村長から回答がありました。基本から言えば、私はこの件については、やっぱり初期の段階でその方について対応していただければ、そんなに違和感はないのかな。

やっぱりその賞味期限の問題等もあります。納税していただいた方の希望もあると思いますけれども、そういう関係では、役場職員はどこ誰だという形で、我々の時代はわかる。大体知り尽くしておりましたけれども、今はどこ誰だというのは、私はたまたま農協におりましたからわかりますけれども、村民の方は、ここの役場に入ってきたときに何となく足が重いような感じで、自分の思いを届けられずに帰ってしまうのかなと思っています。

やはりいろいろな方、任期付職員もおります。正職員もおります。さらには臨時職員もおりますけれども、すれ違っても言葉が返ってこない。たまには頭も軽く下げて素通りするんだったら、ああ、気がついてくれているんだなんていう感じもありますけれども、本当にこの庁舎の中で見ますと、大都会に行って用足しをしているんだなという感じがありますので、やっぱりこういう現状でございます。元気を出して、村の職員から逆に村民に声をかけていただいて、このよりどころにさせていただければと思います。ふるさと納税については、後で村長に詳しく申し上げますので、ひとつ対応の方、お願いしたいと思います。

あと4番の育児休暇についてということでもありますけれども、本当に回答の中で震災後1カ月という部分については、本当に該当している方については、申しわけないと思います。あわや休む方は休む。そうやって仕事上、休めないという部分について、ありますけれども、役場の皆さんがこうやって放射能で苦しんでいる村に身を粉にして来て、我々のために頑張ってもらっている。それは理解できます。そういう中では、うちに帰れば家庭もありますので、やはりそういう差別化のないようなことでお願いをして、そしてリフレッシュした気分で、役場の職員になってよかったなという心の改革をしてい

ただければ、もっと明るい庁舎になってくるのかなと思います。飯舘村で100%、国でこのような13%の目標にしていますけれども、そんなものともない。飯舘村は100%という形でやっていただければと。特に総務課長がそういう管理をして、やっぱり若い職員に夢と希望を与えるような人材をつくるようにお願いしたい。

時間が16分になりましたけれども、そんなに私は質問する内容はございませんが、最後、第6次総合振興計画について、村長からもこれも丁寧にありました。やはり我々はこういう村を、12被災市町村がありますけれども、いち早く飯舘村は頑張っ、何の原発の恩恵も受けないで、被害だけは相当の被害を受けたわけですから、そういう中では、村長もみずから飯舘村の顔になってPRしていただいている。やっていただいていると評価できますけれども、やはり中間報告だから、何でもかんでもよかろうという部分については、いかがなものか。部会の構成員の選定というのは、誰がどのようにして選定しているのか、参考程度にお願いします。

総務課長（高橋正文君） この第6次総合振興計画の策定委員とか、専門部会の委員の選定ということでございますが、これは庁内におきまして、各分野の代表の方であったり、一般の住民の方であったり、農業者であったり、商工会の代表の方であったりということでいろいろ案を示して、庁内でその案に基づいてさまざまな皆様の委員の構成を考えていただいて、庁内で調整して庁内で選定しているということでございます。

2番（長正利一君） そういう中で進んできているというのはわかりますけれども、やはり最終的にこの報告会をやるときには、そのまま修正なしで、修正なんていうのはこれは国では修正もありきかもしれませんけれども、飯舘にとってはやっぱり本当の真意を伝えるというのは、これは評価できますけれども、やはりその前に村長がお目通しの中で、束にしてそういう内容の検討は、多分幹部でやっていると思いますけれども、やはり飯舘の中で、までいという言葉は本当に浸透しています。そういう中で、みんながそうやって理解できるような文言であればそれは最高だと思いますけれども、この死にがいのあるというのは、20%そこらの帰村率で、高齢の方が帰村して、安心して最後がという意味はわかりますけれども、そういう表現については、ちょっとふさわしくないのではないか。ただ、この部分について、金の問題になりますけれども、この第6次総合振興計画の予算はどれくらいとっているんですか。

総務課長（高橋正文君） 策定の予算案につきましては、令和元年度につきましては約1,000万円、令和2年度につきましては1,500万円弱ほどの予算をとっております。令和2年度につきましては、製本までの予算でございます。

2番（長正利一君） 約2,500万円の金を投じて、飯舘村のこれからの行く末をつくっていただくと。我々もそれを理解しながら、やはり飯舘に戻っている住民を主役にして、これから戻ろうとか、環境を整えようとかのこのというのは、それは村民としての位置づけは同じでありますけれども、やはり現実的に戻って、これから千二、三百人の人口の中で、地域のコミュニティーづくりもこれからどうするのか、いろいろ課題は山積していますけれども、そういう多額なお金をかけてやって、第6次総合振興計画をつくっただけではやっぱりえらいことになりますので、やっぱり慎重に慎重を期してお願いしたい

など。余り難しい表現も、文言は、飯舘の方に失礼でございますけれども、余り通用しないかもしれませんので、誰が発言したどうのこうのというのは求めませんけれども、ある程度そんなことで、文言の選定については、繰り返しになりますけれども、村長の回答にありましたとおり、理解しますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

以上で私、質問の内容を終わりにするわけでございますけれども、冒頭に申し上げましたコロナウイルスの対策については、やはり役場が一番多く出入りするし、出張なども頻繁に行くわけですから、村民に迷惑をかけないようにお願ひしたいなと思います。

提出した議案について、前向きな回答をいただきました。これからともに頑張ることを決意して、私の質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

議長（菅野新一君） 長正利一君の一般質問を終わります。これで本定例会の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

議長（菅野新一君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

ご苦労さまです。

(午前11時21分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年3月6日

飯 舘 村 議 会 議 長

菅 野 新 一

同 会議録署名議員

佐 藤 健 太

同 会議録署名議員

長 正 利 一

同 会議録署名議員

佐 藤 一 郎

令和2年3月17日

令和2年第2回飯舘村議会定例会会議録（第4号）

令和2年第2回飯館村議会定例会会議録（第4号）						
招集年月日	令和2年3月17日（火曜日）					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日 時及び宣告	開議	令和2年3月17日 午前10時00分				
	閉会	令和2年3月17日 午後 2時13分				
心（不心） 招議員及び並 出席議員並 びに欠席議 員 出席9名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不心招 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	佐藤健太	○	2	長正利一	○
	3	佐藤一郎	○	4	高橋孝雄	○
	5	高橋和幸	○	6	渡邊計	○
	7	佐藤八郎	○	8		
	9	相良弘	○	10	菅野新一	○
署名議員	4番 高橋孝雄		5番 高橋和幸		6番 渡邊計	
職務出席者	事務局長 但野正行		書記 高橋由香		書記 草野健太郎	
地方自治法 第121条の 規定によ り定め た者 の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	高橋正文	○	住民課長	石井秀徳	○
	健康福祉課長	細川亨	○	復興対策課長	村山宏行	○
	建設課長	高橋祐一	○	教育課長	三瓶真	○
	教育長	遠藤哲	○	代表監査委員	高橋賢治	○
	生涯学習課長	藤井一彦	○	農業委員会会長	菅野啓一	○
	農業委員会 事務局長	山田敬行	○	選挙管理委員会 委員長	伊東利	○
選挙管理委員会 書記	高橋正文	○				
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和2年3月17日（火）午前10時0分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 追加提出議案の提案理由の説明
- 日程第 3 議案第 6号 令和元年度飯舘村一般会計補正予算（第11号）
- 日程第 4 議案第 7号 令和元年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第 5 議案第 8号 令和元年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算（第8号）
- 日程第 6 議案第 9号 令和元年度飯舘村農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第 7 議案第10号 令和元年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第6号）
- 日程第 8 議案第11号 令和元年度飯舘村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第12号 令和2年度飯舘村一般会計予算
- 日程第10 議案第13号 令和2年度飯舘村国民健康保険特別会計予算
- 日程第11 議案第14号 令和2年度飯舘村簡易水道事業特別会計予算
- 日程第12 議案第15号 令和2年度飯舘村農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第13 議案第16号 令和2年度飯舘村介護保険特別会計予算
- 日程第14 議案第17号 令和2年度飯舘村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第15 議案第18号 飯舘村社会福祉法人経営安定化基金設置条例
- 日程第16 議案第19号 飯舘村立義務教育学校設置に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第17 議案第20号 飯舘村行政機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第18 議案第21号 飯舘村営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第22号 飯舘村使用料条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第23号 東日本大震災に伴う村税の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第24号 飯舘村税特別措置条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第25号 飯舘村介護福祉条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第26号 飯舘村統合診療所いたてクリニックの指定管理者の指定について
- 日程第24 議案第27号 メモリアルホールいたての指定管理者の指定について
- 日程第25 議案第28号 佐須辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第26 議案第29号 比曾・岩部辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第27 議案第30号 被災地域農業復興総合支援事業基幹事業 農業用施設等整備工事（伊丹沢西エリア肉用牛用施設）請負契約について
- 日程第28 議案第31号 被災地域農業復興総合支援事業基幹事業 農業用施設等整備工事（伊丹沢南エリア肉用牛用施設）請負契約について
- 日程第29 議案第32号 飯舘村ライスセンター新築工事請負契約について
- 日程第30 議案第33号 令和元年度 災第910号 小滝大倉線道路災害復旧工事請負契約について
- 日程第31 議案第34号 農業水利施設等保全再生事業 ため池放射性汚染物質拡散防止対

- 策工事（外内地区）請負契約の変更について
- 日程第 3 2 議案第 3 5 号 農業水利施設等保全再生事業 ため池放射性汚染物質拡散防止対策工事（入山田、山田地区）請負契約の変更について
- 日程第 3 3 議案第 3 6 号 被災地域農業復興総合支援事業効果促進事業 飯舘村ライスセンター等用地造成工事請負契約の変更について
- 日程第 3 4 議案第 3 7 号 災害関連農村生活環境施設復旧事業・福島再生加速化交付金事業 農業集落排水管路工事（草野第 1 地区・草野 1 期②）請負契約の変更について
- 日程第 3 5 議案第 3 8 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 3 6 議案第 3 9 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 3 7 閉会中の継続調査の件
- 日程第 3 8 閉会中の所管事務調査の件
- 日程第 3 9 議員派遣の件

会 議 の 経 過

◎開議の宣告

議長（菅野新一君） 本日の出席議員9名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

議長（菅野新一君） 本日の議事日程、村長提出の追加議案は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（但野正行君） 本日、村長から、その他案件6件、人事案件2件、計8件の追加議案が送付されております。

次に、予算審査特別委員長より令和2年度予算審査結果報告書がお手元に配付のとおり議長に報告されております。

次に、議会運営委員会が3月12日に本日の議事日程等議会運営協議のため開催されております。

次に、会期中の議長公務及び議員の派遣状況ですが、お手元に配付の報告書のとおりであります。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（菅野新一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、4番 高橋孝雄君、5番 高橋和幸君、6番 渡邊 計君を指名します。

◎日程第2、追加提出議案の提案理由の説明

議長（菅野新一君） 日程第2、追加提出議案の提案理由の説明を求めます。

村長（菅野典雄君） 本日追加いたしました議案につきましてご説明をさせていただきます。

3月9日に入札を執行し、飯舘村ライスセンター新築工事請負契約及び小滝大倉線道路災害復旧工事請負契約、また、従前より工事を進めてきたところであり、ため池放射性汚染物質拡散防止対策工事、外内地区でありますけれども、これの請負契約の変更などについて仮契約を結びましたので、その承認を求めるものでございます。

あわせて、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めるものであります。

それでは、提出いたしました議案についてご説明をいたします。

議案第32号は、飯舘村ライスセンター新築工事請負契約についてでございます。3月9日に7社による指名競争入札を行いました結果、仙建工業株式会社福島支店が落札をいたしましたので、その請負契約について議決を求めるものでございます。なお、契約金額は17億2,480万円でございます。

議案第33号は、令和元年度 災第910号 小滝大倉線道路災害復旧工事請負契約についてでございます。これも3月9日に7社による指名競争入札を行いました結果、後藤建

設工業株式会社が落札いたしましたので、その請負契約について皆さんに議決を求めるものでございます。なお、契約金額は8,712万円です。

議案第34号は、農業水利施設等保全再生事業 ため池放射性汚染物質拡散防止対策工事、外内地区であります。この請負契約の変更についてでございます。6月18日付で株式会社小野中村と工事請負契約を結んで工事を進めてまいりましたが、現場精査の結果、底質除去、底のほうですね、底の除去などの変更により、当初の工事請負金額から2,767万4,900円減額する請負契約の変更について、議決を求めるものでございます。なお、変更後の金額であります。1億4,820万9,600円でございます。

議案第35号は、農業水利施設等保全再生事業 ため池放射性汚染物質拡散防止対策工事、入山田・山田地区であります。この請負契約の変更についてでございます。5月30日付で滝建設工業株式会社と工事請負契約を結び工事を進めてまいりましたが、現場精査の結果、この底質除去等の変更により、当初の工事請負金額から306万6,800円を減額する請負契約の変更について、議決を求めるものでございます。なお、変更後の契約金額は9,004万2,700円でございます。

議案第36号は、被災地域農業復興総合支援事業効果促進事業 飯舘村ライスセンター等用地造成工事請負契約の変更についてでございます。9月17日付で仙建工業株式会社福島支店と工事請負契約を結び工事を進めてまいりましたが、現場精査の結果、土砂運搬距離等の変更により、当初の請負金額から12万3,200円減額する請負契約の変更について、議決を求めるものでございます。なお、変更後の契約金額は9,667万6,800円でございます。

議案第37号は、災害関連農村生活環境施設復旧事業・福島再生加速化交付金事業農業集落排水管路工事、草野第1地区、草野1期の2番目ということでございます。この請負契約の変更についてでございます。5月30日付で荏原実業株式会社東北営業所と工事請負契約を結んでおりましたが、工事を進めてきた結果、現場精査の結果、水かえ工等の変更により、当初の工事請負金額に851万5,100円を増額する請負契約の変更について、議決を求めるものでございます。なお、変更後の契約金額は1億7,889万9,600円でございます。

議案第38号は、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございます。これは、小宮字沼平7番地2の渡邊守男さんを固定資産評価審査委員会委員に任命したいので、その同意を求めるものでございます。

議案第39号は、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意をこれも求めるものでございます。八木沢字下八木沢128番地の山田よし子さんを固定資産評価審査委員会委員に任命したいので、同意を求めるものでございます。

以上が、本日提出いたしました追加議案の概要でございます。どうぞよろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 暫時休憩します。

（午前10時10分）

◎再開の宣告

議長（菅野新一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前10時30分）

◎日程第3、議案第6号 令和元年度飯舘村一般会計補正予算（第11号）

議長（菅野新一君） 日程第3、議案第6号令和元年度飯舘村一般会計補正予算（第11号）を議題とします。

これから質疑を行います。

7番（佐藤八郎君） まず、41ページに上げられている庁舎警備業務。3人体制でやるということですが、時間的にはどういう流れになるのか。

あとは、次の43ページの深谷復興拠点備品ブロンズ像のところ、減になった理由は、場所的にやるところがないのかどうしたのか。大分議論された問題なので、再度伺っておきます。

45ページの防犯巡回パトロール業務。これ、今回マイナスということで、このやっていた役割にかわる体制というのはどういうふうになりながら帰村した住民を守る形をとるのか。

あとは、65ページにおける草野、関沢、宮内、白石の来年度以降という話でしたけれども、これで全体の何%ぐらいになって、計画としてね。これまでのやった実態というのか、これは単なる修繕なのか。外内みたいに今回提案された放射能除去まで含んだものだったのか。もしそうであれば、データなんかあるのかどうか伺っておきます。

総務課長（高橋正文君） まず、1点目の庁舎警備業務1,211万3,000円の件でございますが、これはさきにも話しましたとおり、警備保障会社から3人の宿直員と日直をお願いするということでございます。時間については、平日の宿直については5時15分から8時半まででございます。あと、休みの日の日直の補助ということでは、8時30分から5時15分まで、日中1名の方にいてもらうということになっております。

続いて、ブロンズ像でございますが、当初ベースで3,000万円予算をとってございましたが、議会の皆さんとも協議させていただきまして1基のみ設置するということで、今回1,350万円の減でございます。場所については、までき館の裏側に設置を予定してございます。

住民課長（石井秀徳君） 私からは、45ページ、委託料であります防犯巡回パトロール業務の減についてであります。4,383万円の減につきましては、請け差ということでの整理をさせていただいております。ご質問にあります体制の来年度の部分でございますが、こちらにつきましては、村に設置してあります防犯指導隊、各行政区から指導隊を選出させていただいております。それから、交通安全関係の機関、それから警察、駐在所はもちろんであります。そういった機関が一体となって、この巡回等々しながら防犯に当たるというふうに考えているところであります。

以上です。

建設課長（高橋祐一君） 65ページの委託料、工事請負費関係のご質問かと思われませんが、先ほどありました草野、関沢、宮内、白石の部分が少なくなって減額になったということ

ろで、その分の今までの実際の実績関係ということでありませけれども、この委託料工事請負費の中には、ため池関係の放射線対策と、あとは営農再開整備施設の土砂上げと、あと基盤整備促進事業の用排水路の整備、あと暗渠排水の整備という項目が全て含まれております。まず、一番最初に始まりましたのが営農計画を立てて整備計画を立てるということで、営農再開の水利施設で土砂上げを始めるところでありますけれども、土砂上げに関しましては、ある程度、約5割近い進捗率かなと思っております。ただ、その先の基盤整備促進事業の水路の整備、暗渠排水の整備につきましては、先ほど言った4行政区、また蕨平、八木沢等もまだ全体の計画を立てていないということで、本当に2割ぐらいの進捗状況かなと思っております。ただ、現在も水路の整備を進めているわけでありませけれども、そのほかに暗渠排水、田んぼの暗渠排水工事がこれからふえてくるという形になっております。

あともう一つ、放射線に関してのご質問でありませましたが、放射線に関係してくるのは、ため池の放射線対策工事という部分の工事になっております。それらについては、ため池の調査をしまして、8,000ベクレル以上の放射性廃棄物については除去するという事業になっておりませ、それについては調査のとおり進めているところでありませけれども、ただ現場と設計の段階での差が多少ありますものですから、そういうところ変更をしながら進めていくという状況になっております。

7番（佐藤八郎君） ブロンズ像、議会と協議して1基になったという、議長さんと協議したんですか。

村長（菅野典雄君） 昨年の新年度の予算委員会の否決、本会議の可決と、いろいろなことがありましたので、ちょっとは違うんですが、同じものが2つということだったものから1つにさせていただいたと。協議というよりは、村のほうで皆さん方のお話を総合的に判断して1つにさせていただいたということでございます。

6番（渡邊 計君） 29ページに、スクールバスの売り払い収入、これ2台で471万6,000円とありますけれども、これらの業者は何人ぐらい集まって、この2台は同じ業者なのか別な業者なのか。それぞれ幾らで売れたのかということと、これらの入札を行う場合に、そういう業者への周知はどのような方法で行ったのかお伺いします。

総務課長（高橋正文君） スクールバス売り払い収入ということで、471万6,000円でございます。業者については、札を入れたのは5社でございます。あとこれ、スクールバス2台とワゴン車が1台入っております。ワゴン車が3万円。あとは、ちょっと内訳は手元にございませませんが、この3万円以外は大型のスクールバス2台でございます。

業者への周知でございますが、公告というのをやっております。ホームページには載せておりませませんが。あとは、以前入札の実績のある業者に声をかけるということでございませ。公告をして、あとは実績のある業者に通知をするということでございませ。

6番（渡邊 計君） 大型バスのは、後で書類でも出していただきたいと。

それで、要は業者への周知ということで公告を行ったと、あとは前回の業者に連絡をしたということですが、地元の自動車整備会社からは、なぜ我々に入れてくれないんだと、なぜ我々に声がかからないんだと。大きい業者だけしか使わないのかという声が入って

いるわけなんです、公報ですか、それはどんな形で連絡というか、誰でもわかるようにしてあったんでしょうか。

総務課長（高橋正文君） 公告でございますので、通常に掲示板に掲示して公告をいたしておりますが。

地元の業者ということでございますが、なかなか地元の業者さんでこの買い取りを主にやっているという業者さんがございませんけれども、今後、そういう意向があるとすれば、地元の業者さんにもご案内を差し上げたいと思います。

6番（渡邊 計君） これ、実際に地元の業者から言われたので、今後はやっぱり地元の業者にもとにかく声をかけると、そういうことをしてもらわないと村外だけなのかということをおっしゃいますので。

あと、先ほど5社と言いましたが、この5社はどこかわかりますか。

総務課長（高橋正文君） ちょっと手元にはございませんが、村内の業者はございません。村外の県内の業者と、あとは首都圏から2社ほど入っていたと思います。落札したのは、首都圏からいらした業者さんが2台とも落札したということでございます。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4、議案第7号 令和元年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

議長（菅野新一君） 日程第4、議案第7号令和元年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5、議案第8号 令和元年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算（第8号）

議長（菅野新一君） 日程第5、議案第8号令和元年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算（第8号）を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6、議案第9号 令和元年度飯館村農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）

議長（菅野新一君） 日程第6、議案第9号令和元年度飯館村農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7、議案第10号 令和元年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第6号）

議長（菅野新一君） 日程第7、議案第10号令和元年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第6号）を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8、議案第11号 令和元年度飯舘村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

議長(菅野新一君) 日程第8、議案第11号令和元年度飯舘村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9、議案第12号 令和2年度飯舘村一般会計予算

日程第10、議案第13号 令和2年度飯舘村国民健康保険特別会計予算

日程第11、議案第14号 令和2年度飯舘村簡易水道事業特別会計予算

日程第12、議案第15号 令和2年度飯舘村農業集落排水事業特別会計予算

日程第13、議案第16号 令和2年度飯舘村介護保険特別会計予算

日程第14、議案第17号 令和2年度飯舘村後期高齢者医療特別会計予算

議長(菅野新一君) 予算審査特別委員会に付託しておきました日程第9、議案第12号令和2年度飯舘村一般会計予算について、日程第10、議案第13号令和2年度飯舘村国民健康保険特別会計予算について、日程第11、議案第14号令和2年度飯舘村簡易水道事業特別会計予算について、日程第12、議案第15号令和2年度飯舘村農業集落排水事業特別会計予算について、日程第13、議案第16号令和2年度飯舘村介護保険特別会計予算について、日程第14、議案第17号令和2年度飯舘村後期高齢者医療特別会計予算についてを一括議題とします。

審査の結果については、委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長(相良 弘君) おはようございます。

ただいま議題となりました予算審査特別委員会に付託されました議案第12号から議案第17号の令和2年度飯舘村一般会計予算外5つの特別会計予算、計6議案について、提出された予算書等に基づき、3月10日から12日の3日間にわたり慎重に審査をいたしました。その経過と結果について報告いたします。

審査の経過は、初めに各担当課長等より事務、事業及び予算の内容についてそれぞれ詳細説明を受けました。その後、令和2年度各会計の予算書並びに説明書、予算説明資料、一般会計、特別会計当初予算の概要書等の資料をもとに事業計画執行に対する基本方針等について、村長初め各担当課長等にたどしました。

審査の案件は、原発事故によって、全村避難から9年が経過し、一部を除き避難指示解除となって3年目の状況下にあつて、1つにはいまだ避難状況が続く村民福祉向上のための事業内容であるか、2つには村に安心して戻り安全・安心な生活環境が確保できるような事業内容であるか、3つには村民一人一人に寄り添った事業として計画されているか等について審査を行いました。

質疑では、生活の安全・安心を担保するための復興事業のスピードと効果、放射線対策、防災対策など、多くの事業内容についての質疑と確認がなされました。

結論として、各会計ともに村民が安全で安心な村民生活が営めるよう、村内環境の整備のための数多くの事業が、予算執行段階において、より村民一人一人に寄り添った丁寧な事業を実施されるよう望むものであり、今後の村政運営に期待するものであります。

以上、審査の経過を踏まえ採決を行った結果、議案第12号令和2年度飯舘村一般会計予算、議案第13号令和2年度飯舘村国民健康保険特別会計予算、議案第14号令和2年度飯舘村簡易水道事業特別会計予算、議案第15号令和2年度飯舘村農業集落排水事業特別会計予算、議案第16号令和2年度飯舘村介護保険特別会計予算、議案第17号令和2年度飯舘村後期高齢者医療特別会計予算の6議案について、本委員会では採決の結果、一般会計については賛成多数、他の5つの特別会計については全会一致で可決すべきものと決定したので、飯舘村議会会議規則第77条の規定によって、お手元に配付の報告書のとおり議長へ報告いたしました。

なお、委員会での審議の詳細につきましては、議長を除く全員で構成する委員会でありますので、後刻、会議録によりご確認くださいようお願い申し上げます、審査の経過と結果のみの報告といたします。

以上で、令和2年度飯舘村予算審査特別委員会の報告を終わります。

議長（菅野新一君） これから報告に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

委員長、自席にお戻りください。

これから議案第12号から議案第17号までの各議案に対する討論を行います。

7番（佐藤八郎君） 議案第12号令和2年度飯舘村一般会計予算について、反対の立場で発言をいたします。

この予算は、史上3番目の予算であり、私も予算委員会で村民の暮らし、帰村しての生活について、村民の声、願いを基本として26点について質疑をし、この予算がどれだけ村民のためになるか、意見、提案をいたしました。帰村した高齢者、帰村しない高齢者への差別。村内園、義務教育学校の子供と村外での子供への差別。中学校記念展示コーナーの絵画購入400万円の予算をとりながら、議会配信予算の150万円をとらないこと。

放射性物質（毒物）除染関係が軽減されていること。このたびの日本中、世界中で問題化されています。コロナウイルス対策での特に帰村されている方の買い物、病院がない村民のための緊急対策ができなく、帰村されている方々の自己責任としていることなどにより、村民が主人公に欠けている予算なので、私は反対するものであります。

議長（菅野新一君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで討論を終わります。

これから、議案第12号令和2年度飯館村一般会計予算について採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

議長（菅野新一君） 起立多数です。お座りください。

よって、本案は、委員長の報告どおりに可決されました。

これから、議案第13号令和2年度飯館村国民健康保険特別会計予算について採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第14号令和2年度飯館村簡易水道事業特別会計予算について採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしを認めます。

よって、本案は、委員長の報告どおりに可決されました。

これから、議案第15号令和2年度飯館村農業集落排水事業特別会計予算について採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長の報告どおりに可決されました。

これから、議案第16号令和2年度飯館村介護保険特別会計予算について採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

いのかなと、入所者をです。さらに、人員の確保ができれば、マックスで75人ぐらいの入所が可能ではないかという状況になっております。それで、人材の確保と表裏一体になっているわけですが、なかなか人材もそう簡単に集まるということではないんですが、今1人、2人ということで、少しずついいたてホームのほうでも努力しながら確保しているようでございますので、今後も継続して優秀な人材をできるだけ確保できるように努めていくというのが今の人材確保の状況でございます。

今幾らあるのかということですが、今、私、この金額の資料を持っていませんが、大体は毎年1億5,000万円程度赤字、収支状況ですがね。赤字になっている状況で、それが6年ということになりますと、8億円、9億円ぐらいの今の積立分があるのかなと思っていますが、詳しい資料ではないので定かではありませんが、今のその毎年の状況でいけば、1億五、六千万円の赤字が経常的に続くということになれば、8億円程度の積み立てがあるのではないかと思います。

最後に、東電の賠償。相当の因果関係というのは当然あるわけですよ。でも、それが交渉あるいは請求をして、素直にその金額がいただけるという環境にないこともおわかりのとおりです。請求は、今の因果関係ということもありますが、請求して必ず賠償が受けられるということでもありませんが、これからも粘り強くいいたて福祉会として請求はしていかなければならないのかなと思っています。

それと、補足しますと、この基金の積み立ては、必ず使うことを目的というよりは、いわゆる破綻したときの担保というんですかね。今すぐ使うということではありません。ですので、7年程度は今のいいたて福祉会の財源の中で何とかしのいでいけるということになりますので、将来の7年後ぐらいに来ると想定されるものへ、ある程度、1回に一般会計から予算を支出できませんので、毎年二、三千万円ぐらいの積み立てをしながら、資金が枯渇したときに対応できるようにしていかなければということでの基金の設置条例なので、ご理解いただければと思います。

6番（渡邊 計君） いろいろお答えいただきましたが、東京電力への請求は福祉会のほうでやっていくと。でも、私は、村としてどういうふうな話し合いをしているのか。我々議員も東電に今年行って、去年も行きましたし、その前も行って、同じことを言ってきました。人材をよこしてくれ、それから賠償を継続してくれと。これ相当な因果関係ってはっきりしているんですよ。この事故によってみんな村外に行って、それでやめていった人。そして、今年も2人か3人、定年迎えて退職するらしいですけども、今再雇用をお願いしているという中で、これまでの賠償によって20億円ぐらいの賠償はいただいたと。ただし、今経営、いろんな改善をして、それでも年に1億7,000万円ぐらいかかるだろうという話は伺っております。その中で、この積み立てが年3,000万円ずつ積み立てして、今副村長から話された6年から7年というと、2億円ぐらいしかたまらない。そうすると、年間1億7,000万円ぐらい、改善すれば1億5,000万円まで下がるか。そうすると、それ以降2年しかもたなくなっちゃうんですよ。その中で、今副村長より破綻したときのためというお答えでしたが、条例制定理由の中では法人経営の安定化を図るためと言っているんですよ。なぜ破綻したときのためなんですか。おかしくないですか。

副村長（門馬伸市君） 破綻という言葉は表現が正しくはなかったかもしれませんが、経営安定化のために、毎年、今の状況下の中で補填をするということは、本来のいいたて福祉会としての経営の中で、補助金ありきの中で経営をしていくということは、決して福祉会にとってもいいことではないと思います。努力は多分毎年していくと思いますが、その経営の中に、毎年村からある程度のお金を入れて経営をしていくということは、これ村民も多分許さないと思います。ですので、ある程度は自助努力をしながらできるだけ経営破綻をしないようにしていくのはもちろんですが、今のままでとベットの数ぐらいの人材は到底、七、八年たつてどれだけ人材が来るかというのがありますが、その状況の中ではなかなか難しいということです。今は財がある程度あるわけですが、それは。それを充てながら、一方では経営努力をしながら、できるだけ村からの支援が少なくできるような体制でもっていくというのが、企業、一部の社会福祉法人ですが、法人としてはやっぱりそういう努力も必要だと思いますし、決して努力しないわけではなくて、今もやっています。確かに、今の状況ですと1億5,000万円ぐらいの赤字ですから、10年積み立てても3億円です。ですから、2年も使えばなくなる話ですが、そうではなくて、その積み立てをしたお金をできるだけ少なくできるような体制を、あと6年ぐらいあるわけですから、その中で自助努力をしながら、村も支援をしながら、そういう人材の確保とか、そういうのも含めてやっていくことだと思います。

東電の賠償なんですけど、いいたてホームに対する賠償というのは表立ってはやっていませんが、人材の確保は毎回出しています。いいたてホームの人材確保についての要望は、国にも出しています。あと、賠償全体としては、福島県に、東京電力のほうの損害賠償対策協議会という組織が県知事がトップになって、あらゆる団体が入ってやっています。その中には、町村会、市長会、あらゆる団体と自治体の団体も入っています。それは毎年3回ぐらい東京電力と国に賠償の要望書を出しています。ですので、決して村独自でやっていないということではなくて、県全体として東電に対する賠償については、東電だけでなく国にも求めていますから、なお人材確保については引き続き要請をしまいたいと思います。

6番（渡邊 計君） これは、人材不足から入居者が減る。それが赤字につながる。そして、これまで前年度まではその赤字も東京電力が補填してきたと。しかし、今年度より、その相当な因果関係が明らかにならない場合は東京電力は払わないと言っているわけですが、これ、原発事故が要因でこういう状況になったのは、明らかなんでありませう。それで、前年度までどおり東京電力がきっちり赤字補填をして、前の全床で120人、そういう状況になるまで東京電力に責任を持たせる。それが当たり前であり、それがきっちり話をして確保されれば、こういう基金は積み立てなくてもいい話じゃないんでしょうか。積立金は本当に2年ぐらいしかもたない、それはちょっと。本当に積み立てるんなら、30億円ぐらい積み立てなかったらどうにもなくなるんじゃないですか、あの施設は。

副村長（門馬伸市君） 賠償は相手があります。農業にしても商工業者も同じですが、相手があって、交渉事ですので認められる部分と認められない部分もあって、最終的には、今ADRなんか切られて訴訟まで行っている部分がかかなり多くなってきていますから、

相手があることですので、要望、請求はしても、震災前の収入をずっと影響があるんだということで賠償が受けられるという保証はありません。ですので、暫定的に賠償は、この原発の事故だということで一定の金額は、いいたてホームのほうでは賠償を受けているんですね。その受けている積立金を今取り崩しをしながら対応をしているということなので、もちろん請求しないということではありませんので、請求は継続しながらも、一方ではそういう努力をして、少しでも村の税金の支出を少なくできればいいのかなということですから。今年度から、支援をするお金を一般会計より村から出すということではなくて、6年から7年ぐらいは今の状況だと、今の基金、積み立てしているいいたてホームのほうでありますので、それをできるだけ毎年少なくしていく努力をしていって、入所者をふやしながら、改革、改善をしていくことだと思います。決して請求しないということではありませんので、ご理解いただきたいと思います。

議長（菅野新一君） 渡邊 計君、3回目ですから終わってください。

6番（渡邊 計君） 議長、これ大事な話なんで、議長のお許しがあれば何回やってもいいということはきっちり書いてあるんです。法律で決まっているんです。

議長（菅野新一君） 同じ質問に対しては、3回目で終わってください。

6番（渡邊 計君） こんな大事なことを3回で終われって、そんな議長ありますか。どこにあるんですか、そんな。これ、本当に大事な話ですよ。それをたった3回の質問で終われ。そんな、村民にどう説明するんですか。

議長（菅野新一君） 申し合わせ事項で決まっていますから、それは議員として守ってください。

6番（渡邊 計君） 申し合わせ事項の前に、議員必携の中に、議長の許しがあれば必要な事項であれば何回でも質問できると書いてあるんです。申し合わせ事項の前にこれがあるんですよ。それを無視するんですか。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ございますか。

6番（渡邊 計君） 議長、教えてください。これを無視するんですか。これにきちんと書いてあるんです。

議長（菅野新一君） それ以上の答弁はできないと思います。終わってくださいと言ったときに、終わってください。

6番（渡邊 計君） こういう大事なことをたった3回で終わらせろなんて、徹底的にやらなきゃならない話ですよ。議長、無視するんですね。わかりました。無視ですね。

3番（佐藤一郎君） 今ほど、渡邊議員からいろいろと質問がありました。そしてまた、副村長から答弁がございました。これ、お互いちょっと議論が長くなるのかなと思いますが、私からは、やっぱりいいたてホームの再建計画をつくって示すべきだと思います。そしてまた人材の確保の面についても、やっぱり何らかの計画、長期計画なり短期計画なりつくって、議会に示すべきだと思います。そしてまた、毎年赤字なわけですから、議会にも報告を、この老人ホームですか、そこに報告を1年に1回はすべきだと思いますが、そこについて伺います。

村長（菅野典雄君） まず、立場上、理事長をさせていただいていますが、特別養護老人ホー

ム、この原発によって経営が悪化したということは、もう間違いのない事実であります。つまりある程度のキャパがないと経営が成り立たないということで、飯舘村で平成9年にスタートしてから、何回か補助事業やあるいはほかの枠をとりながら3回ぐらいの増設をして、今ショートステイも入れて130人、そして大体100人近くの雇用でやってきたわけでありまして。ほとんどが村民の方の雇用だったわけですが、ご存じのように震災になって大方の介護人の方がやめていったために、それができなくなってしまったと。ただ、幸いに維持だけは国のほうと交渉をして、いわゆる介護人は避難をした中で通っていただく。それから、入居者はそのままです。ほかの自治体の入居の特別養護老人ホームは、みんな移っています。移らないできたというところで、かなり入居の家族からは喜ばれてきていると。でも、現実には経営がだんだんと、いわゆる介護料から入ってくる金額が少なくなるということでありまして。

先ほど渡邊議員からもお話がありましたように、村としてどうなんだということでありましてけれども、当時、まさに村のことも大きな課題でありましたけれども、特別養護老人ホームのほうが喫緊の課題だったわけでありまして。東京電力と何ほど交渉したかわかりません。その結果、特別という感じの賠償をもらったというのが今何とか維持していると、こういうことでありまして。それはどういうことかといいますと、いわゆる施設が空室になってしまった。入居者がいないということで建物が使えなくなったということで、建物の賠償という特例中の特例を東京電力から引き出しています。それがある程度の金額をもらったということでありましてから、これはまさか村としてはそれほど来るとは思わなかったんですが、一つのこれからの維持財源にということで、丁寧に使わせていただいたところでありまして。

それからもう一つ、内部のやっぱり改革をして議会に提示すべきではないかと、全くそのとおりでありますから、決して何もやっていないわけではありませぬので、その提示をまとめていつか出ささせていただきたいと思っておりますが、なかなかほかの計画と違って、あくまでも介護人の確保ということでございますから。前はほとんど村民の方たちが、村の中で仕事ができればとか、場合によってはいずれ自分たちのことだからと、こういうことだったんですが、今は全く村から村民が離れてしまっている現状の中で、ぜひお願いしますという話は、お知らせ版を見ていただければわかるように、もう毎回やっているところではあります。なかなかやっぱり集まらない。お金があればとか、何かやればとかという話ではない中で内部的な経営改善をやっていますので、それは後ほど、またまとめて出ささせていただきたいと思っています。ただ、少なくともどんどんと高齢化が進む中で、この飯舘村が今から20年以上前に、特別養護老人ホーム、村の中で必要ではないかという住民の声で建ち上げたところでありましてから、やはり維持はしていかなきゃならないなと思っています。今、副村長のほうから基金でやっていけばということなんですが、今お話がありましたように、基金で間に合う話ではないです。ただ、少なくとも村民あるいは村として議会として、特別養護老人ホームいいってホームの重要性をお互いにやっぱり認識をしていかないと、いずれ自分たちの番になったときに飯舘村のがなくなって、ほかの施設に頭を下げなければならないということになったんでは大

変ではないかという。先の先を見ながら、今から皆さんでやっぱりその辺の理解をしていただければありがたいなということでの今回の条例でありますので、何とぞご理解をいただければと思います。おっしゃるとおり改善策、十分ではないかもしれませんが、やっているというところだけは議会にご提示をさせていただきたいと思っています。

以上であります。

3番（佐藤一郎君） 今、村長から精いっぱいのご答弁いただきました。そういう中で、報告は年に1回ぐらいはしていただける。そして改善策も少しずつやっていく。私たちは、4月の初めに国のほうに、各省庁へ要望に行っていました。その際にも私どもは老人ホームの件についても強く、国会の時期でもありましたので、副大臣ですか、対応していただいたと思いますが、その中でも被災12市町村、介護についても、やっぱりこういう老人ホーム、私どもの村で経営していますので、そういうことで強く要望をしてまいりました。やっぱり村も何回も国にも強く要望して、それなりの支援をいただけるように、いただけるかどうかはわかりませんが、強く要望してまいりました。

そういう中で、福島県の予算であります、なかなか。国から来ているんですけども、いろんな方向の予算が。なかなか福島県は出してくれない、そういう傾向があるようです。それも、やっぱり国会議員の先生に上手に協力をいただきながらやっていけば何らかの方策が見えるのではないかと思いますので、村長に、大臣が地元選挙区から出ているので、ぜひとも頼りにしていただきながら要望をしていき、私どもも議会も要望してまいりますので、ぜひこの問題について解決できればなと思っていますので、それを期待して私の質問を終わります。

村長（菅野典雄君） やはり国も県も考えていますし、飯舘村に限らず、やっぱりこの福祉の問題は医療の問題とあわせて非常に重要な我々の住民の最前線でありますから、村もやっております。そういう中で、飯舘村は今130床、本来は120床ですけどもショートステイが10床ということで、それをスタートのときに結局あきましたので、今70床ということで申請しています。ということで70床にならないということで、今40床前後。そのところで、今、大体県のほうから、去年から6,000万円は入っています。ただ、少なくとも、それがいつまで続くという話でも全くないとは思いますが、やっぱり経営努力をしていくということではないと。いつまでも原発の原因が全てだよという話で、後で何かあったときに後の祭りにはならないようにしていかなければならないなと思っています。これからはしっかりと国のほうにも県のほうにも、私のところは医療はまあまあですけども、福祉のほうは住民の生活の喫緊の課題でありますので、これからはしっかりと要望をしていきたいと思っています。

1番（佐藤健太君） 私からも質問をさせてもらいたいと思います。この施設、特別養護老人ホームですけども、非常に重要な施設だということは恐らく誰しもが理解できるかなと思っていますが、この施設自体、公設民営という形での運営がなされているのかなと思うんですが、今回のこの議案が上がってくる以前に、先ほど一郎議員からもありましたけれども、経営改善策が示された上でこういった議論があるというのが普通当たり前

なんじゃないかなと思いますし、こういった改善策がないままこの文章だけ見ても、うんと言うことはなかなか難しいのかなという感じも受けます。

さらには、人材確保という部分で、この1法人の赤字補填というだけの基金では、やはり公平性に欠けるんじゃないかなという印象も受けます。この人材確保という観点であれば、この1企業だけではなくて、広く村内全域の企業のこういう人材の確保のための補助金をつくるための基金といったような、そういった意味合いの基金であればやぶさかでないのかもしれませんが、この1企業のためだけの基金という部分では、やはり不公平ではないかという印象を受けます。このタイミングでこれが必要だという明確な理由があれば、これも含めて答弁いただきたいと思います。

村長（菅野典雄君） 特別養護老人ホームを1企業と見るか、全くそうでないかというのは個人の見解ですが、私は、特別養護老人ホームは、物すごいいろいろないきさつの中で、これからやっぱり必要だろうということで、村がこれからの将来のためにほとんど手を出してつくった施設でありますので、それを1企業と同じなので、どっかの企業が経営がおかしくなったから、あるいは大変だから、それと同じように考えるという形は、村として、今のところ考えるという形はなかなか難しいんじゃないかと思っています。

ただ、いずれにしても、この原発によって非常に厳しい状況は、どんな企業であれ会社であれ厳しいわけでありますから、できるだけことはやっぱりやりながらということではありますが、ただ、人材の確保ということでは、それぞれの制度がある程度できつつある、満足ではありませんけれども。それをやっぱりお互いに利用したり、情報を共有していくということが大切だろうと思っていますが、それに限らず、この介護職というのはなかなか普通の人ができるということではございませんので、集まらないということにも理由があるのかなという気はしますが、その点、重要なことなので、内部でいろんな検討策なり計画を練っていますので、先ほどありましたように、こんな形で今までよりもこのような制度をつくらせていただいた。それによって、こんなことが起きているということがありますので、出していきたくと思います。本来はそれを出してこれを出すべきだったというのもまさに一理はあるなという気はしますが、何せ今コンサルに入っていていわゆる経営の改善の中間なものですから、なかなか確たる形にならなかった。ただ、会議だけはしょっちゅうやっておりまして、どうしたらこれから少しでもよくなるかという会議は、その都度その都度コンサルを入れながらやらせていただいているので、その辺の回数なり日数なりということももう一度精査をして議会のほうに提示はさせていただきたいと思っております。

1番（佐藤健太君） 今村長からの答弁がありました。何か村内の企業と比べるとこちらのほうが重要であるというような認識で、村内企業はさほど重要でないというような答弁にも聞こえないでもないですが、この企業という観点からいけば横並びということではないのかなと思うんですが、特別だというこの理由は何なんでしょうか。

村長（菅野典雄君） 個人の企業も大切です。しかし、このいいたて特別養護老人ホーム、福祉法人もまさに企業といえば企業かもしれませんが、少なくとも村が全精力を傾けて将来の村民のためにつくった施設と、それぞれが自分の生活の糧として、あるいは

村の中で生きていくためにということをつくった会社とは、基本的には違う。違うけれども、だからそちらが軽くてこちらが重いかというつもりは、全くございません。いずれもみんな必死になってやっけていただいていますから。そういう極端な話ではなくて物事をぜひ広い考え方の中で捉えていただければ、いいって福祉会がまさにこれからの村にとって非常に重要な施設だということがおわかりいただけるのではないかという気がします。だからといって、企業が大切じゃないという話は私からしたことはございませんので、ご理解いただきたいと思います。

1 番（佐藤健太君） 答弁にあったように、村が全精力を傾けてやっているというのであれば、もう少ししっかりした経営計画が出された上でこういった部分が出てくるということが当たり前なんじゃないかなと思いますので、ぜひその辺も含めて今後検討をお願いします。

5 番（高橋和幸君） 私からも議案第18号に関してのことなんですけれども、いろいろな質問、答弁をお聞きしておましてちょっと感じましたことが、まずは条例制定理由なんですけれども、中身には人材不足による入居者数の制限、人材確保の状況などによってと書いてあるんですけれども、最終的には経営安定化を図るということで、中身は人材のことをしゃべっているんですけれども、人材イコールお金であると、お金のほうに比重がいつてしまっているのではないかという捉え方もできる制定理由書になっておりますので、この文章、中身をもっと明確な理由、詳細に変えるべきであるということと。

自助努力でということで済まされておりますけれども、お話を聞く限りでは、明らかに破綻に向けて進んでいるのではないかと思われる点について、再度お伺いしたいということと。

先ほども渡邊議員からありましたけれども、破綻したときのためという言葉が正しくなかったとありますけれども、これは明らかに発言がおかしいので、まず、この発言の撤回を求めるとのことと。

東電に要望をしているとありましたが、佐藤議員からありましたように、我々議会議員も毎年のように行って、今年も東電のほうに人材確保は強く、きつく、しつこく要求しておりますけれども、東電の返答は、人材確保の支援はできないと断言しております。それに関して、今質問した何点かに関して答弁を求めます。

副村長（門馬伸市君） 私、最初に破綻の話をして、後で訂正をさせていただきましたが、破綻した後処理のために積み立てをするということではなくて、経営の安定を図るためにということです。その一方で、自助努力といいますか、経営的に改善、改革できるところは今やっています。一步ずつやっていますし、将来の破綻を見据えた経費では、これ、そんな経営ではあり得ないので、将来とも継続してやっていけるような持続可能ないいたてホームでなくてはならないというのが前提条件になると思います。いつの定例議会だったか、渡邊 計議員から、いいたてホームの経営支援をしていかないのだめになるんじゃないのという質問あって、その話を受けて、この経営安定化の基金のね。私も心配していましたから、この基金条例をいつ上げるかなというふうに思っていたんですが、やっぱりまだまだ大丈夫だではなくて、そういう情報の共有をしながら将来に向けてス

ターゲットする時期なのかなということ、この3月の定例議会に上げさせていただきます。先ほど撤回という言葉がありましたので、訂正は先ほどしましたが、改めて経営の破綻のためのというのは撤回させていただきます。

制定の理由がちょっとこの説明資料ではよく理解されないんじゃないのという話なので、これは附属資料という説明資料なので、中身をもう少し精査をして、本当に必要なんだなというような理由に変えたいと思います。

それから、人材イコール経営安定みたいな形になっているんじゃないのということなんです、一方ではそういう意味もあります、実際はやっぱり人材だけではないので、やはり経営安定というのはあらゆる分野があって経営が安定するわけですから、人だけ集めて安定するかというと、そうでもない。これはご質問のとおりだと思いますので、もう少し人材が来れば経営が必ず安定するというだけではないので、総合的な検討をしながらということだと思います。

村長（菅野典雄君） ちょっと補足させていただきます。今、大体40人から45人ぐらいの介護人で回していただいているところですが、改善は、かなり意識が変わってはきています。ただ、それ以上のきつい改善策を出しますと、かえって経営がおかしくなるということもご理解いただけたと思います。相手は人です。心を持った人でありますから、どういふふうになんて少しずつ、しかも、ある程度一方では急ぎながら、非常に難しい中を新しい施設長がしっかりと今やっていますので、もう少し長い目で見てくださいながら。その人材というのは、もう東電なりなんなりからは無理だということでもありますから、あとはもっと別な理由でもらうように要求するということと。あとはやっぱり人材ということになると、これは国、県のほうのスタイルだろうと思います。先ほども言いましたように、何とか今までそこに余り意を用いなかったところですが、去年から6,000万円が入って、多分3年ぐらいは続くんじゃないかなと。これでかなり経営が助かっているということですが、この間に、それが切れたときにしっかりとやっていくという形をとればいいんだろうと思いますが、何度も言いますように、非常に微妙です。給料を少し下げてくださいよとか。あるいは、こういう状況ですからそこはできませんよという話になると、どんどんと逆に深みに入るということもありますので、そこら辺、しっかりと考えながら一生懸命今やっているようでありますので、もう少し長い目で見いただければ助かるなと思っています。

以上であります。

5番（高橋和幸君） まずは、副村長から発言の撤回がありまして、それはきちんと評価をしたいと思います。

また、村長からも答弁ありましたけれども、自助努力を求めつつも、村からの支援は難しいということなんですけれども、これ、特別養護老人ホームというのは、村長が理事長ですよ。第一の責任者だと思いますので、もう少し重く受けとめていただきたいということと。

相手が人だからと言いましたけれども、我々議会議員も、村民から負託を受けていろんなことを慎重に議決しなければいけない心を持った同じ人であります、私たちも。それ

から考えますと、どうもこの制定理由にしても中身もちよっと不鮮明ですし、不安定要素もありますし、全体的に具体性に欠けていると思われまますので、私は、今回に関しては見直しを求める次第であります。

4番（高橋孝雄君） この問題については、本当に頭の痛いことばかりでございます。今年も上京して陳情に行ってまいりましたね。その前に、昨年、私は厚労省に行ったときに、介護現場が大変なことになっていると。そういう中ではやはり介護ロボットの開発とにかく全力を尽くしたらどうだということで、今年行ったとき、その介護ロボットの進捗率が出てきました。先行き暗い話ではないと思います。3年後以内には実用可能だという話を聞いて安心しましたので、それまでみんなで持てる知恵を出し合ってこのホームを何とか維持していかなくやならないと、このように考えております。

そしてまた、特別委員会の中では、2日間、みんなでしっかりと審議をされたわけでございます。ご承知のように、世界的にこのコロナウイルスが猛威を振るう中で、日本の経済もかなり落ち込んでまいりました。今回出た予算の中においては、やはり国、県頼りの予算であります。これは早目に使わないと、恐らくこの予算はこのまま来ないと思います。ですから、村民のために速やかにこの予算を通して、そして事務を進めていただきたい、このように議運の委員長としてお願いするところでございます。

以上です。

7番（佐藤八郎君） 議運の委員長権限でお願いする場ではありませんので、そのことはお考えをいただきたい。

私は、この議案に対しては、今同僚議員からそれぞれ質問があった。ごもっともなご意見だというように思います。法人での議論等や経過は議会に示されないまま、議会からはもちろん理事や評議員も出されておりますけれども、議会全体のものになっていない中でのこの提案。この議会への事前の現況なり再建計画、東電や国の関係の賠償がどれだけ入って今後運営していくのか、この5年や10年の。これ、何できちんと出した中で提案しないのか、全く不思議な問題であります。

この福祉法人という大切な重要な世の中でもなかなか容易ではない経営体に、村長が兼職で理事長をやるということが私は問題だということで長年言っていますけれども、このことが原因でこの結果になるのではないかと。理事長と村長が同じだから、ここでこんな提案すれば議会では承認してくれるという、そういう軽々しい。一つの大きな企業、村にとって大事な企業であれば、菊池製作所にしろ、ハヤシ製作所にしろ、企業的には福祉法人なので、いろんな違いはあります。しかしながら、村民のお金である公費を入れることには違いありませんので、この議案は本当に私たち議会を軽視しているか、それとも提案理由として値しないものか、どちらかと私は思いますけれども、なぜこのような状況でよしとして提案したのか。理由を伺います。

村長（菅野典雄君） 何度も言いますように、まず、村内の企業はどこであれ、今回の社会福祉法人も、村の大切な話でありますから、企業とて企業支援事業なり、あるいは今国のほうからの復興事業なりなんなりをそれぞれ受けて、事務局を村のほうでやりながら応援はさせていただいていると、こういうことだけはご理解をいただきたいと思っています。

その中で、何度も今佐藤一郎議員からもありましたように、現状という認識は私らのほうはずっとこれしていたわけでありましてけれども、議会のほうから、渡邊議員からもあったということもあって、何せ皆さん方がやっぱり心配しているんだなということがあったので、このような形で出ささせていただいたということでもあります。もうちょっといろいろな時間的な経緯をとということもあったかもしれませんが、何せやっぱりコンサルを入れていただいて多くのことがわかってきた。そしてまた、職員も自覚をさせていただいているということでもありますので、ここでやはりただただあなたたちだけが責任を負うという話ではないですよということのために、このような形で出ささせていただいたということでもあります。

ただ、私も村長が理事長というのはいかかなものかというのではありませんけれども、いまだかつて一緒にやるべきではないんじゃないのという話は佐藤議員からは聞いたことが私はなかったんですが、少なくともこのスタートしたときのいきさつがずっとあって、村の重要な施設ということでその理事に選ばれ、その中で互選されてきたと思っておりますので、何らそこに固守して、あるいはその権限を行使するというところでやっているつもりは全くありませんので、ご理解をいただきたいと思えます。

7番（佐藤八郎君） 北原 昇議長時代から兼任はどうかという議論はたびたびあって、私も評議員として何回か述べていますけれども。述べていることを聞かない話はどうでもいいんですけどもね、きちんとそういう証人はされる方がおりますので。

ただ、今問題なのは、この事故当時に特別な賠償を東電は認めて、建物が使えなくなったとしての賠償をしたと。この状況の中で運営や維持管理していくための賠償というのは、どういうふうにいただいて、これ何年先までそういう約束ができていいのか。そういうことも含めて、議会にきちんとした議論や、この福祉法人の中での経営安定化を図る論議も、いつ提案されて、いつどのような経過をもって議論されて、村からこういう基金を設けてもらって維持運営していくということになっていくのか。その辺も明らかでないし、この議案は今回提案されるには不十分過ぎるというふうに私は思うんですけども、そうは思いませんか、執行者は。

村長（菅野典雄君） 今まではこの震災の中で村のところを皆さん方に心配させていただいて、いろいろ質問やなんかはいただいたところではありますが、この社会福祉法人のことについては、やっぱりこの村の震災の対応の中で忘れられてきた。その結果は、ごらんのとおり大変な状況になっているということが今いろんなところで表に出始めて、皆さん方からも心配していただいているわけでありまして、機としては、私はやっぱり熟しているなと思えます。今をおいて、なかなかないんじゃないかという気はします。ただ、やっぱり説明不足だったということは否めませんので、できるだけこれからその状況なりを先ほど質問をいただきましたように出していきたいと思っておりますので、ぜひこの機会に承認をいただければ、それにおごることなくしっかり経営をやっていきたいと思っております。

議長（菅野新一君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

6番（渡邊 計君） 今回の議案第18号、この条例制定に関して、基金をつくることには私は特別反対しません。ただし、今現在この上程、制定理由に関して、全然我々を納得させるものではありません。現在の財政状況やそういうものを把握し、今後の計画書、そういうものを出してきた時点でこの条例を出してきても、緊急の条例ではありません。今年年内いっぱい決めても間に合う条例なので、その辺は今後。ぜひここで採決をとる前に本当は撤回していただければありがたいんですが、そうもいかないとなれば、私は、今現在のこの状況、理由で、この議案に賛成することはできません。

以上です。

議長（菅野新一君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで討論を終わります。

これから本案について採決します。

この採決は起立によって行います。本案に原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（菅野新一君） 起立4名、同数です。

◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 喫飯のために休憩します。再開は13時10分といたします。

（午後0時01分）

◎再開の宣告

議長（菅野新一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後1時10分）

議長（菅野新一君） 議案第18号飯舘村社会福祉法人経営安定化基金設置条例については、起立採決の結果、賛否同数でしたので、この採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

議長（菅野新一君） ただいまの出席議員数は8人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に佐藤健太君、長正利一君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は無記名投票で行います。本案に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載を願います。

（投票用紙配付）

議長（菅野新一君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

議長(菅野新一君) ただいまから投票を行います。事務局長が氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

(事務局長の点呼により順次投票した)

議長(菅野新一君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

次に開票を行います。佐藤健太君、長正利一君、開票の立ち会いをお願いします。

(開 票)

議長(菅野新一君) 選挙の結果を報告します。

投票総数 8票

有効投票 8票

無効投票 0票

有効投票のうち

賛成 4票

反対 4票

以上のとおり、投票の結果、賛成、反対が同数です。

よって、地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本案に対して採決します。

議案第18号飯館村社会福祉法人経営安定化基金設置条例については、議長は可決と採決します。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開放)

◎日程第16、議案第19号 飯館村立義務教育学校設置に伴う関係条例の整備に関する条例

議長(菅野新一君) 日程第16、議案第19号飯館村立義務教育学校設置に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17、議案第20号 飯舘村行政機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例

議長（菅野新一君） 日程第17、議案第20号飯舘村行政機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18、議案第21号 飯舘村営住宅条例の一部を改正する条例

議長（菅野新一君） 日程第18、議案第21号飯舘村営住宅条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19、議案第22号 飯舘村使用料条例の一部を改正する条例

議長（菅野新一君） 日程第19、議案第22号飯舘村使用料条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第20、議案第23号 東日本大震災に伴う村税の減免に関する条例の一部を改正する条例

議長(菅野新一君) 日程第20、議案第23号東日本大震災に伴う村税の減免に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第21、議案第24号 飯館村税特別措置条例の一部を改正する条例

議長(菅野新一君) 日程第21、議案第24号飯館村税特別措置条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第22、議案第25号 飯館村介護福祉条例の一部を改正する条例

議長(菅野新一君) 日程第22、議案第25号飯館村介護福祉条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第23、議案第26号 飯舘村統合診療所いたてクリニックの指定管理者の指定について

議長（菅野新一君） 日程第23、議案第26号飯舘村統合診療所いたてクリニックの指定管理者の指定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

7番（佐藤八郎君） 指定管理者の指定なんですけれども、この受けた秀公会ではクリニックの薬局部門なんだろうけれども、時間的なり、1週間の営業といいますか、運営内容はどのようになっているんでしょうか。

健康福祉課長（細川 亨君） 時間は診療時間と全く同じでございまして、8時半から、分包機等の使用もございまして終わりの時間が定まっていないということです。終わるまでが就業時間になります。実際1週間での稼働日数は、火曜日と木曜日となっております。

以上であります。

7番（佐藤八郎君） では、診療の関係と全く同じ時間帯ということなんだろうかと。

健康福祉課長（細川 亨君） 院内処方時間帯は、診療時間とは異なりまして、院内処方終わるまでの時間、これはちょっと分包機とか結構使用頻度が高いものですから、遅くなるときは遅くなってしまいうということで、時間が何時と終わりの時間についてははっきり言えないという状況であります。

7番（佐藤八郎君） 今まで川俣町の薬局さんのご協力を得てやってきたことと、今度なることでの村民のこの考え方というか、通院の仕方といいますか、薬をもらう心構えといいますか、どんな流れになって皆さんが誤解されないできちんと運営なり対処されるのか。

健康福祉課長（細川 亨君） 今回、院内処方になることによって、かなりスピードアップが図られるということになります。今までは川俣町からいわゆる配達という形になっておりましたので、その時間帯がかなり省略されるということになります。

議長（菅野新一君） ほかに質疑はありませんか。

5番（高橋和幸君） 議案第26号に関してですけれども、飯舘村はこれまでもあづまさんにお世話になっておるのは、ご承知のとおりであります。現在、皆様も知ってのとおり、医療に限らず、福祉、介護においても人材不足が続いております。そのような中であって、飯舘村の医療体制を変えるというのは、これは非常に難しいことではありますけれども、

10年間指定管理者としての期間を継続するとしていますが、10年間としているこの根拠は为什么呢。

健康福祉課長（細川 亨君） 住んでいる住民への安定した薬の供給という部分に関しましては10年が最長ではないかという判断のもと、10年間の指定管理者期間にしているということでもあります。

5番（高橋和幸君） 安定した医療を村民に求めるには10年がという説明でしたけれども、ちょっと理解しがたいんですけども、それだけでは。もう少し詳細に教えてもらえないでしょうか。

副村長（門馬伸市君） 震災のちょうど1年前かな、オープンしたときに、指定管理として10年間指定をして、議会の承認をいただきました。1年後に震災ということになりましたが、私どもも相手方も短期間で指定管理というと、例えばですよ、3年して、次、更新しないと云われれば、またお医者さん探しをしなければならないと。いいたてクリニックができる前は診療所が2つありましたが、本当にお医者さん選びに苦労しました。ですので、できるだけ村民の、全てではありませんけれども、ある程度長期間、医療体制をとっていただかないと、無医村になったときにまたお医者さん探しで苦労すると。こういうことになりますので、周りの自治体でも来たはいいものの1年で帰ったとかというのがありますので。そういった意味では、今までも信頼関係はとってきておりますので、そういう長期間の村の医療を確保するためには最長だと思いますが、10年というのは村も安心できますし、村民もある程度、総合的な診療ではありませんけれども、ある意味では助かるのかなと、こんなふうに思って。一応短期間だと、いつまた退去といえますか、撤去されるかわからないというような心配もありまして、相手方も、秀公会さんのほうも大丈夫ですよと。10年というのは大丈夫ですよということで震災前もそういう形で指定管理の指定をさせていただきましたので、今回も同じ期間でぜひ医療を村のほうで守っていただければなと思っております。

5番（高橋和幸君） 先ほども述べましたように、今ある医療体制を変えるのは難しいということで、副村長からありましたとおり、これまでの10年間で飯舘村と秀公会で築けた信頼関係というものは、確かにかたく結ばれていると思われまます。しかしながら、今答弁にあったように、医療の中身、専門医が全部いるわけではありませんし、村民が今現在、この秀公会だけではなく、村外に通院している事例も多々ございますので、10年間指定管理ということで年間2,500万円、これ10年間、結構莫大なお金を支払うわけですから、村民に寄り添った医療体制を今後ますます充実して発展していけるように秀公会にも求めるように、行政のほうから強く言っていただけることを提言いたします。

副村長（門馬伸市君） ご質問ありましたように、どれだけやっただけかというのはお互いの協議だと思いますが、今の診療体制、火曜日と木曜日の午前中なんですけど、患者さんも避難指示解除になった当時は10人以下ぐらいが多かったんですけど、今は30人ぐらいになっているということなので、その辺も勘案しながら時間をもう少し延ばすとかね。あるいは、今ご質問にあったように、内科だけではないような、何かそういうのも取り入れていただければどうか協議してまいりたいと思います。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。
（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。
これから本案について採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第24、議案第27号 メモリアルホールいいたての指定管理者の指定について

議長（菅野新一君） 日程第24、議案第27号メモリアルホールいいたての指定管理者の指定について議題とします。
これから質疑を行います。
（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。
これから本案について採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第25、議案第28号 佐須辺地に係る総合整備計画の策定について

議長（菅野新一君） 日程第25、議案第28号佐須辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題とします。
これから質疑を行います。
（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。
これから本案について採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第26、議案第29号 比曾・岩部辺地に係る総合整備計画の策定について

議長（菅野新一君） 日程第26、議案第29号比曾・岩部辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり可決されました。

◎日程第27、議案第30号 被災地域農業復興総合支援事業基幹事業 農業用施設等整備工事（伊丹沢西エリア肉用牛用施設）請負契約について

議長（菅野新一君） 日程第27、議案第30号被災地域農業復興総合支援事業基幹事業 農業用施設等整備工事（伊丹沢西エリア肉用牛用施設）請負契約について議題とします。

これから質疑を行います。

6番（渡邊 計君） この議案第30号、そして議案第31号もそうですが、61%の落札率、それと議案第31号が81%。しかしながら、追加できよう出された議案第33号、議案第34号、これが99.6%というような、あとは98.8%ですか。何かこれまでの入札を見ますと、建築土木関係の会社が集まった入札というのは、ほとんどが98%、99%。しかし、それ以外の入札になると60%、70%と。今回この61%になった要因は、どのように捉えていらっしゃるんでしょう。

総務課長（高橋正文君） 入札の結果についてでございますが、以前にもお話ししておりますが、入札によって、工事によって、あとは工種によって落札率に幅があるということは、この結果によって出ているところでございます。ただ、今回は7社の指名競争入札で執行したということで、落札率が61%と81%と。これについても土木関係よりは低い率になっております。ただ、この土木等の工種が違いますので一概には言えませんが、結局のところはこの7社というところの競争原理が働いて、このような落札率の結果になったというような考えを持ってございます。

6番（渡邊 計君） こういう入札の落札率に関しまして、以前、同期である高野孝一議員が質問されたときに、副村長からは、国の補助事業であるので、できるだけ国からは残さず予算に近い額で入札を行っているんだという説明を伺いましたが、それから申しますと61%あるいは81%、かなり低いことになっているんですが、これは同じ国の補助事業ではないんですか。

総務課長（高橋正文君） 国の補助事業でございます。

6番（渡邊 計君） 以前から、こんな99%やそんな入札はないと大分疑われてきたわけですが、こんな99%なんていう入札は本当にあり得ないと、どこからか情報が漏れているんじゃないかと。そういう疑いも持たれますし、持ってきました。今後、これらに関してもっときっちり、情報は流していないとは思いますが、きちっとした入札をしていただきたいと思います。

以上。

副村長（門馬伸市君） 誤解されると困りますので、以前もこの件についてご質問をいただいたときに、国土交通省から通達があって、予定価格を設計額から理由、根拠なくして予定価格を設定してはならないというのが来ています。それに基づいて予定価格はつくっておりますが、入札となればこれは競争原理ですから、そのまま余り違わないで入れるときもありますし、今回のように、これはハウスになるのかな、農業用施設みたいなものは、ある程度建築とか土木とは異なっております、多分かなりの競争率がここで出たのかなと思います。普通の建築と土木、今まで、多分そんなに90%を割った形で落札というのはなかったのかなと思います、その通達が来てからですよ。ですから、こっちで情報を漏らしてぎりぎりなんていうのは全くありませんので、それはご理解願えればと思います。

議長（菅野新一君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第28、議案第31号 被災地域農業復興総合支援事業基幹事業 農業用施設等整備工事
（伊丹沢南エリア肉用牛用施設）請負契約について

議長（菅野新一君） 日程第28、議案第31号被災地域農業復興総合支援事業基幹事業 農業用施設等整備工事（伊丹沢南エリア肉用牛用施設）請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第29、議案第32号 飯舘村ライスセンター新築工事請負契約について

議長(菅野新一君) 日程第29、議案第32号飯舘村ライスセンター新築工事請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第30、議案第33号 令和元年度 災第910号 小滝大倉線道路災害復旧工事請負契約について

議長(菅野新一君) 日程第30、議案第33号令和元年度 災第910号 小滝大倉線道路災害復旧工事請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第31、議案第34号 農業水利施設等保全再生事業 ため池放射性汚染物質拡散防止対策工事(外内地区) 請負契約の変更について

議長(菅野新一君) 日程第31、議案第34号農業水利施設等保全再生事業 ため池放射性汚染物質拡散防止対策工事(外内地区) 請負契約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

6番（渡邊 計君） 先ほどの説明で、精査の結果941袋が減ったので、その分、金額が変わったということですが、この941袋減ったということは施工方法が変わったのか、あるいはまたほかの理由があるのか。どういう理由で941袋減ったんでしょう。

建設課長（高橋祐一君） 数字の減少ということではありますが、当初5,141袋ということで、これはある程度、何点か測定をして、エリアを決めて、厚さを決めて、土量を出しております。実際、工事の現場を始めますと、現場をその都度はかりまして、採取して8,000ベクレル以上のものと違うもの、ふるい分けしてやっているものですから、当初の例えば8,000ベクレル以上あったというふうに測定されたところについては、実際に測定すれば8,000ベクレルなかったということで、ある程度エリアで測定しているものですから、部分部分の細かい数字は現場ではかるといって、この差が出ております。

6番（渡邊 計君） 作業の途中ではかったということですが、これはどういう形。ユンボみたいなのですくっているのか。どんな施工の形で土をとっているのかちょっとわかりませんが、その上で検査方法も、そのすくった土をはかっているのか。すくう以前にパイプを入れて、抜いて、それで、はかっているのか。その辺はどの作業の時点でどんな方法で計測しているんでしょう。

建設課長（高橋祐一君） この業務に関しましては、監理業務ということで専門の土地連のほうに委託をしながらやっております。その監理業務の中で、立ち会いをして、現場でその採取をして測定するという方法でやっております。採取については、人がその現場に行き、その場所のものを採取してやっております。掘削については、全体の大きな掘削については機械で行う。ただ、検査の媒体をとるには、人が行ってやっているという状況になっています。

6番（渡邊 計君） ちょっと説明、私の質問が悪いのかどうなのか。これ、ユンボなりで掘削してやっていたら、攪拌されるのと同じでまざっちゃうので、線量が下がるのは目に見えているわけで、要は掘削の途中でパイプを刺して、それでパイプの5センチごととか、そういうはかり方をしているのか。あくまでとったパイプに入った土をそのまま出して、攪拌しちゃえば線量が下がるのは目に見えているわけですから、そうすればとる土の量も少なくなってくるのは当たり前のことなんですが、その辺の掘削の方法。それから、土を採取して計測する方法。それについて、もう少し細かく説明願います。

建設課長（高橋祐一君） まず、線量をはかる上で、まず工事をする前に、その現場の表面の土なりを10センチなり30センチの単位で採取をして、それをはかると。それが8,000ベクレル以上であれば、それを今度、機械で、その厚さでエリアを決めて、掘削して、処分すると。それをとった後に、またそこを線量をはかる。工事切り取り前の土を採取して、それで線量があるかどうかの確認をしながら、少しずつ掘削をしていくという方法でやっております。

議長（菅野新一君） ほかに質疑はありませんか。

7番（佐藤八郎君） 前に説明があったのかどうかちょっと覚えがないので確認しますが、全体にため池があって、エリアを決めて、今言われると、エリアに最初は10センチ

から30センチとかとってはかって、そこで8,000ベクレルを超えたときは、もっと10センチぐらいではかって8,000ベクレルを出ないようにして。すると、例えば10から30センチとったとして、8,000ベクレル出た場合は、次にはかるときに同じエリアで10センチにして、下の高い部分はそのまますくということなのか。全体としてエリアの数値でやった結果のエリアの数値というものがどうなってきた、全体としてどの部分がとらなくていい941袋に値したのかわかりませんが。この全体として、我々素人、村民が見たときに、どんなことをして、どういうふうになって、結果的にこの事業が放射性物質拡散防止対策工事になっているのかというのが、なかなか理解できないんですけども。仕様なりなんなりあればね、きょう、この場所で提出じゃなくてもいいですけども。私ども議員が、こういう中で、こういうことで、こういうふうになって、こうなっているというふうに、きちんと説明できるような内容があつてしかならねばと思っております。今までのため池もありますけれどもね。そういう部分で、今の説明だと、どういうふうに理解しているのかわからないんです。ですから、その辺、もう一度お答えいただいて、後ほど、それなりのものをいただければありがたいと思っております。

建設課長（高橋祐一君） まず、この事業の始まりとしましては、ため池の流入口、真ん中、出口というところをまずは予備調査をします。あくまでもその表面の10センチの部分で調査して、そこに8,000ベクレル以上あるというものが確定されれば、そのため池についてはこの事業の対象となりますよということになります。その後、詳細設計を行います。大体10メートルメッシュで測定していきます。その測定の仕方としましては、最初に、混入をして10センチごとの厚みでその放射線の量を測定します。その厚みの中で、例えば20センチまでが8,000ベクレル以上、30センチ以下については5,000ベクレルという形になれば、そのエリアについては20センチの放射線の除去という形で、設計を組んで実施をしていきます。その後、設計書に基づいて、今度、現場に関しましては、やはり同じようなメッシュで行いまして、最初に同じように今度は乾いた中でやるわけなんですけれども、川の水を引いて、乾いた中でやるということで、その部分を採取して、そのデータと最初の当初の調査が合っているかどうかという確認をして、実施をしていきます。そうしていきますと、現場は、端のほうは2メートルぐらいのメッシュで細かくやっているとありますが、そういう端の部分のところについては適応外だったりとか、そういう部分。逆にもっとあつたりということで、かなり現場での差が出てくると。当初の設計の中では10メートルメッシュの中でやっていますので、そういう細かいところまでは現場とは合っていないということで、こういう変更の状況が出てきております。

あと、その調査方法なり施工方法については、後ほど資料を提出させていただきます。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第32、議案第35号 農業水利施設等保全再生事業 ため池放射性汚染物質拡散防止対策工事（入山田、山田地区）請負契約の変更について

議長（菅野新一君） 日程第32、議案第35号農業水利施設等保全再生事業 ため池放射性汚染物質拡散防止対策工事（入山田、山田地区）請負契約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

5番（高橋和幸君） 議案第35号に関してですけれども、先ほどの議案第34号にも関連性がありまして、入山田は、変更前の1,320袋が変更増減なしでプラマイゼロということで、山田に関しては849袋が789袋でマイナス60袋とありますけれども、先ほども建設課長から説明がありましたけれども、これ、どちらがどのくらいの面積かもわかりませんけれども、山田のほうに関して、どのくらいの面積なのか。また、その面積に対して何点計測したのかをお伺いします。

建設課長（高橋祐一君） 申しわけありませんが、細かい資料がありませんので、後ほど報告させていただきます。

5番（高橋和幸君） 物事や言葉には、やっていいこと、悪いこと。また、物には、とつてもいいもの、悪いものとありますけれども、放射性汚染物質ですから、これは多くとることにこしたことはないと思うんです。先ほどは1,000袋くらいありましたけれども、今回はマイナス60袋ということで、これは1パック、フレコンの1トンパックと計算してもよろしいんでしょうかね。もしそれであれば、60袋がマイナスとなるのは、その計測のたびにベクレル数が違ったからということを経理にするのかもわかりませんけれども、60袋分のものが削られなくて現場地に置いてあるというのは、そこに放射性物質のベクレル数がいかほどかはちょっと私には察することはできませんけれども、大きく最初の計画よりも差が出てきますし、不安も残ると思うんですけれども、その点に関してはいかがでしょうか。

建設課長（高橋祐一君） 今、山田のほうでマイナス60袋ということがありましたが、これは実際に削り取った量、放射線量だと8,000ベクレル以上の量であります。削り取って線量をはかるのではなくて、削る前に線量をはかるものですから、この60袋の少なくなった部分については、ある程度のエリアとか厚さの中で、削り取らないで、そのままの形であるというご理解をお願いしたいと思います。

5番（高橋和幸君） 議長、これに関しまして、先ほどの議案第34号もそうですけれども、面積と計測数の資料の提出をお願いします。

議長（菅野新一君） はい。

5番（高橋和幸君） ということと、建築とか、建設とか、土木というのは、建設課長が毎回

おっしゃるとおり、先に計測とか計量をしているということで、計画的にやられていると思うんですよ。それが毎回、このように差が出てくるというのは、ちょっといかなものかなと私的には思いますので、今後もこういう、ため池に限らず、同じような事業等があればきっちり工事の前に精査、調査をしていただいて、誤差の生じないようにしっかりと施工をしていただけるようお願いいたします。

以上です。

建設課長（高橋祐一君）　こういう形でいろいろ変更が出てくるということで、その設計と実施と数量の差はいかなものかというご質問かと思いますが、実際の設計というものはある程度のスパン、先ほど言ったように、10メートルピッチという形で実施をしております。それを現場に合わせるとなると、全てが全て現場のとおりにはならない。建築の場合でありますと、新たにつくるものでありますから数字はありませんが、こういう土木工事に関しては、ある程度、現場によって合わないところが出てくるということで、こういう変更をさせていただいているところでもあります。この放射線の対策に関しましても、先ほど言ったように10メートルピッチでまずはかっています。それも、水は抜かないで上からはかっているという状況で、実際的にこの設計どおりの数字というのは、今回、入山田が同じ数字になっていますが、なかなかそういうふうな現場はこれからは出てこないと我々も思っていますし、それ、設計どおりという形ではなくて、あくまでも現場の状況を把握しながら進めていきたいと思っています。当初の設計を幾らでも精査して、変更の少ないような形で進めていきたいと思っています。

議長（菅野新一君）　ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君）　これで質問を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君）　討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第33、議案第36号 被災地域農業復興総合支援事業効果促進事業 飯舘村ライスセンター等用地造成工事請負契約の変更について

議長（菅野新一君）　日程第33、議案第36号被災地域農業復興総合支援事業効果促進事業 飯舘村ライスセンター等用地造成工事請負契約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

1番（佐藤健太君）　土砂運搬距離の変更とありますけれども、これは盛り土材のストックヤードの場所が変わったという認識でよろしいでしょうか。

建設課長（高橋祐一君）　この土砂運搬距離の変更、4.5キロ減というのは、もともと土を環

境省の遮蔽土のふるった良質な土を使うということで、当初は、環境省のほうではまとめて、前あったニュートラックいいたての裏で、そこでやっていたものですから、そこからの運搬距離を計上しておりましたけれども、今年度になって各仮々置き場でそのふるいをしているというところで、今回については、深谷と大師堂、草野のほうの仮々置き場からその材料を持ってきたということで、距離が4.5キロ近くなったという形になっています。

議長（菅野新一君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

5番（高橋和幸君） ちょっと議長に進言がありますので、暫時休議をお願いします。

◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 暫時休憩します。

（午後2時04分）

◎再開の宣告

議長（菅野新一君） 再開します。

（午後2時05分）

議長（菅野新一君） それでは、高橋和幸君より指摘がありましたが、「異議なし」をもう少しみんなの情勢を眺めながら、間をとって、異議なしも討論もありとかとってくださいということですから、ご協力をお願いします。

4番（高橋孝雄君） この特別審査会で2日間もみっちりやって、そして同じような質問の内容だから、本当安倍総理じゃなくても、要らないような質問はしないほうがいいんじゃないかなと私は思って異議なしと言ったんです。何かそこで文句があるんだったらばそれは受けますが、そのように私は感じて、それで異議なしと言っています。よろしく。

議長（菅野新一君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第34、議案第37号 災害関連農村生活環境施設復旧事業・福島再生加速化交付金事業

農業集落排水管路工事（草野第1地区・草野1期②）請負契約の
変更について

議長（菅野新一君） 日程第34、議案第37号災害関連農村生活環境施設復旧事業・福島再生加速化交付金事業農業集落排水管路工事（草野第1地区・草野1期②）請負契約の変更について議題とします。

これから質疑を行います。

6番（渡邊 計君） 説明資料の中で、変更内容37万9,000円と554万3,000円、合計592万2,000円とありますが、6番の契約の金額の中では851万5,100円の増となっておりますが、259万3,100円はどこへ飛んでいったのでしょうか。

建設課長（高橋祐一君） 申しわけございません。増減の額が直接工事費ということで、諸経費が入っていない数字を記載させていただきました。この差がその諸経費ということで、現場管理費、一般管理費等の差額となっております。

議長（菅野新一君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第35、議案第38号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議長（菅野新一君） 日程第35、議案第38号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

討論を省略します。

これから本件について採決します。

お諮りします。本件に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決定しました。

◎日程第36、議案第39号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議長（菅野新一君） 日程第36、議案第39号固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

討論を省略します。

これから本件について採決します。

お諮りします。本件に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決定しました。

◎日程第37、閉会中の継続調査の件

議長（菅野新一君） 日程第37、閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申し出のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査をすることに決定しました。

◎日程第38、閉会中の所管事務調査の件

議長（菅野新一君） 日程第38、閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

産業厚生常任委員長から、会議規則第73条の規定によって、お手元に配りました申し出のとおり閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出どおり閉会中の所管事務調査をすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の所管事務調査とすることに決定しました。

◎日程第39、議員派遣の件

議長（菅野新一君） 日程第39、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

◎閉会の宣言

議長（菅野新一君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第2回飯舘村議会定例会を閉会します。

ご苦労さまです。

(午後2時13分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年3月17日

飯 舘 村 議 会 議 長 菅 野 新 一

同 会議録署名議員 高 橋 孝 雄

同 会議録署名議員 高 橋 和 幸

同 会議録署名議員 渡 邊 計